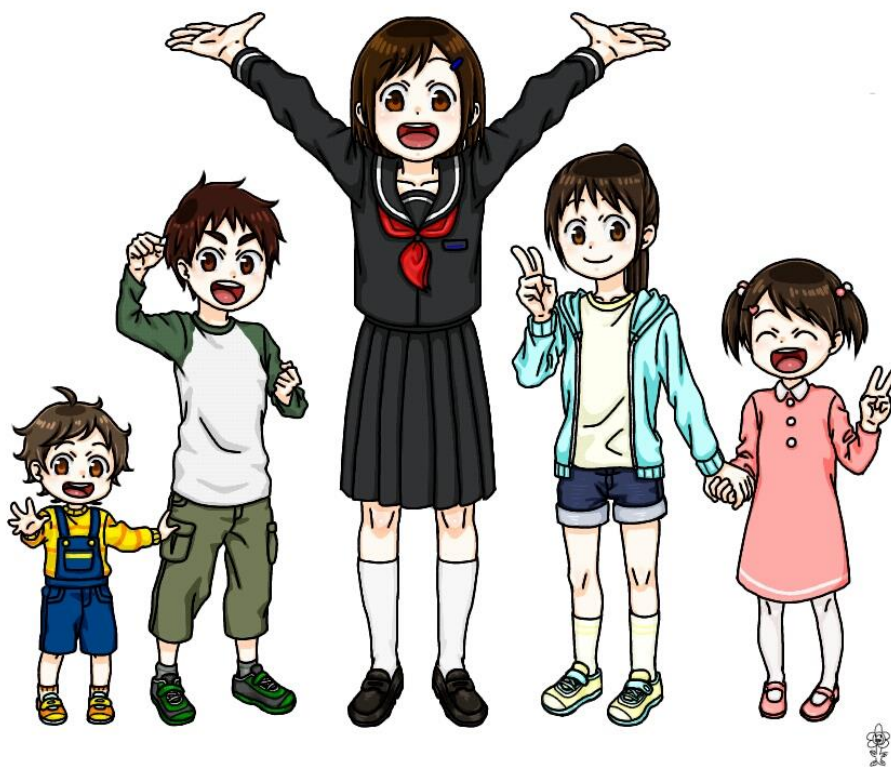


令和8年度

# 初任者の皆さんへ



山梨県総合教育センター

# 初任者の皆さんへ

山梨県総合教育センター 所長

教員としての第一歩を踏み出された皆さんの門出を、心からお祝いたします。変化の激しい先の見えない時代にあって、子どもたちの未来に希望の灯をともし教職を選ばれたことに、深い敬意を表します。教育は、社会を支える根幹であり、未来を創る営みです。その大切な使命を担う仲間として、皆さんを心より歓迎いたします。

これから始まる教職生活は、あらゆる可能性を秘めた子どもたちを育てるといふ、かけがえのない仕事に携わる日々です。それは、子どもたち一人ひとりが自分の良さや可能性を認識し、他者を尊重しながら多様な人々と協働し、社会の変化を乗り越えて豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるよう導くことです。こうした営みは、単なる知識の伝達にとどまらず、子どもたちの心に寄り添い、未来への力を育むことにほかなりません。

この一年間にわたる初任者研修は、教育公務員特例法第23条に基づき、山梨県教育委員会が実施する法定研修です。採用の日から1年間、学級や教科を担当しながら、実践的指導力と使命感を養います。研修は、所属校での校内研修と、本センターを中心とした校外研修で構成されます。本センターでは、経験豊富な指導主事が本冊子を活用し、講義や演習を行います。本冊子は、センターでの研修はもちろん、学校での研修や学習計画の立案、現場での対応の基礎資料として幅広く活用してください。

『やまなし教員等育成指標』には、教員に求められる素養として、豊かな人間性と人権意識、優れたコミュニケーション能力、使命感と責任感、法令遵守、高い倫理観、学び続ける力、そしてふるさとやまなしの未来を担う人材を育成する力が示されています。これらは、初任者研修だけでなく、教職生涯を通じて高めていくものです。さらに、「主体的・対話的で深い学び」は、児童生徒だけでなく教師にも求められています。教師自身が主体的に学び、対話を通じて理解を深めることで、専門性を高め、教育現場での実践力を向上させることが期待されています。

皆さんは、初めて児童生徒の前に立ったとき、期待と不安が入り交じった気持ちだったのではないのでしょうか。不安があるかもしれませんが、周りを見てください。先輩や同僚、そして研修で出会う仲間がいます。悩みを共有し、喜びを分かち合える仲間です。その存在を励みに、研修に取り組んでください。困ったときは一人で抱え込まず、声をかけてください。教育はチームで進めるものです。仲間とともに学び、成長することが、皆さん自身の力になります。

この一年が、皆さんの教員としてのキャリアの確かな第一歩となることを心から願い、エールを送ります。未来を担う子どもたちの笑顔と成長のために、共に歩んでいきましょう。

# 目 次

初任者の皆さんへ

初任者研修計画一覧	4
やまなし教員等育成指標	11
I 基礎的素養・学校運営	15
I-1 教育公務員としてのあるべき姿	
I-2 教育課程	
I-3 連携・協働	
I-4 学校安全	
I-5 働き方改革・業務改善	
II 学級経営	24
III 教科指導・学習指導	26
III-1 授業の構想	
III-2 指導と評価の一体化の観点からの指導計画	
III-3 授業改善の視点	
IV 道徳教育	29
V 特別活動	33
VI 総合的な学習/探究の時間	35
VII 生徒指導・進路指導	39
VII-1 児童生徒理解	
VII-2 人権教育	
VII-3 いじめへの対応	
VII-4 キャリア教育	
VIII 特別支援教育	52
IX 特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応	62
X ICTや情報・教育データの利活用	65
XI 学校保健	70
XII 食に関する指導の進め方	72
XIII 研修	74
XIII-1 教員としての研修	
XIII-2 総合教育センターにおける初任者研修の留意点	

山梨県教育委員会が実施する初任者研修は、文部科学省(初等中等教育局・平成19年)から提示された以下の「初任者研修目標・内容例」の7項目、および「やまなし教員等育成指標」(令和5年3月)をもとに計画されています。

文部科学省「初任者研修目標・内容例」	関係する具体的な研修例	
<p>I 基礎的素養 (学校運営を含む)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>公教育の役割と諸課題の解決に向けた取組</li> <li>学習指導要領と教育課程の編成・実施並びに評価</li> <li>学校教育目標の具現化に向けた取組</li> <li>教員の勤務と公務員としての在り方</li> <li>学校の組織運営</li> <li>教員研修と教員としての生き方</li> <li>教育課題の解決に向けた取組</li> <li>特別支援教育の制度と具体的な取組</li> <li>教育機関や企業等における体験を通じた研修</li> <li>研修の総括(初任者研修の総括)</li> </ol>	<p>初任者研修の意義・種類と方法 公教育の役割と使命</p> <p>学習指導要領の法的位置と基準性</p> <p>学校教育目標と教育実践への心構え</p> <p>教育公務員の服務と義務・勤務と給与・待遇</p> <p>学校組織と校務分掌</p> <p>教師としての心構え 教職観の涵養</p> <p>危機管理 人権教育 学校保健・安全指導・食教育</p> <p>特別支援教育体制の整備と活用 特別支援教育と合理的配慮</p> <p>体験研修の意義とねらい</p> <p>研修のまとめと今後に向けて</p> <p>山梨県教育委員会の教育施策</p> <p>教育課題と学校教育の現状</p> <p>教育環境の整備 学校評価と教職員評価制度 関係法令と学校組織</p> <p>P T C A活動 コミュニティスクール他</p> <p>教育の情報化等への対応 教育の国際化等への対応 メンタルヘルス</p>
<p>II 学級経営</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>学級経営の意義</li> <li>学級経営の実際と工夫</li> <li>保護者と連携を図った学級経営</li> <li>学級事務の処理</li> </ol>	<p>学級経営の意義と役割 年間計画と運営</p> <p>学級集団作りと日常の活動</p> <p>学級開き・学級通信 年度当初の学級事務</p> <p>保護者対応の仕方と関係づくり</p> <p>年度当初、各学期当初の学級事務</p> <p>学年経営と学級経営案の作成</p> <p>学級の組織づくりと教室環境づくり</p> <p>児童生徒とのかかわり方 部活動</p> <p>家庭訪問の意義と留意点 保護者会</p> <p>学期末のまとめと諸表簿作成 学年末のまとめと指導要録の作成</p>
<p>III 教科指導 (学習指導)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>基礎技術</li> <li>授業の進め方</li> <li>授業参観</li> <li>授業研究</li> </ol>	<p>教科指導と学習指導要領</p> <p>発問・言語活動・机間指導 ・板書・ICT・ワークシートの工夫</p> <p>基礎基本の定着 個別最適・協働的な学びについて</p> <p>教材研究と授業展開</p> <p>授業参観の意義とねらい</p> <p>学習指導案の作成</p> <p>年間指導計画と授業の見通し</p> <p>個に応じた学習指導の進め方</p> <p>授業の分析と診断・評価 指導の改善や児童生徒の意欲向上</p> <p>テストの作成と成績処理</p> <p>授業実践(振り返り・改善) 示範授業</p>
<p>IV 道徳教育</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>道徳教育の基礎的理解</li> <li>道徳の時間の指導</li> </ol>	<p>道徳教育の目標や意義</p> <p>道徳的価値・内容項目と 年間指導計画</p> <p>授業づくり(導入・展開・終末)</p> <p>教材研究と指導案の作成 指導案作成の留意点 道徳科の評価の在り方</p> <p>道徳の主題構想と資料研究</p> <p>考え議論する道徳 他教科・領域等の道徳教育</p> <p>発問・板書・話し合い活動 ・机間指導・ワークシートの工夫</p> <p>道徳的判断力・心情・実践意欲 と態度</p> <p>授業実践(振り返り・改善) 示範授業</p>
<p>V 特別活動</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>特別活動の教育的意義</li> <li>特別活動の指導計画と授業の実際</li> <li>学級活動の指導と評価の工夫改善</li> <li>児童会・生徒会活動、クラブ活動、学校行事の指導と評価の工夫改善</li> </ol>	<p>特別活動の目標や意義と内容</p> <p>全体の指導計画と年間指導計画</p> <p>学級活動の意義とねらい</p> <p>児童会・生徒会活動・委員会活動 ・クラブ活動・部活動他</p> <p>学校行事の意義とねらい</p> <p>授業実践(振り返り・改善) 示範授業</p> <p>集会の活動の指導と評価の工夫</p>
<p>VI 総合的な 学習／探究 の時間</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>総合的な学習の時間の趣旨・ねらい</li> <li>全体計画の作成</li> <li>学習活動の進め方</li> <li>評価の特質と評価方法</li> </ol>	<p>学習形態、指導体制の工夫</p> <p>全体計画作成の必要性</p> <p>探究的な学習活動の具体的方法 (調べ学習・体験的学習・他)</p> <p>評価の方法と生かし方 指導と評価の工夫改善</p> <p>地域の教育資源の活用</p> <p>全体計画の内容と取扱い</p> <p>I C Tを利用しての活動 体験的・問題解決的な学習</p> <p>授業実践(振り返り・改善) 示範授業</p>
<p>VII 生徒指導 進路指導</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>生徒指導</li> <li>進路指導</li> </ol>	<p>生徒指導の意義とねらい 児童生徒理解の内容と方法</p> <p>問題行動のある児童生徒との かかわり方</p> <p>自尊感情と自己有用感</p> <p>進路指導の意義とねらい</p> <p>進路指導(キャリア教育)の展開 と事例研究</p> <p>教育相談の進め方</p> <p>不登校・いじめ防止・SNSトラブル ・スマホ等のルール</p> <p>人権教育(LGBTを含む) 環境教育</p> <p>キャリア教育とキャリア パスポート</p> <p>生徒指導・進路指導の振り返り と改善</p>

対象	研修番号						実施日	研修会名	研修内容	会場
	小	中	高	特	養	栄				
小中高特養栄	1111	1211	1311	1411	1511	1611	4/17(金) 4/24(金)	開講式	開講式 教育監講話	総合教育センター
								教育公務員の服務	教育公務員の服務内容とその自覚	
								校内・校外研修について	初任者研修の概要・オリエンテーション	
								教職としての素養	初任者としての学校運営への参画	
								学級経営基礎	【小・中・高】学級経営基礎	
								新任教員の心構え	【特】新任教員の心構え	
								養護教諭専門 1	学校保健活動の推進と養護教諭の役割	
栄養教諭専門 1	栄養教諭の役割									
							接遇	社会人としての接遇の在り方		
小中高特養栄	1112	1212	1312	1412	1512	1612	5/15(金)	危機管理(情報)	情報に関する危機管理	総合教育センター
							5/22(金)	総合的な学習(探究)の時間	総合的な学習(探究)の時間の意義と進め方	
							教育相談	教育相談の意義と進め方		
小中高特養栄	1113	1213	1313	1413	1513	1613	5/29(金)	情報交換会	情報交換会	○ 所属校等
								教育公務員の勤務と給与	教育公務員の勤務と給与について	
								校外学習引率の心構え	校外学習の意義と進め方	
								特別支援教育基礎	特別支援教育の基礎的理解	
小中高特養栄	1114	1214	1314	1414	1514	1614	6/5(金)	教科指導法 1・2	【小】国・算の指導法(必修)【中・高】教科別【特】子供の発達段階と認知学習の指導法	総合教育センター
							6/12(金)	養護教諭専門 2・3	保健室経営①・②	
							栄養教諭専門 2・3	栄養管理・学級活動における食指導		
							教科指導法 3(小)	【小】理・社・国・音・家・外の指導法(選択履修)		
							学校におけるICTの在り方	学校における情報教育機器の効果的な活用の仕方		
							情報交換会	情報交換会		
小中高特養栄	1115	1215	1315	1415	1515	1615	6/26(金)	健康教育(学校安全)	学校安全教育の意義と進め方	○ 所属校等
								健康教育(保健)	保健教育の意義と進め方	
								健康教育(食育)	食育の意義と進め方	
								道徳教育	道徳教育の意義と進め方	
								人権教育	人権教育の意義と進め方(いじめ・体罰を含む)	
小中高特養栄	1116	1216	1316	1416	1516	1616	7/3(金)	生徒指導	【小・中・高・特】生徒指導の意義と進め方	総合教育センター
								学習指導要領	【小・中・高・特】学習指導要領と学習評価	
								養護教諭専門 4・5	学校における感染症対応・アレルギー対応	
								栄養教諭専門 4	食物アレルギー対応	
								キャリア教育	キャリア教育の意義と進め方	
								特別活動	【小・中・高】特別活動の意義と進め方	
								自立活動	【特】自立活動の指導	
								養護教諭専門 6	保健教育の意義と進め方	
								栄養教諭専門 5・6	食に関する指導の在り方・学校給食の活用	
							情報交換会	情報交換会		
小中高特養栄	1117	1217	1317	1417	1517	1617	夏季休業中	自然観察	【小】自然観察の意義と観察法 7月23日(木)AM	総合教育センター等
								情報交換会	【小】情報交換会 7月23日(木)AM	
								教科指導法 2(中・高・特)	【中・高】各教科別に教科専門研修より選択履修【特】研修番号(341)(342)(343)(345)から1つ選択	
								養護教諭専門 7	研修番号(701)「救急処置研修会」を履修 7月30日(木)AM	
								栄養教諭専門 7	研修番号(292)「食育研修会」を履修 7月22日(水)PM	
小中高特養栄	1118	1218	1318	1418	1518	-	夏季休業中	学級経営実践	【小】学級経営実践 7月23日(木)PM	総合教育センター等
								教科指導法 3(中・高・特)	【中・高】各教科別に教科専門研修より選択履修【特】研修番号(341)(342)(343)(345)から教科指導法2で選択した研修以外を1つ	
								養護教諭専門(保健体育課)	研修番号(703)「健康相談実践基礎研修会」を履修 7月28日(火)AM ※初任者は総合教育センターに参集	
								栄養教諭専門(保健体育課)	食に関する指導の実践報告 防災新館にて受講 8月21日(金)	
小中高特養栄	1119	1219	1319	1419	1519	1619	8/20(木)	ストレスマネジメント	ストレスマネジメントについての理解と実践	総合教育センター
								特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応	特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応について	
								プログラミング	【小・特小】プログラミング教育の意義と進め方	
								部活動の在り方	【中・高・特中・特高】部活動の在り方と進め方	
								養護教諭専門 8	特別支援の養護理解	
								栄養教諭専門 8	衛生管理	
							情報交換会	情報交換会(1学期の成果と課題)		
小中高特養栄	1120	1220	1320	1420	1520	1620	10/9(金) 10/16(金)	防災教育	学校における防災教育の意義と進め方	総合教育センター
							博学連携	博学連携の意義と進め方		
							情報交換会	情報交換会		
小中高特養	1121	1221	1321	1421	1521	-	1/8(金) 1/15(金)	ICT活用授業実践報告	ICTを活用した授業実践発表と研究協議	総合教育センター
							ICT活用授業実践研修	ICTを活用した授業づくりの進め方		
							養護教諭専門 9・10	保健教育実践発表と研究協議・学校保健活動の評価		
小中高特養栄	1122	1222	1322	1422	1522	1622	1/22(金) 1/29(金)	研修の成果と課題	初任者研修の成果と課題についての発表と研究協議	総合教育センター
							学び続ける教員について	研修の履歴およびソフォモア研修について		
							閉講式	所長講話 閉講式		

以上に加え、授業研修会(半日×4回)と異校種参観研修会(1日)を行う。

研修内容欄の○はオンライン研修会を表す。

研修番号	実施日	研修会名	研修内容	会場
1111	4/17(金)	開講式	開講式 教育監講話	総合教育センター
		教育公務員の服務	教育公務員の服務内容とその自覚	
		校内・校外研修について	初任者研修の概要・オリエンテーション	
		教職としての素養	初任者としての学校運営への参画	
		学級経営基礎	学級経営基礎	
		接遇	社会人としての接遇の在り方	
1112	5/15(金)	危機管理(情報)	情報に関する危機管理	総合教育センター
		総合的な学習の時間	総合的な学習の時間の意義と進め方	
		教育相談	教育相談の意義と進め方	
		情報交換会	情報交換会	
1113	5/29(金)	教育公務員の勤務と給与	教育公務員の勤務と給与について	○
		校外学習引率の心構え	校外学習の意義と進め方	○
		特別支援教育基礎	特別支援教育の基礎的理解	○
		特別支援教育理解	特別支援学校の紹介(6校)と具体的支援方法の理解	○
1114	6/5(金)	教科指導法 1・2	国・算の指導法(必修)	総合教育センター
		教科指導法 3	理・社・図・音・家・外の指導法(選択履修)	
		学校におけるICTの在り方	学校における情報教育機器の効果的な活用の仕方	
		情報交換会	情報交換会	
1115	6/26(金)	健康教育(学校安全)	学校安全教育の意義と進め方	○
		健康教育(保健)	保健教育の意義と進め方	○
		健康教育(食育)	食育の意義と進め方	○
		道徳教育	道徳教育の意義と進め方	○
		人権教育	人権教育の意義と進め方(いじめ・体罰を含む)	○
1116	7/3(金)	生徒指導	生徒指導の意義と進め方	総合教育センター
		学習指導要領	学習指導要領と学習評価	
		キャリア教育	キャリア教育の意義と進め方	
		特別活動	特別活動の意義と進め方	
		情報交換会	情報交換会	
1117	7/23(木) AM	自然観察	自然観察の意義と指導法	総合教育センター
		情報交換会	情報交換会	
1118	7/23(木) PM	学級経営実践	学級経営実践	総合教育センター
1119	8/20(木)	ストレスマネジメント	ストレスマネジメントについての理解と実践	総合教育センター
		特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応	特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応について	
		プログラミング	プログラミング教育の意義と進め方	
		情報交換会	情報交換会(1学期の成果と課題)	
1120	10/9(金)	防災教育	学校における防災教育の意義と進め方	総合教育センター
		博学連携	博学連携の意義と進め方	
		情報交換会	情報交換会	
1121	1/15(金)	ICT活用授業実践報告	ICTを活用した授業実践発表と研究協議	総合教育センター
		情報交換会	情報交換会	
1122	1/29(金)	研修の成果と課題	初任者研修の成果と課題についての発表と研究協議	総合教育センター
		学び続ける教員について	研修の履歴およびソフォモア研修について	
		閉講式	所長講話 閉講式	
1123 ～ 1127	5月 ～ 1月	授業研修会	実習校における授業研修(4回) *詳細は後日提示 異校種の授業参観(1回)	実習指定校 山梨大附属

研修内容欄の○はオンライン研修会を表す。

研修番号	実施日	研修会名	研修内容	会場
1211	4/24(金)	開講式	開講式 教育監講話	総合教育センター
		教育公務員の服務	教育公務員の服務内容とその自覚	
		校内・校外研修について	初任者研修の概要・オリエンテーション	
		教職としての素養	初任者としての学校運営への参画	
		学級経営基礎	学級経営基礎	
		接遇	社会人としての接遇の在り方	
1212	5/22(金)	危機管理(情報)	情報に関する危機管理	総合教育センター
		総合的な学習の時間	総合的な学習の時間の意義と進め方	
		教育相談	教育相談の意義と進め方	
		情報交換会	情報交換会	
1213	5/29(金)	教育公務員の勤務と給与	教育公務員の勤務と給与について	○
		校外学習引率の心構え	校外学習の意義と進め方	○
		特別支援教育基礎	特別支援教育の基礎的理解	○
		特別支援教育理解	特別支援学校の紹介(6校)と具体的支援方法の理解	○
1214	6/12(金)	教科指導法 1	教科別	総合教育センター
		学校におけるICTの在り方	学校における情報教育機器の効果的な活用の仕方	
		情報交換会	情報交換会	
1215	6/26(金)	健康教育(学校安全)	学校安全教育の意義と進め方	○
		健康教育(保健)	保健教育の意義と進め方	○
		健康教育(食育)	食育の意義と進め方	○
		道徳教育	道徳教育の意義と進め方	○
		人権教育	人権教育の意義と進め方(いじめ・体罰を含む)	○
1216	7/3(金)	生徒指導	生徒指導の意義と進め方	総合教育センター
		学習指導要領	学習指導要領と学習評価	
		キャリア教育	キャリア教育の意義と進め方	
		特別活動	特別活動の意義と進め方	
		情報交換会	情報交換会	
1217	夏季休業中	教科指導法 2	各教科別に教科専門研修より選択履修	総合教育センター等
1218	夏季休業中	教科指導法 3	各教科別に教科専門研修より選択履修	総合教育センター等
1219	8/20(木)	ストレスマネジメント	ストレスマネジメントについての理解と実践	総合教育センター
		特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応	特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応について	
		部活動の在り方	部活動の在り方と進め方	
		情報交換会	校種別の情報交換会(1学期の成果と課題)	
1220	10/16(金)	防災教育	学校における防災教育の意義と進め方	総合教育センター
		博学連携	博学連携の意義と進め方	
		情報交換会	情報交換会	
1221	1/8(金)	ICT活用授業実践報告	ICTを活用した授業実践発表と研究協議	総合教育センター
		ICT活用授業実践研修	ICTを活用した授業づくりの進め方	
1222	1/22(金)	研修の成果と課題	初任者研修の成果と課題についての発表と研究協議	総合教育センター
		学び続ける教員について	研修の履歴およびソフォモア研修について	
		閉講式	所長講話 閉講式	
1223 ～ 1227	5月 ～ 1月	授業研修会	実習校における授業研修(4回) *詳細は後日提示 異校種の授業参観(1回)	実習指定校 山梨大附属

研修内容欄の○はオンライン研修会を表す。

研修番号	実施日	研修会名	研修内容	会場
1311	4/24(金)	開講式	開講式 教育監講話	総合教育センター
		教育公務員の服務	教育公務員の服務内容とその自覚	
		校内・校外研修について	初任者研修の概要・オリエンテーション	
		教職としての素養	初任者としての学校運営への参画	
		学級経営基礎	学級経営基礎	
		接遇	社会人としての接遇の在り方	
1312	5/22(金)	危機管理(情報)	情報に関する危機管理	総合教育センター
		総合的な探究の時間	総合的な探究の時間の意義と進め方	
		教育相談	教育相談の意義と進め方	
		情報交換会	情報交換会	
1313	5/29(金)	教育公務員の勤務と給与	教育公務員の勤務と給与について	所属校等
		校外学習引率の心構え	校外学習の意義と進め方	
		特別支援教育基礎	特別支援教育の基礎的理解	
		特別支援教育理解	特別支援学校の紹介(6校)と具体的支援方法の理解	
1314	6/12(金)	教科指導法 1	教科別	総合教育センター
		学校におけるICTの在り方	学校における情報教育機器の効果的な活用の仕方	
		情報交換会	情報交換会	
1315	6/26(金)	健康教育(学校安全)	学校安全教育の意義と進め方	所属校等
		健康教育(保健)	保健教育の意義と進め方	
		健康教育(食育)	食育の意義と進め方	
		道徳教育	道徳教育の意義と進め方	
		人権教育	人権教育の意義と進め方(いじめ・体罰を含む)	
1316	7/3(金)	生徒指導	生徒指導の意義と進め方	総合教育センター
		学習指導要領	学習指導要領と学習評価	
		キャリア教育	キャリア教育の意義と進め方	
		特別活動	特別活動の意義と進め方	
		情報交換会	情報交換会	
1317	夏季休業中	教科指導法 2	各教科別に教科専門研修より選択履修	総合教育センター等
1318	夏季休業中	教科指導法 3	各教科別に教科専門研修より選択履修	総合教育センター等
1319	8/20(木)	ストレスマネジメント	ストレスマネジメントについての理解と実践	総合教育センター
		特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応	特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応について	
		部活動の在り方	部活動の在り方と進め方	
		情報交換会	校種別の情報交換会(1学期の成果と課題)	
1320	10/16(金)	防災教育	学校における防災教育の意義と進め方	総合教育センター
		博学連携	博学連携の意義と進め方	
		情報交換会	情報交換会	
1321	1/8(金)	ICT活用授業実践報告	ICTを活用した授業実践発表と研究協議	総合教育センター
		ICT活用授業実践研修	ICTを活用した授業づくりの進め方	
1322	1/22(金)	研修の成果と課題	初任者研修の成果と課題についての発表と研究協議	総合教育センター
		学び続ける教員について	研修の履歴およびソフォモア研修について	
		閉講式	所長講話 閉講式	
1323 ～ 1327	6月 ～ 1月	授業研修会	先輩の授業参観(6月～9月)・初任者の授業実施(7月～10月) *各教科2回ずつ 異校種の授業参観(1回)	依頼校 山梨大附属

研修内容欄の○はオンライン研修会を表す。

	実施日	研修会名	研修内容	会場	
1411	4/24(金)	開講式	開講式 教育監講話	総合教育センター	
		教育公務員の服務	教育公務員の服務内容とその自覚		
		校内・校外研修について	初任者研修の概要・オリエンテーション		
		教職としての素養	初任者としての学校運営への参画		
		新任教員の心構え	新任教員の心構え		
		接遇	社会人としての接遇の在り方		
1412	5/22(金)	危機管理(情報)	情報に関する危機管理	総合教育センター	
		総合的な学習(探究)の時間	総合的な学習(探究)の時間の意義と進め方		
		教育相談	教育相談の意義と進め方		
		情報交換会	情報交換会		
1413	5/29(金)	教育公務員の勤務と給与	教育公務員の勤務と給与について	○	所属校等
		校外学習引率の心構え	校外学習の意義と進め方	○	
		特別支援教育基礎	特別支援教育の基礎的理解	○	
		特別支援教育理解	特別支援学校の紹介(6校)と具体的支援方法の理解	○	
1414	6/12(金)	教科指導法 1	子供の発達段階と認知学習の指導法について	総合教育センター	
		学校におけるICTの在り方	学校における情報教育機器の効果的な活用の仕方		
		情報交換会	情報交換会		
1415	6/26(金)	健康教育(学校安全)	学校安全教育の意義と進め方	○	所属校等
		健康教育(保健)	保健教育の意義と進め方	○	
		健康教育(食育)	食育の意義と進め方	○	
		道徳教育	道徳教育の意義と進め方	○	
		人権教育	人権教育の意義と進め方(いじめ・体罰を含む)	○	
1416	7/3(金)	生徒指導	生徒指導の意義と進め方	総合教育センター	
		学習指導要領	学習指導要領と学習評価		
		キャリア教育	キャリア教育の意義と進め方		
		自立活動	自立活動の指導		
		情報交換会	情報交換会		
1417	夏季休業中	教科指導法 2	研修番号(341)(342)(343)(345)から1つ選択	総合教育センター	
1418	夏季休業中	教科指導法 3	研修番号(341)(342)(343)(345)から教科指導法2で選択した研修以外を1つ	総合教育センター	
1419	8/20(木)	ストレスマネジメント	ストレスマネジメントについての理解と実践	総合教育センター	
		特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応	特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応について		
		プログラミング	【特小】プログラミング教育の意義と進め方		
		部活動の在り方	【特中・高】部活動の在り方と進め方		
		情報交換会	校種別の情報交換会(1学期の成果と課題)		
1420	10/16(金)	防災教育	学校における防災教育の意義と進め方	総合教育センター	
		博学連携	博学連携の意義と進め方		
		情報交換会	情報交換会		
1421	1/8(金)	ICT活用授業実践報告	ICTを活用した授業実践発表と研究協議	総合教育センター	
		ICT活用授業実践研修	ICTを活用した授業づくりの進め方		
1422	1/22(金)	研修の成果と課題	初任者研修の成果と課題についての発表と研究協議	総合教育センター	
		学び続ける教員について	研修の履歴およびソフォモア研修について		
		閉講式	所長講話 閉講式		
1423	6月	授業研修会	先輩の授業参観(1回)・初任者の授業実施(3回)	依頼校	
1427	1月		異校種の授業参観(1回)	山梨大附属	

研修内容欄の○はオンライン研修会を表す。

	実施日	研修会名	研修内容	会場
1511	4/24(金)	開講式	開講式 教育監講話	総合教育センター
		教育公務員の服務	教育公務員の服務内容とその自覚	
		校内・校外研修について	初任者研修の概要・オリエンテーション	
		教職としての素養	初任者としての学校運営への参画	
		養護教諭専門 1	学校保健活動の推進と養護教諭の役割	
		接遇	社会人としての接遇の在り方	
1512	5/22(金)	危機管理(情報)	情報に関する危機管理	総合教育センター
		総合的な学習(探究)の時間	総合的な学習(探究)の時間の意義と進め方	
		教育相談	教育相談の意義と進め方	
		情報交換会	情報交換会	
1513	5/29(金)	教育公務員の勤務と給与	教育公務員の勤務と給与について	○
		校外学習引率の心構え	校外学習の意義と進め方	○
		特別支援教育基礎	特別支援教育の基礎的理解	○
		特別支援教育理解	特別支援学校の紹介(6校)と具体的支援方法の理解	○
1514	6/12(金)	養護教諭専門 2・3	保健室経営①・②	総合教育センター
		学校におけるICTの在り方	学校における情報教育機器の効果的な活用の仕方	
		情報交換会	情報交換会	
1515	6/26(金)	健康教育(学校安全)	学校安全教育の意義と進め方	○
		健康教育(保健)	保健教育の意義と進め方	○
		健康教育(食育)	食育の意義と進め方	○
		道德教育	道德教育の意義と進め方	○
		人権教育	人権教育の意義と進め方(いじめ・体罰を含む)	○
1516	7/3(金)	養護教諭専門 4・5	学校における感染症対応 ・ アレルギー対応	総合教育センター
		養護教諭専門 6	保健教育の意義と進め方	
		情報交換会	情報交換会	
1517	夏季休業中	養護教諭専門 7	研修番号(701)「救急処置研修会」を履修 7月30日(木)AM	総合教育センター
1518	夏季休業中	養護教諭専門(保健体育課)	研修番号(703)「健康相談実践基礎研修会」を履修 7月28日(火)AM ※初任者は総合教育センターに参集	○ 総合教育センター
1519	8/20(木)	ストレスマネジメント	ストレスマネジメントについての理解と実践	総合教育センター
		特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応	特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応について	
		養護教諭専門 8	特別支援の養護理解	
		情報交換会	情報交換会(1学期の成果と課題)	
1520	10/16(金)	防災教育	防災教育の意義と進め方	総合教育センター
		博学連携	博学連携の意義と進め方	
		情報交換会	情報交換会	
1521	1/8(金)	養護教諭専門 9・10	保健教育実践発表と研究協議・学校保健活動の評価	総合教育センター
1522	1/22(金)	研修の成果と課題	初任者研修の成果と課題についての発表と研究協議	総合教育センター
		学び続ける教員について	研修の履歴およびソフォモア研修について	
		閉講式	所長講話 閉講式	

研修内容欄の○はオンライン研修会を表す。

	実施日	研修会名	研修内容	会場	
1611	4/24(金)	開講式	開講式 教育監講話	総合教育センター	
		教育公務員の服務	教育公務員の服務内容とその自覚		
		校内・校外研修について	初任者研修の概要・オリエンテーション		
		教職としての素養	初任者としての学校運営への参画		
		栄養教諭専門 1	栄養教諭の役割		
		接遇	社会人としての接遇の在り方		
1612	5/22(金)	危機管理(情報)	情報に関する危機管理	総合教育センター	
		総合的な学習の時間	総合的な学習の時間の意義と進め方		
		教育相談	教育相談の意義と進め方		
		情報交換会	情報交換会		
1613	5/29(金)	教育公務員の勤務と給与	教育公務員の勤務と給与について	○	
		校外学習引率の心構え	校外学習の意義と進め方		○
		特別支援教育基礎	特別支援教育の基礎的理解		○
		特別支援教育理解	特別支援学校の紹介(6校)と具体的支援方法の理解		○
1614	6/12(金)	栄養教諭専門 2・3	栄養管理・学級活動における食指導	総合教育センター	
		学校におけるICTの在り方	学校における情報教育機器の効果的な活用の仕方		
		情報交換会	情報交換会		
1615	6/26(金)	健康教育(学校安全)	学校安全教育の意義と進め方	○	
		健康教育(保健)	保健教育の意義と進め方		○
		健康教育(食育)	食育の意義と進め方		○
		道德教育	道德教育の意義と進め方		○
		人権教育	人権教育の意義と進め方(いじめ・体罰を含む)		○
1616	7/3(金)	栄養教諭専門 4	食物アレルギー対応	総合教育センター	
		栄養教諭専門 5・6	食に関する指導の在り方・学校給食の活用		
		情報交換会	情報交換会		
1617	夏季休業中	栄養教諭専門 7	研修番号(292) 「食育研修会」を履修 7月22日(水)PM	総合教育センター	
-	夏季休業中	栄養教諭専門(保健体育課)	食に関する指導の実践報告 8月21日(金)	防災新館	
1619	8/20(木)	ストレスマネジメント	ストレスマネジメントについての理解と実践	総合教育センター	
		特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応	特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応について		
		栄養教諭専門 8	衛生管理		
		情報交換会	情報交換会(1学期の成果と課題)		
1620	10/16(金)	防災教育	防災教育の意義と進め方	総合教育センター	
		博学連携	博学連携の意義と進め方		
		情報交換会	情報交換会		
-	未定	栄養教諭専門(保健体育課)	食に関する指導の実際(公開研究会への参加)	未定	
1622	1/22(金)	研修の成果と課題	初任者研修の成果と課題についての発表と研究協議	総合教育センター	
		学び続ける教員について	研修の履歴およびソフォモア研修について		
		閉講式	所長講話 閉講式		

研修内容欄の○はオンライン研修会を表す。

# 【改訂】 やまなし教員育成指標

教員として必要な専門性を重点項目ごとに整理

## 山梨県が求める教員像

ICTを活用し、多様な子供たちに個別最適な学びと協働的な学びを実践しながら、「自ら考え行動し、他者と協働していく児童生徒」を育てる教員

### 教員として必要な素養（全ステージ）

豊かな人間性と人権意識 優れたコミュニケーション能力 崇高な使命感と責任感  
法令の遵守 高い倫理観と規範意識 常に学び続ける力 **ふるさと山梨の未来を担う人材を育成する力**

ステージ	採用時	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ
		実践力養成期	専門性充実期・協働性養成期	指導力・協働力完成期
各ステージにおいて目指す姿		実践力を磨き、教員としての基礎を築くとともに、資質能力の向上を目指している	専門性を高め、ミドルリーダーとして組織を活性化させるとともに、資質能力の向上を図っている	豊富な経験と広い視野から指導力・協働力を発揮して学校運営を支えるとともに、後進を育成している
<b>【重点項目】 教員主体の授業から児童生徒主体の授業への転換</b>				
学習指導（授業実践）	学習指導要領における趣旨を把握し、各教科等の目標や指導内容、評価方法を理解している。	<b>学習者中心の授業</b> を実践し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に取り組んでいる。 <b>（例：よのなか科など）</b>	「 <b>個別最適な学び</b> 」と「 <b>協働的な学び</b> 」の一体的な充実に向けた授業を実践している。	<b>学びに向かう力の育成</b> や人間性を涵養する授業の実践において、指導的役割を果たしている。
学習指導（学習評価・授業改善）	各発達段階における心理的特性を把握し、生徒指導の重要性を理解している。	<b>指導と評価の一体化</b> に取り組むとともに、児童生徒の興味・関心を引き出す教材研究や授業改善を行っている。	適切な評価を行うとともに、 <b>学習者中心の授業</b> に向けた改善に取り組んでいる。	適切な評価を基にした授業改善において、指導的役割を果たしている。
生徒指導（学級経営）	学校におけるICTの活用 の意義や情報・教育データの重要性を理解している。	<b>児童生徒一人一人の特性</b> を理解し、よりよい人間関係を築く土台となる集団づくりを行っている。	集団の課題に対し、同僚と協働し解決を図り、 <b>児童生徒の可能性を引き出す集団づくり</b> を行っている。	自校の「育てたい児童生徒像」を意識した集団づくりにおいて、指導的役割を果たしている。
ICTや情報・教育データの利活用	授業や校務等にICTを活用し、児童生徒の情報モジュールを含めた <b>情報活用能力を育成</b> する実践を行っている。	ICTや情報・教育データを適切に利活用し、 <b>校務の効率化</b> 及び児童生徒の学習等の改善を図っている。	ICTや情報・教育データを適切に利活用し、 <b>校務の効率化</b> 及び児童生徒の学習等の改善を図っている。	ICTや情報・教育データの利活用により、自校の課題を明確にし、改善に向けて指導的役割を果たしている。
<b>【重点項目】 全ての子供の学ぶ機会やチャンスを潰さない教育</b>				
生徒指導（児童生徒理解）	各発達段階における心理的特性を把握し、生徒指導の重要性を理解している。	日々の声かけや面談により、 <b>児童生徒の気持ちに寄り添い</b> 、信頼関係を構築している。	同僚と協働し、 <b>観察や情報収集を通じて児童生徒の理解を深め</b> 、課題解決に向け取り組んでいる。	児童生徒の課題を多面的に把握し、課題解決に向けて組織的な取組を推進している。
生徒指導（いじめ等への対応）	特別な配慮や支援を必要とする児童生徒について、合理的配慮の提供や組織的な対応の必要性を理解している。	<b>いじめ等問題行動の未然防止・早期発見</b> に努め、管理職や関係職員に報告・相談し、早期に対応している。	いじめ等問題行動の未然防止や解決に向けた対処法を身に付け、協働して対応している。	いじめ等問題行動の未然防止や解決に向け、 <b>関係機関と連携しながら、組織的に対応</b> している。
特別支援教育	<b>不登校や子供の貧困、ヤングケアラー、外国籍児童生徒等</b> 、児童生徒を取り巻く多様な背景があることを理解している。	児童生徒の実態を把握し、 <b>合理的配慮の提供</b> や教育的ニーズに応じた適切な指導を実践している。	特別支援教育の専門性を高め、同僚と協働し効果的な指導を行っている。	<b>医療や福祉等の関係機関との連携・協働</b> を推進し、組織的な校内支援体制の充実に図っている。
特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応	児童生徒の個々の状況や背景を理解し、 <b>スクールカウンセラー等</b> からの助言を受け、適切な支援をしている。	児童生徒の個々の状況や背景を分析し、 <b>スクールカウンセラー等と連携・協働</b> し、適切な支援をしている。	児童生徒の個々の状況や背景を分析し、 <b>スクールカウンセラー等と連携・協働</b> し、適切な支援をしている。	福祉等の関係機関との連携・協働を推進し、組織的な校内支援体制の充実に図っている。
<b>専門性に関する項目</b>				
学習指導（授業計画）	学習指導要領における趣旨を把握し、各教科等の目標や指導内容、評価方法を理解している。	児童生徒の実態を理解し、学習指導要領の趣旨を踏まえ、 <b>ねらいを明確にした指導計画</b> を立てている。	児童生徒の実態に応じて、各教科等の専門的知識を生かし、 <b>指導計画</b> を立てている。	教科等の高度な専門性を生かした <b>指導計画の立案</b> において、指導的役割を果たしている。
生徒指導（道徳教育）	各発達段階における心理的特性を把握し、生徒指導の重要性を理解している。	児童生徒の発達段階に応じて、 <b>道徳性を高める指導</b> を行っている。	道徳性の高まりや変容を適切に見取り、同僚と共有し、指導に生かしている。	自校の教育活動全体を通じて、児童生徒の道徳性を高めるよう組織的な取組を推進している。
生徒指導（人権教育）	キャリア・パスポートを活用し、 <b>将来の在り方や生き方</b> を考えさせる指導を行っている。	人権を尊重することの意義や必要性を認識し、 <b>児童生徒一人一人を尊重した指導</b> を行っている。	<b>多様性を受容</b> し、豊かな人間関係を築くための人権教育を同僚と協働し推進している。	人権が尊重された学校づくりをするために、 <b>家庭・地域と協働しながら組織的な取組</b> を推進している。
生徒指導（キャリア教育）	自校の教育目標と教育課程を理解し、 <b>効果的な指導の実現</b> を図っている。	自校の教育目標達成に向け、 <b>カリキュラム・マネジメント</b> に基づいた教育課程の編成・実施に参画している。	自校の教育目標達成に向け、 <b>カリキュラム・マネジメント</b> に基づいた教育課程の編成・実施に参画している。	自校の実態に応じて改善を図ることや、「 <b>社会に開かれた教育課程</b> 」の編成・実施において、指導的役割を果たしている。
学校運営（教育課程）	自らの役割を理解し、同僚と協働しながら、その責任を果たしている。 保護者等と望ましい信頼関係を構築し、課題に対応している。	ミドルリーダーとして同僚と協働し、積極的に学校運営に参画している。 関係機関と連携・協働し、課題解決に向け取り組んでいる。	チームとしての学校という視点をもち、 <b>連携・協働</b> による課題解決をリードするとともに、 <b>効果的なOJT</b> を推進している。	安全管理に精通し、 <b>学校安全計画や危機管理マニュアル等の改善</b> が推進されるよう、指導的役割を果たしている。
学校運営（連携・協働）	学校安全計画や危機管理マニュアル等に基づいた取組を推進し、その改善に努めている。	働き方改革に積極的に取り組み、 <b>勤務時間を意識した働き方</b> を行っている。	働き方改革に積極的に取り組み、 <b>勤務時間を意識した働き方</b> を行っている。	<b>学校組織マネジメント</b> の視点から、組織全体を俯瞰し、業務の効率化の具体的な提案と推進を図っている。
学校運営（学校安全）	自己の課題を認識し、 <b>必要な研修</b> に主体的に取り組むとともに、 <b>広い視野をもって自己研鑽</b> を積んでいる。	ミドルリーダーとして、積極的に <b>研修</b> に参加し、その成果を同僚と共有して、自校の教育活動全体に生かしている。	自校の教育課題に対応した <b>研修</b> を企画・立案し、 <b>チーム</b> としての学校の組織力を高める取組を推進している。	
学校運営（働き方改革・業務改善）	自己の課題を認識し、 <b>必要な研修</b> に主体的に取り組むとともに、 <b>広い視野をもって自己研鑽</b> を積んでいる。	ミドルリーダーとして、積極的に <b>研修</b> に参加し、その成果を同僚と共有して、自校の教育活動全体に生かしている。	自校の教育課題に対応した <b>研修</b> を企画・立案し、 <b>チーム</b> としての学校の組織力を高める取組を推進している。	
自ら学ぶ姿勢	自己の課題を認識し、 <b>必要な研修</b> に主体的に取り組むとともに、 <b>広い視野をもって自己研鑽</b> を積んでいる。	ミドルリーダーとして、積極的に <b>研修</b> に参加し、その成果を同僚と共有して、自校の教育活動全体に生かしている。	自校の教育課題に対応した <b>研修</b> を企画・立案し、 <b>チーム</b> としての学校の組織力を高める取組を推進している。	

教員として必要な専門性

※ 第1ステージは採用から5年目まで、第2ステージは6年目～20年目まで、第3ステージは21年目～退職までを目安としてイメージしている。  
令和8年3月一部改訂

# 【改訂】 やまなし教員育成指標

教員として必要な専門性を各場面ごとに整理

## 山梨県が求める教員像

ICTを活用し、多様な子供たちに個別最適な学びと協働的な学びを実践しながら、「自ら考え行動し、他者と協働していく児童生徒」を育てる教員

### 教員として必要な素養（全ステージ）

豊かな人間性と人権意識 優れたコミュニケーション能力 崇高な使命感と責任感  
 法令の遵守 高い倫理観と規範意識 常に学び続ける力 **ふるさと山梨の未来を担う人材を育成する力**

ステージ		採用時	第1ステージ 実践力養成期	第2ステージ 専門性充実期・協働性養成期	第3ステージ 指導力・協働性完成期
各ステージにおいて目指す姿		教育に対する情熱と使命感を有し、今日の教育的課題を積極的にとらえようとしている	実践力を磨き、教員としての基礎を築くとともに、資質能力の向上を目指している	専門性を高め、ミドルリーダーとして組織を活性化させるとともに、資質能力の向上を図っている	豊富な経験と広い視野から指導力・協働性を発揮して学校運営を支えるとともに、後進を育成している
学習指導	授業計画	学習指導要領における趣旨を把握し、各教科等の目標や指導内容、評価方法を理解している。	児童生徒の実態を理解し、学習指導要領の趣旨を踏まえ、ねらいを明確にした指導計画を立てている。	児童生徒の実態に応じて、各教科等の専門的知識を生かし、指導計画を立てている。	教科等の高度な専門性を生かした指導計画の立案において、指導的役割を果たしている。
	授業実践		<b>学習者中心の授業</b> を実践し、「 <b>主体的・対話的で深い学び</b> 」の実現に取り組んでいる。 <b>(例：よのなか科など)</b>	<b>「個別最適な学び」と「協働的な学び」</b> の一体的な充実に向けた授業を実践している。	<b>学びに向かう力の育成</b> や人間性を涵養する授業の実践において、指導的役割を果たしている。
	学習評価・授業改善		<b>指導と評価の一体化</b> に取り組むとともに、児童生徒の興味・関心を引き出す教材研究や授業改善を行っている。	適切な評価を行うとともに、 <b>学習者中心の授業</b> に向けた改善に取り組んでいる。	適切な評価を基にした授業改善において、指導的役割を果たしている。
生徒指導	学級経営	各発達段階における心理的特性を把握し、生徒指導の重要性を理解している。	<b>児童生徒一人一人の特性を理解</b> し、よりよい人間関係を築く土台となる集団づくりを行っている。	集団の課題に対し、同僚と協働し解決を図り、 <b>児童生徒の可能性を引き出す集団づくり</b> を行っている。	自校の「育てたい児童生徒像」を意識した集団づくりにおいて、指導的役割を果たしている。
	児童生徒理解		日々の声かけや面談により、 <b>児童生徒の気持ちに寄り添い</b> 、信頼関係を構築している。	同僚と協働し、 <b>観察や情報収集を通じて児童生徒の理解を深め</b> 、課題解決に向け取り組んでいる。	児童生徒の課題を多面的に把握し、課題解決に向けて組織的な取組を推進している。
	道徳教育		児童生徒の発達段階に応じて、道徳性を高める指導を行っている。	道徳性の高まりや変容を適切に見取り、同僚と共有し、指導に生かしている。	自校の教育活動全体を通じて、児童生徒の道徳性を高めるよう組織的な取組を推進している。
	人権教育		人権を尊重することの意義や必要性を認識し、児童生徒一人一人を尊重した指導を行っている。	<b>多様性を受容し</b> 、豊かな人間関係を築くための人権教育を同僚と協働し推進している。	人権が尊重された学校づくりをするために、家庭・地域と協働しながら組織的な取組を推進している。
	いじめ等への対応		<b>いじめ等問題行動の未然防止・早期発見</b> に努め、管理職や関係職員に報告・相談し、早期に対応している。	いじめ等問題行動の未然防止や解決に向けた対処法を身に付け、協働して対応している。	いじめ等問題行動の未然防止や解決に向け、 <b>関係機関と連携しながら、組織的に対応</b> している。
	キャリア教育		キャリア・パスポートを活用し、将来の在り方や生き方を考えさせる指導を行っている。	<b>児童生徒が自分らしい生き方を表現するための力</b> を、同僚と協働し育成している。	地域や産業界と連携し、学校全体による組織的な取組において、指導的役割を果たしている。
	教育課程		自校の教育目標と教育課程を理解し、効果的な指導の実現を図っている。	自校の教育目標達成に向け、 <b>カリキュラム・マネジメント</b> に基づいた教育課程の編成・実施に参画している。	自校の実態に応じて改善を図ることや、 <b>「社会に開かれた教育課程」</b> の編成・実施において、指導的役割を果たしている。
学校運営	連携・協働	学校運営における今日的課題を把握し、学校運営の重要性を理解している。	自らの役割を理解し、同僚と協働しながら、その責任を果たしている。 保護者等と望ましい信頼関係を構築し、課題に対応している。	ミドルリーダーとして同僚と協働し、積極的に学校運営に参画している。 関係機関と連携・協働し、課題解決に向け取り組んでいる。	チームとしての学校という視点を持ち、連携・協働による課題解決をリードするとともに、効果的なOJTを推進している。
	学校安全		学校安全計画や危機管理マニュアル等を理解し、安全管理に取り組んでいる。	学校安全計画や危機管理マニュアル等に基づいた取組を推進し、その改善に努めている。	安全管理に精通し、学校安全計画や危機管理マニュアル等の改善が推進されるよう、指導的役割を果たしている。
	働き方改革・業務改善		校務に積極的に参加するとともに、 <b>勤務時間を意識した働き方</b> を行っている。	働き方改革に積極的に取り組み、ミドルリーダーとして学校運営の持続的な改善を支えている。	<b>学校組織マネジメント</b> の視点から、組織全体を俯瞰し、業務の効率化の具体的な提案と推進を図っている。
	特別支援教育		特別な配慮や支援を必要とする児童生徒について、合理的配慮の提供や組織的な対応の必要性を理解している。	児童生徒の実態を把握し、 <b>合理的配慮の提供</b> や教育的ニーズに応じた適切な指導を実践している。	特別支援教育の専門性を高め、同僚と協働し効果的な指導を行っている。
特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応	<b>不登校や子供の貧困、ヤングケアラー、外国籍児童生徒等</b> 、児童生徒を取り巻く多様な背景があることを理解している。	児童生徒の個々の状況や背景を理解し、スクールカウンセラー等からの助言を受け、適切な支援をしている。	児童生徒の個々の状況や背景を分析し、 <b>スクールカウンセラー等と連携・協働</b> し、適切な支援をしている。	福祉等の関係機関との連携・協働を推進し、組織的な校内支援体制の充実を図っている。	
ICTや情報・教育データの利活用	学校におけるICTの活用の意義や情報・教育データの重要性を理解している。	授業や校務等にICTを活用し、児童生徒の情報モラルを含めた <b>情報活用能力を育成</b> する実践を行っている。	ICTや情報・教育データを適切に利活用し、 <b>校務の効率化</b> 及び児童生徒の学習等の改善を図っている。	ICTや情報・教育データの利活用により、自校の課題を明確にし、改善に向けて指導的役割を果たしている。	
自ら学ぶ姿勢	<b>教員として学び続ける</b> 重要性を理解している。	自己の課題を認識し、必要な研修に主体的に取り組むとともに、 <b>広い視野をもって自己研鑽</b> を積んでいる。	ミドルリーダーとして、積極的に研修に参加し、その成果を同僚と共有して、自校の教育活動全体に生かしている。	自校の教育課題に対応した研修を企画・立案し、チームとしての学校の組織力を高める取組を推進している。	

※ 第1ステージは採用から5年目まで、第2ステージは6年目～20年目まで、第3ステージは21年目～退職までを目安としてイメージしている。

令和8年3月一部改訂

# 【改訂】 やまなし養護教諭育成指標

## 山梨県が求める教員像

ICTを活用し、多様な子供たちに個別最適な学びと協働的な学びを実践しながら、「自ら考え行動し、他者と協働していく児童生徒」を育てる教員

### 教員として必要な素養（全ステージ）

豊かな人間性と人権意識 優れたコミュニケーション能力 崇高な使命感と責任感  
法令の遵守 高い倫理観と規範意識 常に学び続ける力 **ふるさと山梨の未来を担う人材を育成する力**

ステージ		採用時	第1ステージ 実践力養成期	第2ステージ 専門性充実期・協働力養成期	第3ステージ 指導力・協働力完成期
各ステージにおいて目指す姿		教育に対する情熱と使命感を有し、今日の教育的課題を積極的にとらえようとしている	実践力を磨き、教員としての基礎を築くとともに、資質能力の向上を目指している	専門性を高め、ミドルリーダーとして組織を活性化させるとともに、資質能力の向上を図っている	豊富な経験と広い視野から指導力・協働力を発揮して学校運営を支えるとともに、後進を育成している
教員として必要な専門性	生徒指導	児童生徒理解	日々の声かけや面談により、 <b>児童生徒の気持ちに寄り添い</b> 、信頼関係を構築している。	同僚と協働し、 <b>観察や情報収集を通じて児童生徒の理解を深め</b> 、課題解決に向け取り組んでいる。	児童生徒の課題を多面的に把握し、課題解決に向けて組織的な取組を推進している。
		道徳教育	児童生徒の発達段階に応じて、道徳性を高める指導を行っている。	道徳性の高まりや変容を適切に見取り、同僚と共有し、指導に生かしている。	自校の教育活動全体を通じて、児童生徒の道徳性を高めるよう組織的な取組を推進している。
		人権教育	人権を尊重することの意義や必要性を認識し、児童生徒一人一人を尊重した指導を行っている。	<b>多様性を受容し</b> 、豊かな人間関係を築くための人権教育を同僚と協働し推進している。	人権が尊重された学校づくりをするために、家庭・地域と協働しながら組織的な取組を推進している。
		いじめ等への対応	<b>いじめ等問題行動の未然防止・早期発見</b> に努め、管理職や関係職員に報告・相談し、早期に対応している。	いじめ等問題行動の未然防止や解決に向けた対処法を身に付け、協働して対応している。	いじめ等問題行動の未然防止や解決に向け、 <b>関係機関と連携しながら、組織的に対応</b> している。
	学校運営	連携・協働	自らの役割を理解し、同僚と協働しながら、その責任を果たしている。保護者等と望ましい信頼関係を構築し、課題に対応している。	ミドルリーダーとして同僚と協働し、積極的に学校運営に参画している。関係機関と連携・協働し、課題解決に向け取り組んでいる。	チームとしての学校という視点を持ち、連携・協働による課題解決をリードするとともに、効果的なOJTを推進している。
		学校安全	学校運営における今日的課題を把握し、学校運営の重要性を理解している。	学校安全計画や危機管理マニュアル等を理解し、安全管理に取り組んでいる。	安全管理に精通し、学校安全計画や危機管理マニュアル等の改善が推進されるよう、指導的役割を果たしている。
		働き方改革・業務改善	校務に積極的に参加するとともに、 <b>勤務時間を意識した働き方</b> を行っている。	働き方改革に積極的に取り組み、ミドルリーダーとして学校運営の持続的な改善を支えている。	<b>学校組織マネジメント</b> の視点から、組織全体を俯瞰し、業務の効率化の具体的提案と推進を図っている。
	特別支援教育	特別な配慮や支援を必要とする児童生徒について、合理的配慮の提供や組織的な対応の必要性を理解している。	児童生徒の実態を把握し、 <b>合理的配慮の提供</b> や教育的ニーズに応じた適切な指導を実践している。	特別支援教育の専門性を高め、同僚と協働し効果的な指導を行っている。	<b>医療や福祉等の関係機関との連携・協働</b> を推進し、組織的な校内支援体制の充実を図っている。
	特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応	<b>不登校や子供ら、外国籍児童生徒等</b> 、児童生徒を取り巻く多様な背景があることを理解している。	児童生徒の個々の状況や背景を理解し、スクールカウンセラー等からの助言を受け、適切な支援をしている。	児童生徒の個々の状況や背景を分析し、 <b>スクールカウンセラー等と連携・協働し</b> 、適切な支援をしている。	福祉等の関係機関との連携・協働を推進し、組織的な校内支援体制の充実を図っている。
	ICTや情報・教育データの活用	学校におけるICTの活用意義や情報・教育データの重要性を理解している。	授業や校務等にICTを活用し、児童生徒の情報モラルを含めた <b>情報活用能力を育成</b> する実践を行っている。	ICTや情報・教育データを適切に活用し、 <b>校務の効率化</b> 及び児童生徒の学習等の改善を図っている。	ICTや情報・教育データの利活用により、自校の課題を明確にし、改善に向けて指導的役割を果たしている。
自ら学ぶ姿勢	<b>教員として学び続ける</b> 重要性を理解している。	自己の課題を認識し、必要な研修に主体的に取り組むとともに、 <b>広い視野を持って自己研鑽</b> を積んでいる。	ミドルリーダーとして、積極的に研修に参加し、その成果を同僚と共有して、自校の教育活動全体に生かしている。	自校の教育課題に対応した研修を企画・立案し、チームとしての学校の組織力を高める取組を推進している。	
養護教諭として必要な専門性	保健管理	学校保健安全法等を理解し、保健管理に関する基礎を身に付けている。	児童生徒の健康状態を把握し、様々な課題に対して適切に対応している。	家庭や地域の医療機関等との連携体制づくりを推進し、様々な課題に対応している。	様々な課題解決に向けての対応が組織的に進めるよう指導的役割を果たしている。
	保健教育	学習指導要領の内容を把握し、専門性を生かした指導を理解している。	学級担任等と連携し、専門性を生かした保健教育を実践している。	児童生徒の健康課題解決を目指した指導計画立案に関わり、実践している。	他教科との関連した保健教育の指導計画を立案し、組織的な実践と評価を進めている。
	健康相談・保健指導	健康相談及び、これを踏まえた保健指導の重要性を理解している。	心身の健康課題の解決を目指した健康相談・保健指導を実施している。	心身の健康課題の早期発見に努め、解決に向けた健康相談・保健指導の体制を整備している。	健康相談を専門家を交えて組織的に進めるよう、コーディネーターとしての役割を果たしている。
	保健室経営	養護教諭の役割と職務内容を理解している。	学校教育目標の具現化を目指した保健室経営計画を作成し、目標達成に向けて実践している。	保健室経営計画を教職員に周知し、校内の組織運営に積極的に役割を果たそうとしている。	校内のみならず保護者や地域の関係機関と連携して、保健室経営を組織的に推進している。
	保健組織活動	保健組織活動の意義を理解している。	保健組織活動の意義を理解し、活動の企画運営に参画している。	校内の保健活動を主体的に進められるよう教職員の連携をコーディネートするとともに、学校医等との連携体制を整備している。	地域における健康課題の解決に向けた連携体制づくりを推進している。

※ 第1ステージは採用から5年目まで、第2ステージは6年目～20年目まで、第3ステージは21年目～退職までを目安としてイメージしている。

# 【改訂】 やまなし栄養教諭育成指標

山梨県が求める教員像				
ICTを活用し、多様な子供たちに個別最適な学びと協働的な学びを実践しながら、「自ら考え行動し、他者と協働していく児童生徒」を育てる教員				
教員として必要な素養（全ステージ）				
		豊かな人間性と人権意識 法令の遵守 高い倫理観と規範意識	優れたコミュニケーション能力 常に学び続ける力	崇高な使命感と責任感 ふるさと山梨の未来を担う人材を育成する力
ステージ	採用時	第1ステージ 実践力養成期	第2ステージ 専門性充実期・協働力養成期	第3ステージ 指導力・協働力完成期
各ステージにおいて目指す姿		教育に対する情熱と使命感を有し、今日の教育的課題を積極的にとらえようとしている	実践力を磨き、教員としての基礎を築くとともに、資質能力の向上を目指している	専門性を高め、ミドルリーダーとして組織を活性化させるとともに、資質能力の向上を図っている
生徒指導	児童生徒理解	各発達段階における心理的特性を把握し、生徒指導の重要性を理解している	日々の声かけや面談により、 <b>児童生徒の気持ちに寄り添い</b> 、信頼関係を構築している。	同僚と協働し、 <b>観察や情報収集を通して児童生徒の理解を深め</b> 、課題解決に向け取り組んでいる。
	道徳教育		児童生徒の発達段階に応じて、道徳性を高める指導を行っている。	道徳性の高まりや変容を適切に見取り、同僚と共有し、指導に生かしている。
	人権教育		人権を尊重することの意義や必要性を認識し、児童生徒一人一人を尊重した指導を行っている。	<b>多様性を容受し</b> 、豊かな人間関係を築くための人権教育を同僚と協働し推進している。
	いじめ等への対応		<b>いじめ等問題行動の未然防止・早期発見</b> に努め、管理職や関係職員に報告・相談し、早期に対応している。	いじめ等問題行動の未然防止や解決に向けた対処法を身に付け、協働して対応している。
学校運営	連携・協働		自らの役割を理解し、同僚と協働しながら、その責任を果たしている。保護者等と望ましい信頼関係を構築し、課題に対応している。	ミドルリーダーとして同僚と協働し、積極的に学校運営に参画している。関係機関と連携・協働し、課題解決に向け取り組んでいる。
	学校安全	学校運営における今日の課題を把握し、学校運営の重要性を理解している。	学校安全計画や危機管理マニュアル等を理解し、安全管理に取り組んでいる。	学校安全計画や危機管理マニュアル等に基づいた取組を推進し、その改善に努めている。
	働き方改革・業務改善		校務に積極的に参加するとともに、 <b>勤務時間を意識した働き方</b> を行っている。	働き方改革に積極的に取り組み、ミドルリーダーとして学校運営の持続的な改善を支えている。
特別支援教育	特別支援教育	特別な配慮や支援を必要とする児童生徒について、合理的配慮の提供や組織的な対応の必要性を理解している。	児童生徒の実態を把握し、 <b>合理的配慮の提供</b> や教育的ニーズに応じた適切な指導を実践している。	特別支援教育の専門性を高め、同僚と協働し効果的な指導を行っている。
	特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応	<b>不登校や子供の貧困、ヤングケアラー、外国籍児童生徒等</b> 、児童生徒を取り巻く多様な背景があることを理解している。	児童生徒の個々の状況や背景を理解し、スクールカウンセラー等からの助言を受け、適切な支援をしている。	児童生徒の個々の状況や背景を分析し、 <b>スクールカウンセラー等と連携・協働</b> し、適切な支援をしている。
	ICTや情報・教育データの利活用	学校におけるICTの活用の意義や情報・教育データの重要性を理解している。	授業や校務等にICTを活用し、児童生徒の情報モラルを含めた <b>情報活用能力を育成</b> する実践を行っている。	ICTや情報・教育データを適切に利活用し、 <b>校務の効率化</b> 及び児童生徒の学習等の改善を図っている。
	自ら学ぶ姿勢	<b>教員として学び続ける</b> 重要性を理解している。	自己の課題を認識し、必要な研修に主体的に取り組むとともに、 <b>広い視野を持って自己研鑽</b> を積んでいる。	ミドルリーダーとして、積極的に研修に参加し、その成果を同僚と共有して、自校の教育活動全体に生かしている。
栄養教諭として必要な専門性	指導計画の立案と推進		食に関する指導計画の必要性を理解し、実施している。	指導計画の立案や全校的な食育の推進体制において、教職員の連携をコーディネートしている。
	学校給食の時間における指導	教育活動全体を通して食育を推進することの意義を理解している。	学校給食の献立や使用されている食品を活用し、効果的な指導を行っている。	給食時の指導計画を示し、学校給食の教材化を図っている。
	教科等における指導		教科等の内容やねらいを理解し、専門性を生かした食に関する指導を行っている。	教職員と連携して、教科等での食に関する指導の内容、評価の計画作成を行っている。
	個に応じた対応・指導	児童生徒の実態把握と個別的な相談・指導の重要性を理解している。	児童生徒の課題を把握し、教職員や保護者と連携して対応している。	児童生徒の健康状況に応じて、教職員や保護者と連携して対応・指導を行っている。
	栄養管理	学校給食実施基準等を理解し、栄養管理に関する基礎を身に付けている。	学校給食摂取基準を踏まえ、多様な食品を適切に組み合わせた献立を作成している。	児童生徒の実態や学校・地域の特色に応じた献立を作成し、施設に合わせた調理指導をしている。
	衛生管理	学校給食衛生管理基準等を理解し、衛生管理に関する基礎を身に付けている。	学校給食衛生管理基準に基づき、指導・助言をしている。	給食施設や学校の課題を的確に捉え、調理から喫食までの衛生管理について指導・助言をしている。

※ 第1ステージは採用から5年目まで、第2ステージは6年目～20年目まで、第3ステージは21年目～退職までを目安としてイメージしている。

令和8年3月一部改訂

# I 基礎的素養・学校運営

## I-1 教育公務員としてのあるべき姿

子供たちの教育は、本来ならば保護者や地域社会が行うべきものであるが、教員が他人の子供を教育できるのはなぜか。その答えは法令にある。学校教育法第37条には「教諭は、児童の教育をつかさどる。」「養護教諭は、児童の養護をつかさどる。」「栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。」とある。教員はこの法令に基づいて地域社会の信託を受け、組織として計画的に児童生徒の教育を行うことができるのである。したがって、常に自ら教育公務員として地域社会の信託を得られるに足る素養や専門性を身に付けているか、真摯に誠実に振り返り続けることが大切である。

「山梨県が求める教員像」として、

**「ICTを活用し、多様な子供たちに個別最適な学びと協働的な学びを実践しながら、『自ら考え行動し、他者と協働していく児童生徒』を育てる教員」**が示されている。

### (1) 教員として必要な素養

山梨県の未来を担う、大切な児童生徒の人格形成に多大な影響を与える教員の職務には、豊かな素養と高い専門性が求められる。令和5年に改定された「やまなし教員等育成指標」は、教員のキャリアステージに応じて身に付けるべき資質・能力を示しているが、その中で、「必要な素養」として、

- 豊かな人間性と人権意識
- 優れたコミュニケーション能力
- 崇高な使命感と責任感
- 法令の遵守
- 高い倫理観と規範意識
- 常に学び続ける力
- ふるさと山梨の未来を担う人材を育成する力

の7つが教員の全てのステージにおいて求められている。特に採用時には、教育に対する情熱と使命感を有し、今日の教育的課題を積極的にとらえようとする姿勢が重要である。

### (2) 教員として必要な専門性

教員の職務には様々な専門性が必要である。「学習指導」では、学習指導要領における趣旨を把握し、各教科等の目標や指導内容、評価方法を理解すること、「生徒指導」では、各発達段階における心理的特性を把握し、生徒指導の重要性を理解すること、「学校運営」では、今日的課題を把握し、学校運営の重要性を理解することが必要となる。これらに加え、「特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応」として、不登校や子供の貧困、ヤングケアラー、外国にルーツをもつ児童生徒等、児童生徒を取り巻く多様な背景があることを理解すること、「ICTや情報・教育データの利活用」として、学校におけるICTの活用の意義や情報・教育データの重要性を理解することなども必要となっている。また、養護教諭や栄養教諭にもそれぞれに特化した専門性があり、これらの専門性を高めるために、教員として学び続ける重要性を十分に理解したうえで積極的に「研修」を受講し、その履歴を残していく必要がある。それは自分自身のためであると同時に、日々向き合っている児童生徒、保護者、学校を支えてくれる地域の方々等、すべての県民のためでもあり、責任でもあることを理解してほしい。初任者はこれからも「やまなし教員等育成指標」に示された第1～第3ステージの目指すべき姿に近づくべく、日々の実践のすべてを糧とし、研鑽により専門性を磨き続けてほしい。

### (3) 教育公務員の服務

公立学校の教員は地方公務員であり、また、その職務と責任の特殊性に基づき、教育公務員としての身分上の扱いを受けることになる。日本国憲法第15条の2において「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」と規定され、服務の根本基準として地方公務員法第30条では「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定している。

## ① 教育公務員の服務規律について

児童生徒や保護者が教員に対して寄せる期待は、学力の向上や進学、就職の指導だけでない。学校という集団生活の中で、ルールや自分の役割を自覚させ、やがて社会の一員として活躍し信頼される人格の形成や社会性の習得に必要な指導や支援を行う役割にも大きな期待が寄せられている。教員が公務員としての基本的な勤務のルールや服務規律を軽視することがあると、こうした期待を裏切り、学校が教育の場としての信頼を失うことになりかねない。教員として、常に服務規律を自覚し、自ら積極的に児童生徒と関わり、自信をもって教育活動に励むことが大切である。

## ② 公務員として職務を遂行する上での守るべき職務上の義務について

○ **法令等及び上司の職務上の命令に従う義務**（地方公務員法第 32 条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 43 条の 2）

○ **職務に専念する義務**（地方公務員法第 35 条）

学校でのあらゆる教育活動や学校経営は、校長の責任のもとに、校長の管理下で行われている。様々な校務を進めるうえで、法律や条例に違反してはならないのは当然のことであるが、教育委員会や校長等の上司の職務上の命令に従い、課せられた職務を全力で遂行することは、公務員としての最も基本的な義務でもある。

## ③ 公務員としての身分の扱いを受けることによる身分上の義務について

公務員になったことにより、一定の身分上の義務が課せられる。これは、全体の奉仕者という公務員の性格に由来する義務である。

○ **信用失墜行為の禁止**（地方公務員法第 33 条）

公務員は、勤務時間の内外を問わず、その職の信用を傷つけたり、職全体の不名誉となったりするような行為をしてはならない。特に教育公務員は、児童生徒や保護者の信頼なくしては職務を遂行することはできない。例えば飲酒運転や SNS 等の不適切な使用等も違法行為になるだけでなく、この義務に対する重大な違反となる。教育への信頼を揺るがす行為は学校教育の成果を毀損するものであるから、決して許されないことを常に自覚して行動することが必要である。

○ **秘密を守る義務**（地方公務員法第 34 条）

教員が、職務を遂行するに当たって、その性質上、外部に公にしてはならない事項（例えば児童生徒の成績や生徒指導上の問題等）がある。このことは、在職中はもちろんのこと、退職後にも同様に守らなければならない。

○ **政治的行為の制限**（地方公務員法第 36 条、教育公務員特例法第 18 条）

教員は、特定の政党を支持することや反対するための政治教育や政治的活動は禁じられており、児童生徒に対する教育上の地位を利用した選挙運動も禁じられている。

○ **争議行為等の禁止**（地方公務員法第 37 条）

教員は、全体の奉仕者として公共の福祉のために勤務するという職務の性質上、ストライキなどの争議行為を行ったり、教育活動の能率を低下させる怠業行為をしたりしてはならない。また、これを企てたり、そそのかしたり、あおったりしてはならない。

○ **営利企業等の従事制限**（地方公務員法第 38 条、教育公務員特例法第 17 条）

教員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業を営んだり、報酬を受けて事業等に従事したりすることはできない。

## （４）学校運営への参画

教員の職務は、学習指導や生徒指導だけではない。様々な校務を分担して学校運営の一翼を担うことも重要な任務である。学校教育の成果は、教職員一人一人の貢献が積み重なってもたらされるものである。所属校において与えられた役割に対して、周囲と連携・協働しながら自らの責任の範囲を全うしていくことにより、組織は活性化されて学校力が高まっていくものである。初任者は、組織の一員であるという学校運営への参画意識を常に持ち、働き方改革・業務改善を意識しつつも、与えられた役割を果たすように積極的に行動することが求められる。

## I - 2 教育課程

### (1) 教育課程の意義

学校において編成する教育課程とは、教育基本法及び学校教育法その他の法令に従い、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において、総合的に組織した学校の教育計画である。したがって、教育課程の編成の基本的な要素は、学校教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当である。

#### ① 学校教育目標の設定

学校教育の目的や目標は、教育基本法及び学校教育法に示されている。これらを基盤としながら、地域や学校の実態に即した学校教育目標を設定する必要がある。

教育基本法……教育の目的<第1条> 教育の目標<第2条> 義務教育<第5条>  
学校教育<第6条>

学校教育法……義務教育の目標<第21条>

小学校・教育の目的<第29条> 教育の目標<第30条>

中学校・教育の目的<第45条> 教育の目標<第46条>

高等学校・教育の目的<第50条> 教育の目標<第51条>

特別支援学校の目的<第72条>

#### ② 指導内容の組織

指導内容については、学校教育法施行規則や学習指導要領に従い、各教科（各教科・科目）、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間、特別活動について、それらの目標やねらいを実現するよう、児童生徒の心身の発達段階と特性及び地域や学校の実態を考慮して組織していくことが大切である。

学校教育法施行規則……小学校・教育課程の編成<第50条> 教育課程の基準<第52条>

中学校・教育課程の編成<第72条> 教育課程の基準<第74条>

高等学校・教育課程の編成<第83条> 教育課程の基準<第84条>

特別支援学校・教育課程の編成<第126条>

#### ③ 授業時数の配当

授業時数については、学校教育法施行規則や高等学校及び特別支援学校の学習指導要領総則を踏まえることが重要である。

学校教育法施行規則……小学校・授業時数<第51条> 中学校・授業時数<第73条>

以上のように、教育課程は、法令に定められた基準に照らし合わせて編成されている。各学校においては、編成した教育課程に対して責任を持って実施していくことが大切である。

初任者の皆さんに行ってほしいこと

- 1 所属する校種の学習指導要領を熟読すること
- 2 所属校の学校教育目標を確認すること
- 3 所属校の各教育活動の年間指導計画を確認すること

## (2) 学習指導要領について

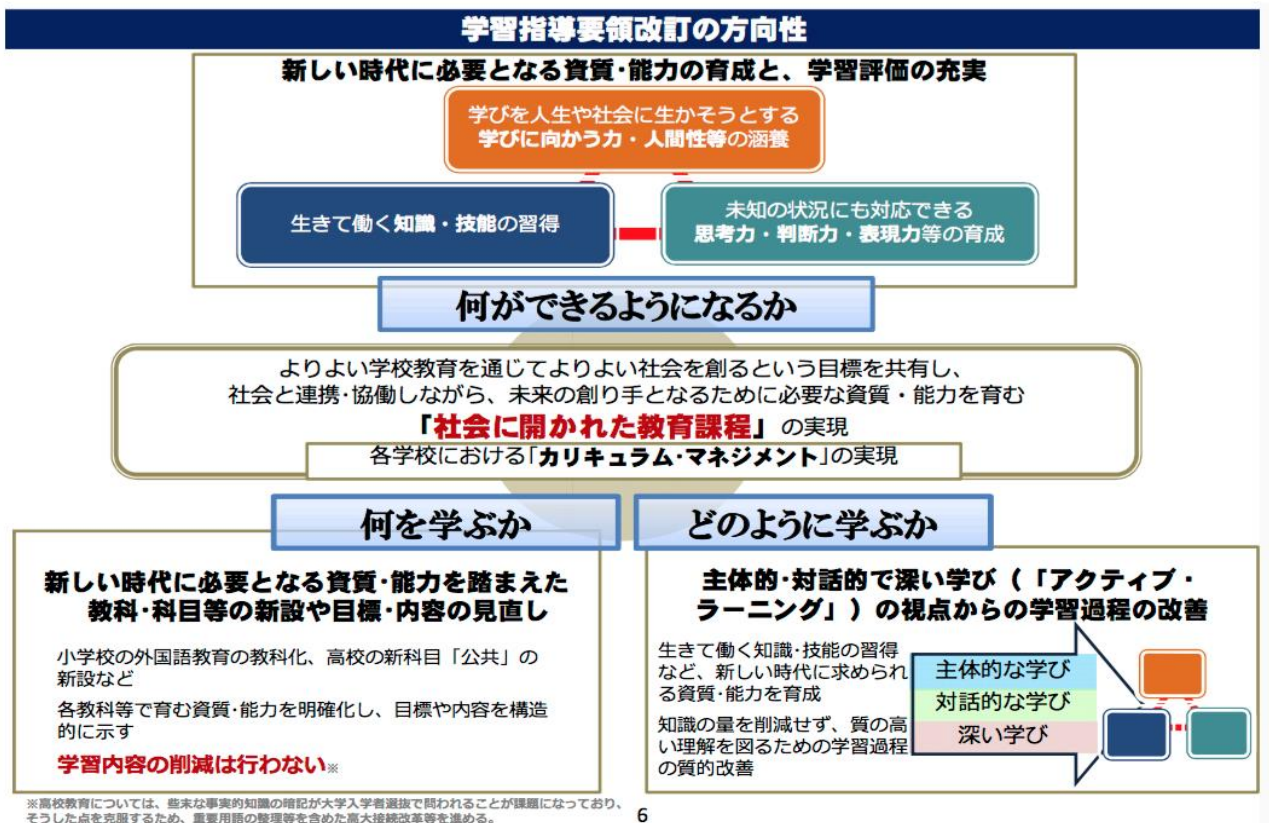
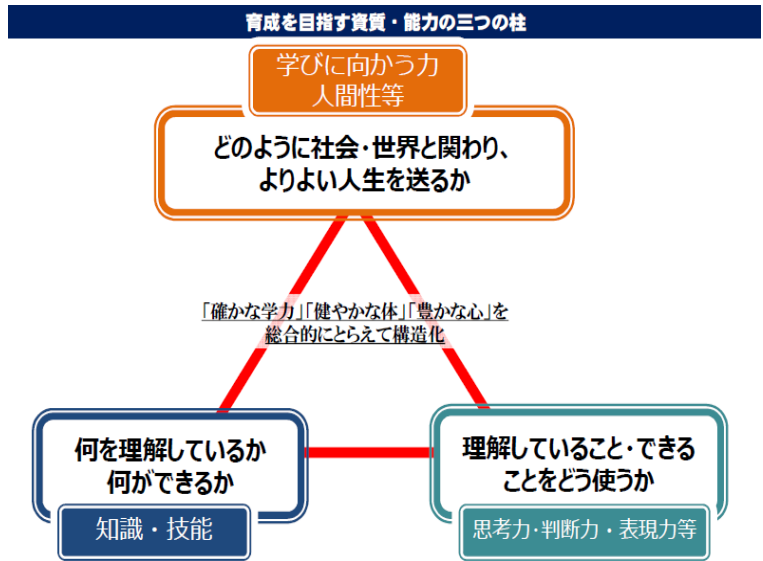
「学校教育法及び同施行規則の規定に基づいた『学習指導要領』」は、全国的に一定の教育水準を確保し、どの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられる機会を国民に保障するため、文部科学大臣が定める教育課程の基準である。

学習指導要領は、約10年ごとに改訂される。現行の学習指導要領は平成29年に小・中学校と特別支援学校の小・中学部、平成30年に高等学校、平成31年に特別支援学校の高等部のものが告示された。

いずれの学習指導要領も、学校教育を通して、2030年以降を生きていく子供たちに必要な資質・能力を身に付けさせるため、以前の学習指導要領の理念「生きる力」を引き継ぎつつ、新しく「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すこととしている。

学習指導要領では、次のことが求められている。

1. 「社会に開かれた教育課程」の実現
2. 資質・能力の三つの柱の育成
3. 知識の理解の質を高め、資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現
4. カリキュラム・マネジメントの確立
5. 3観点による学習評価の充実
6. 児童生徒一人一人の発達を支援する指導の充実



<幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）補足資料より>

## I-3 連携・協働

連携・協働は、学校内においても、学校外においても重要である。どちらも望ましい信頼関係を構築し、連携・協働してそれぞれの課題に対応することで、改善を図っていくことができる。

平成27年12月、中央教育審議会において、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」がとりまとめられ、今後の地域における学校との協働体制の在り方について、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進すること、そのために従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤に、新たな体制として「地域学校協働本部」を全国に整備すること等が提言された。また、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の目的として、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割の明確化や、設置の努力義務化など、一層の推進を図るための、制度面・運用面の改善とあわせ、財政的支援を含めた条件整備等の方策を総合的に講じること等が提言された。さらに、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」及び「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」においては、学校と家庭、地域との連携・協働によって、共に子供の成長を支えていく体制を作ること、学校や教員が教育活動に重点を置いて取り組むことができるようにすること、例えば、いじめ・不登校等の生徒指導上の課題や特別支援教育の充実への対応、貧困問題への対応などで、心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働、学校と警察や児童相談所等との連携・協働により、生徒指導や子供の健康・安全等に組織的に取り組んでいくこと、また、教員が学校や子供たちの実態を踏まえ、学習指導や生徒指導等に取り組むことができるようにするため、指導体制の充実を行うこと等が提言された。

教育基本法（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）第13条においても、学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとするとして述べられている。

学習指導要領では、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という理念を学校と社会が共有し社会と連携・協働しながら未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を重視し、その理念を前文に明示している。

学校は、地域社会を離れては存在し得ないものであり、児童生徒は家庭や地域社会で様々な経験を重ねて成長している。このため、児童生徒の「生きる力」を育むためには、学校、家庭、企業や関係機関なども含めた地域社会が連携・協働し、社会全体の教育力を高めていくことが必要である。学校においては、家庭や地域とともに児童生徒を育てていくという視点に立ち、保護者や地域の人々の声を学校運営に生かしたり、学校の諸活動にボランティアとして参加することを促したりするなど、家庭、地域社会との連携・協働を進めることが大切である。その際、学校が自らの教育活動について十分に情報提供するなど説明責任を果たしながら、保護者や地域の人々の積極的な協力を求めていくことが重要である。

では、初任者の皆さんは、どのようなことに留意したらよいだろうか。『やまなし教員等育成指標』の「連携・協働」では、第1ステージの目安として、「自らの役割を理解し、同僚と協働しながら、その責任を果たしている。」「保護者等と望ましい信頼関係を構築し、課題に対応している。」と示している。以下に具体的な心構えを挙げていく。

### （1）同僚との連携・協働について

児童生徒の資質・能力向上、いじめや不登校等、現代の学校が抱えるさまざまな課題は、教職員個々の力や努力だけでは対応することは難しくなっている。個々の力の総和を超えた「学校の組織力」をもって対応しなければ、適切かつ迅速で効果的な解決は望めない。むしろ「組織として教育活動を

展開する」ことが学校として果たすべき「義務」となっているのである。

そのような組織としての「チーム学校」の中で、初任者はどう取り組んでいけばよいだろうか。まずは、同僚である教職員とのコミュニケーションの機会を増やすことから始めよう。

学校内において、望ましい信頼関係を築くためには、まず積極的に輪の中に入っていくことが大切である。4月初めの職員会議、入学式準備等、分からないこと困ったことがたくさん見えてくる。周りの先生方にどんどん質問してみる。先輩方は、快くアドバイスをしてくれるはずである。また、日頃の業務や授業づくり、学習規律の徹底における悩みや苦勞を相談することで、先輩のよき実践から学ぶ機会が生まれる。

時間がたつと、職場内での円滑なコミュニケーションを取ることができるようになってくる。職場内で大切な「報告・連絡・相談」もスムーズに行えるようになってくる。日常の先生方との対話を積極的に行うことで、人間関係を円滑にし、目標に向かって心が結びつき、働きがいのある職場となっていくことを体感できる。学生時代に、皆が同じ目標を持ってある課題に向かった時、いろいろな特徴のある人たちが集まって取り組んだ時、集団として予想以上の結果を残した時の一体感と似たところがあるといえる。

また、養護教諭や栄養教諭、スクールカウンセラー等は、学校の専門的人材として各分野で核となる重要な役割を果たしている。児童生徒の多様性が進む中で、全教職員が教育を共に担っていくチームの一員であるという共通目的意識が一層求められる。

連携・協働により、多くの教職員がかかわることで、担任と児童生徒の関係を硬直化させずに幅広い対応ができることにも気づく。そして、目の前の業務、授業、学級経営から、少しずつ学年経営、学校行事、学校運営、さまざまな課題に組織的に取り組む一体感を持つことができる。

## **(2) 保護者・地域との連携・協働について**

保護者及び地域等においても、円滑に連携を進めていくには、やはりコミュニケーションが重要である。保護者・地域等に向けての情報発信とともに、保護者、地域等の意見を十分に聞くことが、お互いの理解に不可欠である。ICT機器等も活用し、共有すればよいこと、相談が必要なことなど、コミュニケーションの充実に取り組んでいくべきである。なおその際、保護者・地域の方々への礼儀や敬意を忘れてはならない。

学校と保護者との情報交換や協力によって、学習指導や生徒指導がより効果的になることを理解してもらうことも大事である。学校の教育方針とともに各教育活動の目的や担当者の思いなども保護者に知ってもらうことが必要である。学校と家庭が児童生徒の成長への願いを共有し、各々の役割を明確にすることで協力体制を作っていくことができる。具体的には、連絡帳や学級通信などで毎日の学校生活の様子を伝えることや、学校参観、保護者会、個別懇談、家庭訪問などで個々の児童生徒の学校生活の様子や長所、さらに伸ばしたい資質等を積極的に伝えるなど、指導内容・指導方法を具体的に示すことに努めることが大切である。そして、児童生徒と共に家庭の実態や児童生徒の家庭での状況を的確に把握し、それぞれの状況に応じたかかわりや支援をしていくことも大切となる。

また、教育活動の展開にあたって、教職員が求めている体験的な地域学習、キャリア教育の展開などへの人材活用等、地域の教育資源（ひと・もの・こと）の活用などを積極的に行うことも求められている。それには、常に学区の現状をしっかりとつかんでおき、必要に応じ地域行事に参加するなど地域の方々をつながりを持つことも大切となる。さらに、これまでのように、地域等に対して、学校への支援・応援を請うといった一方向的な関係だけではなく、地域にとっての課題解決に貢献するなどの活動を取り入れるという視点を持つことも必要である。

「連携・協働」における多くの人々との繋がりは、教員生活にとどまらず、自分自身の人生においても、大きな財産となるはずである。

## I - 4 学校安全

### (1) 学校安全の意義

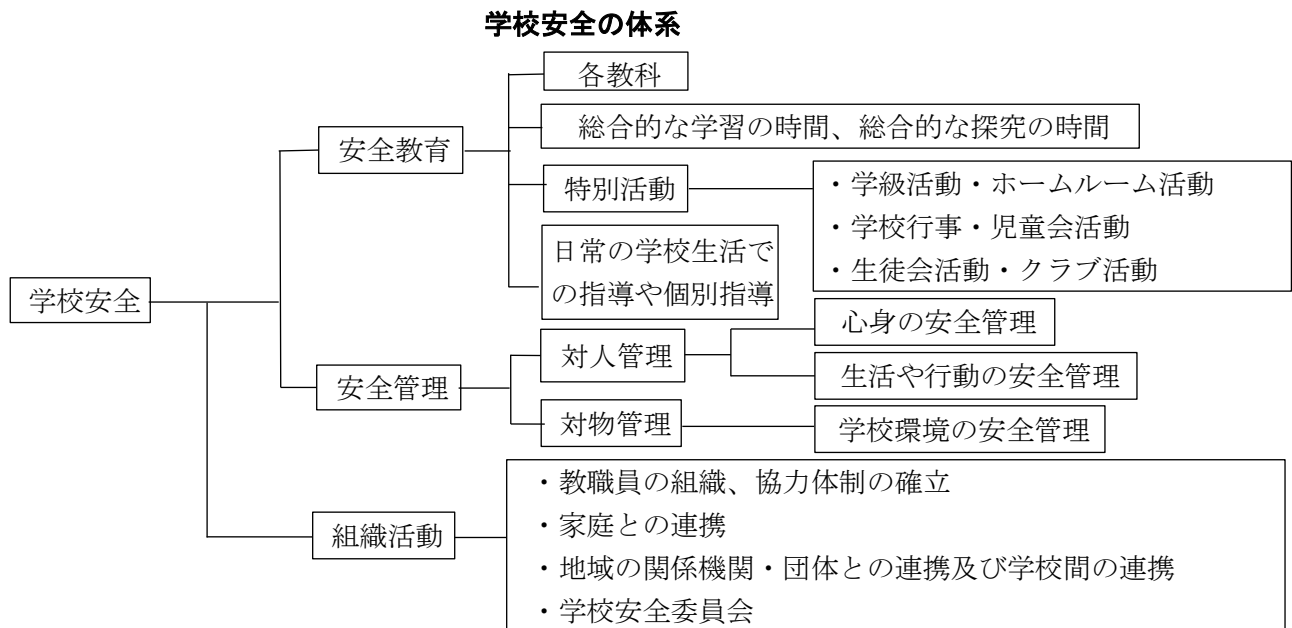
安全な社会を実現することは、全ての人々が生きる上で最も基本的かつ不可欠なことである。安全とは、心身や物品に危害をもたらす様々な危険や災害が防止され、万が一、事件や事故、災害等が発生した場合には、被害を最小限にするために適切に対処された状態である。人々が自他の安全を確保するためには、個人だけではなく社会全体として安全意識を高め、全ての人々が安全な社会を築いていくために必要な取組を進めていかなければならない。

### (2) 学校安全の定義

学校安全は、学校保健、学校給食とともに学校健康教育の3領域の1つであり、それぞれが独自の機能を担いつつ、相互に関連を図りながら、児童生徒等の健康や安全を確保するとともに、生涯にわたり、自らの心身の健康を育み、安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくために一体的に取り組まれている。

学校安全は、安全教育と安全管理、そして両者の活動を円滑に進めるための組織活動という3つの主要な活動から構成されている。

その際、安全教育と安全管理は学校安全の両輪とされ、相互に関連付けて組織的に行う必要がある。



また、学校安全の領域としては、「生活安全」「交通安全」「災害安全（防災と同義）」の3つの領域が挙げられる。

- ① **生活安全**：学校・家庭など日常生活で起こる事件・事故を取り扱う。WBGT に基づいた熱中症対策や、誘拐や傷害などの犯罪被害防止も含まれる。
- ② **交通安全**：様々な交通場面における危険と安全、事故防止が含まれる。
- ③ **災害安全**：地震・津波災害、火山災害、風水（雪）害等の自然災害に加え、火災や原子力災害も含まれる。

### (3) 安全教育の目標

日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- 様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を

実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。(知識及び技能)

- 自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。

(思考力, 判断力, 表現力等)

- 安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。

(学びに向かう力, 人間性等)

#### **(4) 教育課程における安全教育**

学校における安全教育は、児童生徒等が安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実に育むことができるよう、自助、共助、公助の視点を取り入れながら、地域の特性や児童生徒等の実情に応じて、各教科等の安全に関する内容のつながりを整理し教育課程を編成することが重要である。具体的には、各教科等において年間を通じて指導すべき内容を整理して、学校安全計画に位置付けることにより、系統的・体系的な安全教育を計画的に実施することが求められる。その際、家庭や地域社会との連携及び校種間の連携にも配慮することが重要である。

#### **(5) 学校安全計画の策定と見直し**

学校安全の取組については、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を全教職員で役割分担しながら総合的に進めることが求められていることから、学校安全計画の策定の過程から、各学校の学校安全の運営方針や指導の重点事項、取組のねらい・内容等について全教職員の共通理解が図られるよう配慮するとともに、役割分担を明確にしつつ体制を整え、計画に基づく取組を進めていくことが重要である。

また、児童生徒等の安全を守るための取組が適切に行われるようにするためには、計画 (PLAN) - 実行 (DO) - 評価 (CHECK) - 改善 (ACTION) のPDCA サイクルの中で、指導や訓練等計画に記載された事項の実施状況、ヒヤリハットや日々の活動を通して得られた情報等を基に、内容や手段及び学校内の取組体制が適切であったか、地域との連携が適切に進められていたかなど、定期的に取組状況を振り返り、点検し、次の対策につなげていくことが必要である。

#### **(6) 危機管理マニュアルの考え方・見直しの考え方**

学校保健安全法第29条において、学校は危機管理マニュアルを作成及び周知するものとされている。

危機管理マニュアルは、学校安全計画を踏まえて、危機管理を具体的に実行するための必要事項や手順等を示したものであり、学校管理下で危険等が発生した際、教職員が円滑かつ的確な対応を図るために作成するものである。このため、教職員の役割等を明確にし、児童生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項を全教職員が共通に理解することが必要である。また、新年度のできる限り早期に、全教職員が危機管理マニュアルにおける必要な事項を共通に理解しておくことが必要である。

また、学校は、一度作成した後もPDCA サイクルの中で、訓練、評価、改善を繰り返し行っていくことが必要であるが、自校を取り巻く安全上の課題やその対策を検証し、危機管理マニュアルを見直すだけでなく、全国各地において発生する様々な事故等を踏まえ、適宜検証・改善を行っていくことも必要である。

#### **<参考文献>**

『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』(文部科学省 平成31年3月)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1416715.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416715.htm)

#### **<参考資料>**

第3次学校安全の推進に関する計画(文部科学省 令和4年3月25日)

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/plan-gakkouanzen/data-3/3keikaku-zenbun.pdf>

## I-5 働き方改革・業務改善

### (1) 学校における働き方改革の趣旨と経緯

民間企業など社会全体で働き方改革が進む中、長年、日本の教員の多忙化や長時間勤務が指摘されてきたが、文部科学省による教員勤務実態調査や OECD 国際教員指導環境調査の結果等により、その実態が明らかになり、教員の多忙化改善や学校における働き方改革に向けた取組が急務となった。

本県では、平成 29 年に策定した「教員の多忙化改善に向けた取組方針」（取組期間：平成 29 年度～令和 2 年度）に基づき、教員が児童生徒一人ひとりと向き合う時間を確保し、山梨県の教育の質を高めることを目的とした教員の多忙化改善に向けた取組を進めてきた。

平成 31 年には、中央教育審議会答申及び文部科学省の「学校における働き方改革に関する取組の徹底（通知）」により、「『子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする』という働き方は、教師という職の崇高な使命感から生まれるものであるが、その中で教師が疲弊していくのであれば、それは『子供のため』にはならないものである。教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに教師が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになる」という目指す理念等が示された。

その後、「山梨県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を令和 2 年に策定し、業務を行う時間の上限や教育委員会が講ずる措置について定め、令和 3 年には、新型コロナウイルス感染症による学校を取り巻く環境の変化や「やまなし運動部・文化部活動ガイドライン」等を踏まえながら、「山梨県の公立学校における働き方改革に関する取組方針」が策定された。

令和 6 年 8 月に中教審答申として「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について～全ての子供たちへのよりよい教育の実現を目指した、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けて～」がとりまとめられ、①学校における働き方改革の更なる加速化、②教師の処遇改善、③学校の指導・運営体制の充実を一体的・総合的に推進する必要があることが提言された。

令和 7 年 3 月、「働き方改革は全員が担当者～みんなのウェルビーイングの実現のために～」を掲げ、「山梨県公立学校働き方改革取組方針」が策定され、令和 11 年度までの取組として推進されている。

### (2) 「学校における働き方改革」はなぜ必要か？

#### ① 自分自身のウェルビーイングの向上のため

ワーク・ライフ・バランスを実現させ、心身ともに健康で教職人生を豊かにすることが重要である。

#### ② 全ての子供たちへのよりよい教育の実現のため

高度専門職として新しい知識・技能等を学び続け資質能力の向上を図ることが重要である。

#### ③ これからの教育水準安定のため

令和の学校教育を担う皆さんやこれから教員を目指す方のため、持続可能な働き方が必須である。

### (3) 「山梨県公立学校働き方改革取組方針（令和 8 年 3 月改訂）」に基づく取組

「～働き方改革は全員が担当者 みんなのウェルビーイングの実現のために～」

#### 目標

- ① 令和 8 年度末までに、時間外在校等時間が 80 時間を超える教職員をゼロ  
令和 11 年度末までに、平均の時間外在校等時間を月 30 時間に縮減
- ② 令和 10 年度末までに、「きずなの日」と「定時退校日」をそれぞれ年間 20 回以上実施している学校の割合を 100%
- ③ 令和 10 年度末までに、平日 1 日と土日どちらか 1 日を休養日としている部活動の顧問の割合を中学校、高等学校ともに 100%
- ④ 令和 11 年度末までに、自身の働き方を見つめ直し、自分事として取り組んでいる教職員の割合を 100%
- ⑤ 仕事に対して働きがい（充実感・満足感・意欲等）を感じている教職員の割合を 100%

## Ⅱ 学級経営

### (1) 基本的な考え方

学級は、児童生徒にとって、学習や生活など学校生活の基盤となる場である。児童生徒は、学校生活の多くの時間を学級で過ごすため、自己と学級の他の成員との個々の関係や自己と学級集団との関係は、学校生活そのものに大きな影響を与えることとなる。教師は、個々の児童生徒が、学級内でよりよい人間関係を築き、学級の生活に適応し、各教科等の学習や様々な活動の効果を高めるように、学級内での個別指導や集団指導を工夫していく必要がある。学級経営の内容は多岐にわたるが、学級集団としての質の高まりを目指したり、教師と児童生徒、児童生徒相互のよりよい人間関係を構築しようとしたりすることは、その中心的な内容である。そのため、学級担任が学校の教育目標や学級の実態を踏まえて作成した学級経営の目標・方針に即して、必要な諸条件の整備を行っていかねばならない。(学習指導要領解説 特別活動編)

### (2) 学級・ホームルーム経営のポイント

令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」によれば、学級・ホームルーム経営で留意すべきこととして以下の点が挙げられている。

- 児童生徒が安心できる居場所になるよう、共に認め・励まし合い・支え合い・創造する集団を目指すこと
  - 児童生徒の発達を支持するという視点を持ち、生徒指導と課題未然防止教育を実践すること
  - 学校、学年及び学級やホームルームの特性を踏まえた年間指導計画に基づいて取り組むこと
  - 多様な集団活動を通しての中で役割を担ったり協力し合って活動したりして自己存在感を実感できるようにし、自己肯定感を獲得するように働きかけること
  - 学級・ホームルーム活動における自発的、自治的な活動を中心として、教職員と児童生徒、児童生徒同士の共感的で温かな人間関係を築くこと
  - 一人一人の児童生徒が発達課題を通して自己実現するために、児童生徒自身による規範意識を醸成すること
  - 児童生徒が自ら考え、選択し、決定し、発表し、実践する体験としての学びの循環を通じて、主体的・自律的な選択・決定をしていく基盤となる自己指導能力を身に付けていくこと
  - キャリアを形成していく上で必要な基礎的・汎用的能力を児童生徒が身に付けることを、学級・ホームルーム経営の中に位置付けて実践すること
  - 学校経営の中に生徒指導の視点がしっかりと位置付けられ、それに基づいた学年の取組や学級・ホームルーム経営が教職員の共通理解に基づいて行われ、さらには個々の教職員の指導や援助が行われること
- いずれも学級・ホームルーム経営の際に重要な視点となるため、常に意識しておきたい内容である。

### (3) 学級経営案

学級経営案の作成に当たっては、年間を通した長期的な見通しと、数ヶ月ごとの中・短期的な見通しをもって記述することが大切である。また、学校の説明責任を果たす意味から、記述した学級経営の方針や具体的方策は、保護者への公表、児童生徒への説明に十分耐えうる内容になっているかを常に点検することが重要である。形式は学校により異なるが、取り入れる内容項目例について、作成のポイントを以下に示す。

#### ① 学級の目標

学校教育目標や学年目標、指導重点、学級の児童生徒の実態を十分に踏まえたうえで設定する。児童生徒が覚えやすい短い言葉で表すようにしている例や、目指す子供像で示している例も見られる。担任としてどのような学級風土をつくらうとしているのかを明確に記述する。

## ② 学級の実態

指導要録や昨年度までの担任などからの申し送り事項などを十分に読み、健康状態や家庭環境などで特別に配慮が必要なこと、授業中の学習の様子や学習に対する関心・意欲・態度に関すること、児童生徒同士の人間関係や特徴的な行動に関することなどを客観的に把握して記述する。

## ③ 学級経営方針

学級の目標を実現するための方法や目指す方向性を具体的に記述する。任された学級をどのよう  
に経営していくかが最も現れるものであるため、方針を立てる際には、目指す児童生徒像を明確  
にもち、実態に合った実現可能な方針を立てる。

## ④ 学習指導や生徒指導の重点

学習指導の重点は児童生徒の発達段階や学習の定着度を十分に考慮し、前年度の学習状況を基  
に重点をどこにおくかを考える。生活指導（生徒指導）の重点は、仲間づくりや集団づくりに視  
点をおき、当番活動や係活動の方針、学習や生活のルールなどについて記述する。

## ⑤ 環境整備

児童生徒が安心して学習や生活ができるように人的・物的環境の両面から具体的に記述する。

## ⑥ 家庭との連携等

学級懇談会や個人面談、学級通信、連絡方法などや、家庭との連携などについて具体的に記述  
する。

## <学級経営案の例>

第1学年 組 学級経営案 学級担任	
<b>1. 学級の実態</b> (1)在籍生徒数 男子 名 女子 名 計 名 (2)性別・行動の状況 明るくのびのびとした雰囲気の中にも、緊張感とけじめがあり、 名全員が睡を醒かせて中学校生活の新たなスタートを切った。個性の湧きあふれたクラスである。 男子は全体的に、考え方が幼くのんびりしている感がある。女子は様々なことに前向きに取り組み生徒が多い。日常の清掃活動、係活動などにも前向きに参加し、協力して責任を果たそうと努力する姿が見られる。活動の中で、自分たちで考え動くことはまだ十分にはできないが、指示されたことは一生懸命取り組み、また、リーダーの質はまだ不十分で、状況に応じた丁寧な指導が必要である。 個々をみると、健康面心理面で配慮すべき生徒が数名あり、様々な場面で周囲との関わり方に注意をしないといじなどに発展する可能性もあるので注意していきたい。 (3)学習状況 各教科の授業に興味を持って積極的、意欲的に取り組み、活気がある。しかし、忘れ物が多く、各教科の先生に指導される場面もある。理解力のある生徒が多いが、小学校での知識の取りこぼしも見られ、家庭学習も定着していないため心配な面もある。家庭学習の習慣をつけるような取り組みを考えしていきたい。	(1)生徒指導に関する経営施策 ・時間、服装、挨拶、言葉遣い、仕事に対する責任などの基本的な生活習慣を身につけさせる。 ・リーダーを育成し、民主的で活発な話し合いを仕組みの中で、集団の抱える課題を自分たちの力で見つめ、その改善案を考える力を身につけさせる。 ・様々な活動や行事に対し、担任自ら熱い姿勢で臨み、生徒と共に活動することにより一生懸命・一心不乱に取り組み、完全燃焼することの素晴らしさを教え、仲間と共に過ごせる時間の素晴らしさを、大切さを実感させる。 ・現代社会の抱える問題点などに新聞記事を通してふれさせ、命の尊さや健康のあり方、国民としてあり方などを考えさせ、また、安全な社会・生活について考えさせる。 ・各生徒と一対一のつきあいを大切に、日常生活の中の会話や二者懇談などから生徒を理解していく。
<b>2. 学級経営方針</b> <生徒の学級目標> 総括目標 『笑顔！友情！チャレンジ！けじめ！』 具体目標 ・いつも明るく元気にあいさつができるクラス ・誰とでも仲良く協力し合えるクラス ・何事にも積極的に取り組めるクラス ・しっかりした態度で授業を受けられるクラス  <教師の指導目標> (1)一人一人の個性を尊重し、本音が話ができ、全員が安心して生活することができるあたたかい学級づくり。 (2)一生懸命することに価値を持ち、お互いが支え合い何事にも一心不乱にがんばり抜く学級づくり。 (3)正しいことを信じて行動し、悪いことは排除できる正義感あふれる学級づくり。 (4)自分で考え、判断し、強い意志を持って行動できる生徒の育成。  <学級経営の方針> (1)全員が自分の役割を自覚し、所属感を持って学級活動に参加できるように配慮しながら、組織をつくり、運営を行う。 (2)自己の姿を見つめさせ、より良い進路に向かって精一杯立ち向かって行く強い気持ちを育成する。 (3)常に学級内での人間関係に目を向け、孤立や小グループ化が起こらないように配慮する。 (4)ルールを踏んだり、責任を果たさないなどの自己中心的な行動や、仲間を傷つけたりするいじめなどを絶対に許さない担任の姿勢を示し、正義の心を育成する。 (5)常に一生懸命な姿に対する評価を大切に、自信を持たせ、一人一人の頑張りを認めあえる雰囲気を作る。 (6)各活動への取り組みの課程を大切にしながら、一生懸命に一つのことを成し遂げた達成感を次の意欲につなげる。 (7)生徒と同じ目線で物事を見る機会を持ち、ふれあいを大切に、1年間本音でつきあえる人間関係づくりを目指す。	(2)学習指導に関する経営施策 ・授業規律を確立し、誰もが安心して授業を受けられる雰囲気を作る。 ・授業を大切にさせ、教科担任と連絡を取り合う。他教科授業の理解も行う。 ・わからないところを自分の方で解決しようとする姿勢を大切にさせ、質問を積極的に勧める。 ・将来に向けて学習中心の生活習慣を身につけさせる。(学習計画表、復習ノートの効果的活用) ・教科推進員の活動と朝学習、助け合い学習を実施し、学級が一丸となって学力を高めようとする雰囲気をつくる。  (3)進路指導に関する経営施策 ・二者懇談や親との連携を多く取り入れ、各生徒の能力や特性をしっかりと把握した上でより良い進路選択を支援していく。 ・進路ノートを活用したり、様々な場面で自己評価・相互評価を取り入れることで、自己をしっかりと見つけさせ、進路選択に生かす。 ・十分な情報を与え、将来に夢を持たせ、好ましい職業観を育てる。  (4)教室環境に関する経営施策 ・清掃活動だけでなく、普段の生活における身の回り物(個人、公共物)の管理などから環境整備の大切さを考えさせる。 ・掲示物や机などに対し、少しの気配りが明るく清潔な教室環境につながることを感じさせる指導を行う。(係活動、日直の仕事など) ・季節を感じさせる掲示や飾りをさせることにより、時の移り変わりを感じさせ、中学校生活の良さを味わわせる。  (5)保護者に関する経営施策 ・学校での生徒の活動やその様子を知ってもらうための機会を多くつくり、有効に活用する。(学級懇談、二者懇談、学級通信・欠席時の連絡) ・家庭訪問、電話連絡などを適時行い、保護者との連絡を密にすることで担任や学校の考えを理解してもらおう。また、保護者の話を聞く中で学校に対する願いや要望を把握する。
<b>3. 経営上の具体的施策</b>	<b>4. 学級経営の評価の観点</b> ・誰もが、学級に居場所があり、生き生きと活動しているか。また過ごしやすい環境か。 ・喜怒哀楽の感情を素直に表現でき、本音が言い合える雰囲気であったか。 ・各々が身体・性格・考えを全て大きな心で認め合い、尊重しあって生活しているか。 ・何事にも全員が一生懸命、一心不乱に取り組んでいるか。 ・正義が尊重され、努力や一生懸命な姿が報われる学級か。 ・各々の成長を担任がしっかりとみつけ、適切な評価をしているか。 ・各々が自己の進路を見つめ、全員が一丸となって進路に立ち向かっているか。

## <参考文献>

『学習指導要領解説 総則編』 『学習指導要領解説 特別活動編』 (文部科学省 平成29年)  
『生徒指導提要』 (文部科学省 令和4年12月改訂)

## Ⅲ 教科指導・学習指導

### Ⅲ－１ 授業の構想

#### (1) 学習指導要領の趣旨

学習指導要領では、全ての教科等を①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱（以下、「資質・能力」という。）で整理し、単元や題材などの内容や時間のまとまりを見通しながら、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこととしている。特に、児童生徒が各教科等の特質に応じた見方・考え方（以下、「見方・考え方」という。）を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実が求められている。

#### (2) 教科等の目標を確認する

教科等の目標は、ほぼ全ての教科等で次のような形で整理されている。（以下は、算数の例）

数学的な見方・考え方（見方・考え方）を働かせ、	数学的活動（学習過程）を通して、	数学的に考える（資質・能力の趣旨）
資質・能力を次のとおり育成することを目指す。		
(1)	数量や図形などについての…身に付けるようにする。	（知識及び技能に関する目標）
(2)	日常の事象を数理的に捉え…する力を養う。	（思考力、判断力、表現力等に関する目標）
(3)	数学的活動の楽しさや…する態度を養う。	（学びに向かう力、人間性等に関する目標）

授業を構想するに当たっては、教科等の目標を確認し、各教科等の特質に応じ、見方・考え方を働かせた学習過程を通して、資質・能力（三つの柱）の育成を目指すことが大切である。

#### (3) 授業計画を構想する

単元や題材などの内容や時間のまとまりを見通して、授業を構想することが大切である。主たる教材である各地区や学校で採択された教科用図書（以下、教科書という）は、学習指導要領の趣旨を踏まえ、効果的な単元や題材などが設定されており、基本的には、教科書を使って構想することが望ましい。その際、その教科書の指導書や指導計画細案などの資料（多くの教科書では発行者がWebサイト等で公開している）が参考となる。

#### 授業計画を構想する際の3つのポイント

##### ① 目指すべき児童生徒の姿を、具体的にイメージする

単元（題材）の目標や評価規準を設定するだけでなく、それを基に、資質・能力を身に付けた児童生徒の姿を具体的にイメージしておくことが大切である。例えば、ペーパーテストに正しく解答できる姿や、課題等に合わせて表現したり実技をしたりする姿など、学習場面によって様々な児童生徒の姿が想定される。学習評価にも関わる大切なポイントである。

##### ② 単元（題材）を見通して、本時の目標を精選する

教科書の内容だけを見て授業を構想すると、多くのことを児童生徒に求めてしまいがちである。この時間に身に付けさせたい資質・能力は何か、扱うべき指導事項は何か、等を見極めて焦点化し、それらを分散した指導計画を構想しながら、教科書を効果的に活用することが大切である。単元（題材）で育成を目指す資質・能力は、単元（題材）全体を通して達成することを目指すのである。

##### ③ 教科等横断的な視点や学年や学校段階を見通した視点で児童生徒を育成する

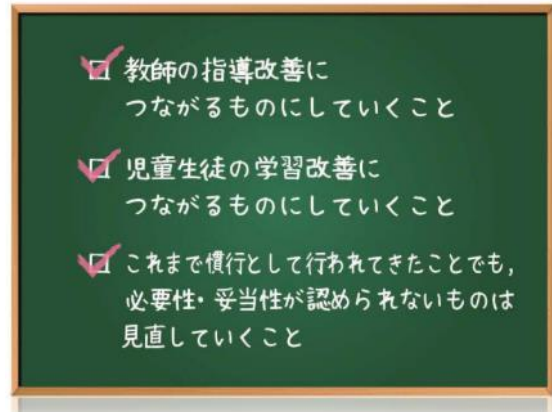
子供主体の授業という観点から見れば、児童生徒は、他教科等の授業はもちろん、学校生活全体を通して多くのことを学ぶし、この先も学びながら成長していく。教科等横断的な視点や学年や学校段階を見通した視点を持ちながら、授業計画を構想することが大切である。

## Ⅲ－２ 指導と評価の一体化の観点からの指導計画

### (1) 学習評価の基本的な考え方

学習評価とは、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものである。

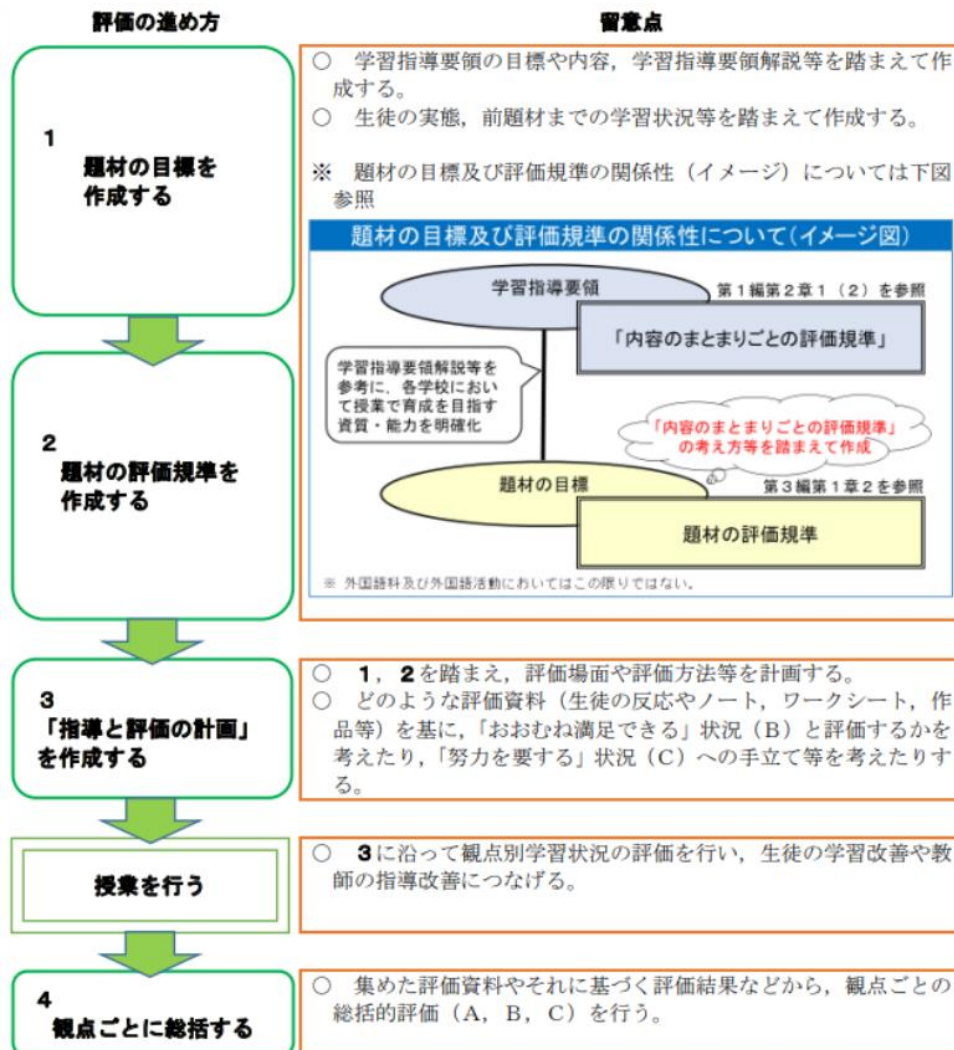
「児童生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするためにも、学習評価の在り方は重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められる。



(国立教育政策研究所「学習評価の在り方ハンドブック(小・中学校編)」 「同(高等学校編)」)

### (2) 学習評価の進め方

単元(題材)における観点別学習状況の評価を実施するに当たり、まずは年間の指導と評価の計画を確認することが重要である。その上で、学習指導要領の目標や内容、「内容のまとまりごとの評価規準」の考え方を踏まえ、以下のように進めることが考えられる。なお、複数の単元(題材)にわたって評価を行う場合など、以下の進め方によらない事例もあることに留意する必要がある。



(国立教育政策研究所「「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 中学校音楽)

### Ⅲ－３ 授業改善の視点

#### (1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして、自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、「見方・考え方」を働かせながら知識を相互に関連付ける場面をどのように組み立てるか、といった観点で授業改善を進めることが重要となる。すなわち、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を考えることは単元や題材など内容や時間のまとまりをどのように構成するかというデザインを考えることである。

#### (2) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた授業改善

「個別最適な学び」は、「指導の個別化」と「学習の個性化」に整理されており、児童生徒が自己調整しながら学習を進めていくことができるように指導することが重要である。「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動を通じ、多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要である。これらを一体的に充実させることにより、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくことを目指している。

#### (3) 全国学力・学習状況調査の結果を生かした授業改善

全国学力・学習状況調査の目的の一つに調査の結果を授業改善へ生かすことが示されている。自校の結果分析を行い、児童生徒の実態や動向の様子を丁寧に把握し、私たち自身の授業を見直していくことが大切である。例えば、全国学調の解答用紙をコピーしておき、解説資料を使って自校採点を行い分析することで、学校全体の課題を早期に把握することができる。自校採点を校内研究に位置づけることで、学校全体で目的をもって授業改善に取り組むことができる。

#### <参考文献 及び 参考となるWebサイト>

<b>小学校学習指導要領</b> 本文 (文部科学省)  <a href="https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt_kyoiku02-100002604_01.pdf">https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt_kyoiku02-100002604_01.pdf</a>	<b>中学校学習指導要領</b> 本文 (文部科学省)  <a href="https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt_kyoiku02-100002604_02.pdf">https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt_kyoiku02-100002604_02.pdf</a>	<b>高等学校学習指導要領</b> 本文 (文部科学省)  <a href="https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt_kyoiku02-100002604_03.pdf">https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt_kyoiku02-100002604_03.pdf</a>
<b>小学校学習指導要領</b> 解説 (文部科学省)  <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1387014.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1387014.htm</a>	<b>中学校学習指導要領</b> 解説 (文部科学省)  <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1387016.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1387016.htm</a>	<b>高等学校学習指導要領</b> 解説 (文部科学省)  <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1407074.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1407074.htm</a>
<b>特別支援学校</b> <b>学習指導要領等</b> (文部科学省)  <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1386427.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1386427.htm</a>	<b>「指導と評価の一体化」のため</b> <b>の学習評価に関する参考資料</b> (国立教育政策研究所)  <a href="https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidou/siryu.html">https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidou/siryu.html</a>	<b>研修 MyPage</b> (山梨県総合教育センター)  <a href="https://www.ypec.ed.jp/?page_id=80">https://www.ypec.ed.jp/?page_id=80</a>
<b>山梨県学校教育指導指針</b> <b>(義務)</b> (山梨県教育委員会)  <a href="https://www.pref.yamanashi.jp/gimukyo/shido/juten/index.html">https://www.pref.yamanashi.jp/gimukyo/shido/juten/index.html</a>	<b>山梨県学校教育の指針</b> <b>(県立)</b> (山梨県教育委員会)  <a href="https://www.pref.yamanashi.jp/gimukyo/shido/juten/index.html">https://www.pref.yamanashi.jp/gimukyo/shido/juten/index.html</a>	<b>やまなし教員等</b> <b>育成指標</b> (山梨県教育委員会)  <a href="https://www.pref.yamanashi.jp/kyouiku-kikaku/somkikaku/somkikaku/ikuseikyougikai.html">https://www.pref.yamanashi.jp/kyouiku-kikaku/somkikaku/somkikaku/ikuseikyougikai.html</a>
<b>全国学力・学習状況調査</b> <b>各種資料</b> (国立教育政策研究所)  <a href="https://www.nier.go.jp/kaihatsu/zenkokugakuryoku.html">https://www.nier.go.jp/kaihatsu/zenkokugakuryoku.html</a>	<b>サポートマガジン</b> <b>『みるみる』</b> (文部科学省)  <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/senseiyouen/mext_00001.html">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/senseiyouen/mext_00001.html</a>	<b>動画教材学習指導要領</b> <b>シリーズ</b> (NITS 教職員支援機構)  <a href="https://www.nits.go.jp/materials/youryou/">https://www.nits.go.jp/materials/youryou/</a>

## IV 道徳教育

### (1) 道徳教育の目標

#### <小学校・中学校>

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の〔人間としての〕生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。〔 〕は中学校

(小中学校学習指導要領第1章総則第1の2の(2))

学校における道徳教育は、「自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」を目標としている。道徳性とは、人間としてよりよく生きようとする人格的特性であり、道徳的判断力、道徳的心情、道徳的实践意欲、道徳的態度を諸様相とする内面的資質である。(【表1】参照)

学校における道徳教育は、特別の教科である道徳(以下「道徳科」という。)を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動(小)、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童(小)生徒(中)の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなくてはならない。

【表1】 道徳性の諸様相

道徳的判断力	善悪を判断する能力。人間としてよりよく生きるために道徳的価値が大切なことを理解し、様々な状況下においてどのように対処することが必要かを判断する力。的確な道徳的判断力をもつことでその状況に応じた道徳的行為が可能になる。
道徳的心情	道徳的価値の大切さを感じ取り、善を行うことを喜び、悪を憎む感情。人間としてのよりよい生き方や善を志向する感情。こうした感情は道徳的行為への動機として強く作用する。
道徳的实践意欲	道徳的心情や道徳的判断力によって道徳的行為を実現しようとする傾向性。道徳的価値を実現しようとする意志の働き。
道徳的態度	道徳的心情や道徳的判断力によって道徳的行為を実現しようとする傾向性。道徳的实践意欲に支えられた具体的な道徳的行為への身構え。

#### <高等学校>

学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図るものとし、各教科に属する科目(以下「各教科・科目」という。)、総合的な探究の時間及び特別活動(以下「各教科・科目等」という。)のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。(高等学校学習指導要領第1章総則第1款の2の(2))

## (2) 道徳科の目標

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を〔物事を広い視野から〕多面的・多角的に考え、自己の〔人間としての〕生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。〔 〕は中学校  
(小中学校学習指導要領第3章特別の教科 道徳の第1)

### ① 道徳的諸価値について理解する

道徳的諸価値とは、よりよく生きるために必要とされるものであり、人間としての在り方や生き方の礎となるものである。児童生徒が将来、様々な問題場面に出会った際に、その状況に応じて自己の生き方を考え、主体的な判断に基づいて道徳的実践を行うためには、道徳的価値の意義及びその大切さの理解が必要になる。

**価値理解**：内容項目を、人間としてよりよく生きる上で大切なことであると理解すること。

**人間理解**：道徳的価値は大切であってもなかなか実現することができない人間の弱さなども理解すること。

**他者理解**：道徳的価値を実現したり、実現できなかったりする場合の感じ方、考え方は一つではない、多様であるということをも前提として理解すること。

### ② 自己を見つめる

自分との関わり、つまりこれまでの自分の経験やそのときの感じ方、考え方と照らし合わせながら、さらに考えを深めること。様々な道徳的価値について自分との関わりも含めて理解していくこと。

### ③ 物事を多面的・多角的に考える

よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うためには、児童生徒が多様な感じ方や考え方に接することが大切である。道徳的価値の理解を基に、他者と対話したり協働したりしながら、物事を多面的・多角的に考え、主体的に学習に取り組むことができるようにすることが大切である。

### ④ 自己の生き方についての考えを深める(小)人間としての生き方についての考えを深める(中) ＜小学校＞

児童が道徳的価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考えることを通して形成された道徳的価値観を基盤として、自己の生き方についての考えを深めていくことができるようにすることが大切である。道徳的価値の理解を自分との関わりで深めたり、自分自身の体験やそれに伴う感じ方や考え方などを確かに想起したりすることができるようにするなど、特に自己の生き方についての考えを深めることを強く意識して指導することが重要である。

### ＜中学校＞

人間にとって最大の関心は、人生の意味をどこに求め、いかによりよく生きるかということにあり、道徳はこのことに直接関わるものである。人間についての深い理解と、これを鏡として行為の主体としての自己を深く見つめることとの接点に、生き方についての深い自覚が生まれていく。そのことが、主体的な判断に基づく適切な行為の選択や、よりよく生きていこうとする道徳的実践へつながっていくこととなる。この視点に立った指導方法の工夫が必要である。

### ⑤ 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる

道徳性の諸様相（【表1】参照）は、一人一人の児童生徒が道徳的価値を自覚し、自己の生き方について（小）、または人間としての生き方について（中）深く考え、日常生活や今後出会うであろう様々な場面及び状況において、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質を意味している。

道徳性を養うことを目的とする道徳科においては、その目標を十分に理解して、教師の一方的な押し付けや単なる生活経験の話合いなどに終始することのないように特に留意する。またそれにふさわしい指導の計画や方法を講じ、指導の効果を高める工夫をすることが大切である。

### (3) 「考え、議論する」道徳とは

答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」「議論する道徳」の授業を行っていくことが求められている。

**「考える道徳」:** 道徳的価値を自分との関わりで主体的に考え、自分の考え方、感じ方を明らかにする。

**「議論する道徳」:** 道徳的価値に関わる多様な考え方、感じ方と出会い、交流することなどを通して、自分の考え方、感じ方をより深める。

### (4) 道徳科における「主体的・対話的で深い学び」とは

児童生徒が多様な教材を通して道徳的価値に関わる諸事象を自分自身の問題と受け止め、それを自分事として考え、自分の考え方、感じ方を明らかにするような**主体的な学び**、そして、友達や教師などとの話合いを通して、自分の考え方や感じ方を多面的・多角的に考える**対話的な学び**が、自己の生き方や人間としての生き方についての考えを深める学び、つまり、**深い学び**になる。

### (5) 指導観（価値観・児童生徒観・教材観）を明確にした授業構想

#### ① 年間指導計画で本時の学習を確認する

年間指導計画に基づき、計画的に指導を行う。年間指導計画で本時に指導すべき道徳科の内容項目を確認する。

#### ② 本時の内容項目について「学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」で確認する

「考え、議論する道徳」を実現するためには、教師がねらいとする内容項目についての理解を深めることが求められる。解説で確認し、それぞれの内容項目について特に大切にしたいことを明らかにし、明確な考えを持つ。(価値観)

#### ③ 子供の実態を明らかにする

ねらいとする内容項目について、特に大切にしたいことを基に、これまで教育活動全体を通じてどのような指導を行ってきたのか、その結果として子供にどのようなよさや課題が見られるのかを明らかにする。その上で、本時に学ばせたいことは何かを明らかにする。(児童生徒観)

#### ④ 教材をどのように活用するかを明らかにする

授業者のねらいとする道徳的価値に関わる考え方(価値観)やねらいとする道徳的価値に関わる子供のこれまでの学びと、その結果としてのよさや課題、そこから導き出された考えさせたいこと、学ばせたいこと(児童生徒観)を基に、教材活用の方向性を確認する。(教材観)

#### ⑤ 中心発問を検討する

本時のねらいに迫る中心発問を考える。この問いで児童生徒は何を考えることになるのか、考える必然性のある、切実な発問か、自由な思考を促す発問か、物事を多面的・多角的に考える発問かという視点で発問を考える。

#### ⑥ 指導方法について検討する

学習展開(問題解決的な学習や体験的な活動の導入、中心発問前後の発問など)、言語活動(話合いの場面、書く活動など)、導入や終末の工夫、机の配置等、具体的な学習指導の展開について考える。「道徳科に生かす指導方法の工夫」については、学習指導要領解説特別の教科 道徳編 小学校 p84～、中学校 p83～を参照)

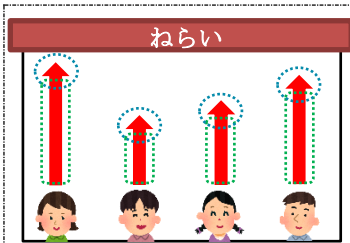
## (6) 道徳科の評価

児童〔生徒〕の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。〔 〕は中学校  
(小中学校学習指導要領第3章特別の教科 道徳第3の4)

道徳科で評価することは、道徳科の「学習状況」や道徳科の学習を積み重ねたことによる「道徳性に係る成長の様子」である。「学習状況」とは、道徳科の授業における学習状況であり、「道徳性に係る成長の様子」とは、道徳科の授業を積み重ねたことによる成長の様子である。児童生徒の成長を見守り、努力を認めたり、励ましたりすることによって、児童生徒が自らの成長を実感し、さらに意欲的に取り組もうとするきっかけとなるような評価を目指すことが求められる。道徳性は、きわめて多様な児童生徒の人格全体に関わるものであることから、評価に当たっては、個人内の成長の過程を重視すべきである。

### <道徳科に関する評価の基本的な考え方>

- ・ 個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とする。
- ・ 他の児童生徒との比較による評価ではなく、共感的理解の姿勢で、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行う。
- ・ 学習活動において児童生徒が道徳的価値やそれらに関わる諸事象について他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視する。
- ・ 道徳科の評価は、選抜に当たり客観性・公平性が求められる入学者選抜とはなじまないものであり、このため、道徳科の評価は調査書には記載せず、入学者選抜の可否判定に活用することのないようにする。
- ・ 発達障害等のある児童生徒に対する指導や評価を行う上では、それぞれの学習の過程で考えられる「困難さの状態」をしっかりと把握した上で必要な配慮が求められる。



(○ではなく、□を把握する。)

道徳科においては、目標の実現状況や到達状況の評価するのではない。子供たちがねらいに向けてどのように学習を行ったのか、道徳の授業を積み重ねたことによりどのような成長が見られたのか、といった学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握することが求められる。よって、道徳科において子供の学習状況や道徳性に係る成長の様子を的確に把握するためには、**授業者が児童生徒に学ばせたいこと、考えさせたいこと（指導観）を明確にして指導することが大切**である。

### <道徳科における評価の視点>

学習活動において児童生徒が道徳的価値やそれらに関わる諸事象について他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、

- ・ 一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか
  - ・ 道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか
- といった点を重視することが重要である。

### <参考文献>

『小中学校学習指導要領』（文部科学省 平成29年3月）

『高等学校学習指導要領』（文部科学省 平成30年3月）

『小中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』（文部科学省 平成29年7月）

『「特別の教科 道徳」で大切なこと』（赤堀 博行 著 平成29年11月 東洋館出版社）

## V 特別活動

### (1) 特別活動の目標

特別活動は、「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせながら「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決する」ことを通して、資質・能力を育むことを目指す教育活動である。

『やまなし教員等育成指標』においては、教員は学習指導を行うだけでなく、生徒指導における学級経営にも大きく関わるため、小・中・高等学校の一貫した指導のもと、一人一人に目を配りながら、集団の力を高め、協働してより良いものを創り上げようとする意欲を持った学級集団の育成を図る力が求められている。

特別活動の目標についても、校種により重点を置く内容に多少の違いはあるが、小・中・高等学校が一貫しており、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して資質・能力の育成を目指している。「学習指導要領」における具体的な校種別の目標は、小学校の目標をベースに次のように示されている。

#### 【小学校】

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、**自己の生き方についての考え**を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

自己の生き方についての考え→ **【中】人間としての生き方についての考え**

**【高】人間としての在り方生き方についての自覚**

### (2) 特別活動の特質

- 集団活動であること       実践的な活動であること

### (3) 特別活動の内容

- ① **学級活動**：学校生活において最も身近で基礎的な所属集団である学級を基盤とした活動  
※高等学校は「ホームルーム活動」 以下同じ

#### 学級活動(1) 学級や学校における生活づくりへの参画

- ・主として自発的、自治的な集団活動の計画や運営に関わるもの。
- ・教師の適切な指導の下での、学級としての議題選定や話し合い、合意形成とそれに基づく実践を重視する。

#### 学級活動(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

- ・日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康や安全に関するもの。
- ・児童生徒に共通した問題であるが、一人一人の理解や自覚を深め、意思決定とそれに基づく実践を行うものであり、個々に応じて行われるものである。

#### 学級活動(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

- ・個々の児童生徒の将来に向けた自己実現に関わるもの。
- ・一人一人の主体的な意思決定に基づく実践にまでつなげることをねらいとしている。



## VI 総合的な学習/探究の時間

### (1) 総合的な学習/探究の時間のポイント

#### 〈総合的な学習の時間（小・中）〉

- 「探究的な学習の過程」（①課題の設定→②情報の収集→③整理・分析→④まとめ・表現）を一層重視。
- 各学校では、教育目標を踏まえて「目標」を、目標を実現するにふさわしい「探究課題」を、探究課題の解決を通して育成を目指す「具体的な資質・能力」を設定する。
- 協働して課題を解決しようとする学習活動、言語により分析しまとめたり表現したりする学習活動（「考えるための技法」を活用）、コンピュータ等を活用して情報を収集・整理・発信する学習活動を行う。
- 自然体験やボランティア活動などの体験活動、地域の教材や学習環境を積極的に取り入れること等を重視。

取組を基盤

#### 〈総合的な探究の時間（高）〉

- 名称を「総合的な探究の時間」に変更。
- 自己の在り方生き方に照らし、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら「見方・考え方」を組み合わせさせて統合させ、働かせながら、自ら問いを見だし探究する力を育成する。
- 各学校では、教育目標を踏まえて「目標」を、目標を実現するにふさわしい「探究課題」を、探究課題の解決を通して育成を目指す「具体的な資質・能力」を設定する。
- 他者と協働して課題を解決しようとする学習活動、言語により分析しまとめたり表現したりする学習活動（「考えるための技法」を自在に活用）、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して情報を収集・整理・発信する学習活動を行う。
- 自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること等を重視。

#### ① 基本的な考え方

- 探究的な学習の過程を一層重視し、各教科で育成する資質・能力を相互に関連付け、実社会・実生活において活用できるものとするとともに、各教科等を超えた学習の基盤となる資質・能力を育成する。（小・中）
- 自己の在り方生き方に照らし、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら「見方・考え方」を組み合わせさせて統合させ、働かせながら、自ら問いを見だし探究する力を育成する。（高）

#### ② 目標

総合的な学習の時間（小・中）	総合的な探究の時間（高）
探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。	探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、 <u>自己の在り方生き方を考えながら</u> 、よりよく課題を <u>発見し</u> 解決していくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- 教科（・科目：高）等横断的なカリキュラム・マネジメントの軸となるよう、各学校が総合的な学習（探究：高）の時間の目標を設定するに当たっては、各学校における教育目標を踏まえて設定することを示した。

### ③ 探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力

知識及び技能	思考力、判断力、表現力等	学びに向かう力、人間性等
探究的な学習（探究：高）の過程において、課題の（発見と：高）解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを（探究の意義や価値を：高）理解するようにする。	実社会や実生活の中（との関り：高）から問いを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。	探究的な学習に（探究に：高）主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に（新たな価値を創造し、：高）社会参画（よりよい社会を実現：高）しようとする態度を養う。

### ④ 学習内容、学習指導の改善・充実

- 各学校は、目標を実現するにふさわしい探究課題を設定するとともに、課題を探究する事を通して育成を目指す具体的な資質・能力を設定することを明確化した。
- 探究的な学習（活動：高）の中で、各教科等で育成する資質・能力を相互に関連づけ、実社会・実生活の中で総合的に活用できるものとなることを重視した。
- 教科を超えたすべての学習の基盤となる資質・能力を育成するため、課題を探究する中で次のような活動が行われるようにする。
  - ・協働して課題を解決しようとする学習活動
  - ・言語により分析し、まとめたり表現したりする学習活動
  - ・コンピュータ等を利用して、情報を収集・整理・発信する学習活動
- 自然体験やボランティア活動などの体験活動、地域の教材や学習環境を積極的に取り入れること等を重視する。（小中）  
自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること等を重視する。（高）
- プログラミングを体験しながら論理的思考力を身につける学習活動を行う場合には、探究的な学習の過程に適切に位置付くようにする。（小）

## （２）指導計画の作成と内容の取扱い

### ① 目標の設定についての配慮事項

目標の中に、この時間を通して育成を目指す資質・能力を「三つの柱（「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」）に即して具体的に示す。

### ② 内容の設定に当たっての配慮事項

各学校が定める内容については、次の２つを定めることが示された。

#### ア) 目標を実現するにふさわしい探究課題

目標の実現に向けて、学校として設定した課題であり、児童生徒が探究的な学習に取り組めるような課題である（従来「学習対象」と表記）。例として、国際理解、情報、環境、福祉、健康などの現代的な諸課題、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題、児童生徒の興味・関心に基づく課題で、教育的に価値のある諸課題であることが求められている。

#### イ) 探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力

各学校において定められる目標に記された資質・能力を各探究課題に即して具体化したものであり、児童生徒が各探究課題の解決に取り組む中で教師の適切な指導により実現を目指す資質・能力であること。

### ③ 指導計画作成に当たっての配慮事項

総合的な学習（探究：高）の時間の指導に当たっては、以下の点が大切である。

- ・「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間

性等を涵養すること」が偏りなく実現されるよう、年間などの時間のまとまりや、単元など内容のまとまりの中で、児童生徒や学校の実態、指導内容に応じ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと

・資質・能力の育成のために、探究の過程（1. 課題の設定 → 2. 情報の収集 → 3. 整理・分析 → 4. まとめ・発表）を一層充実させること

#### ④ 内容の取扱いについての配慮事項

探究的な学習の過程を質的に高めるために、次のことに配慮する必要がある。

##### ア) 他者と協働して課題を解決する学習活動を行うこと

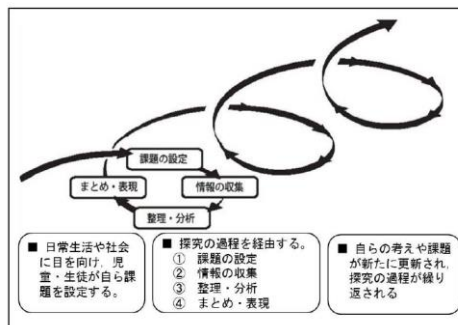
- ・協働的に課題解決を行う際には、各教科等で身に付けた知識及び技能や思考力、判断力、表現力等を活用できるようにすることに留意したい。

##### イ) 言語により分析し、まとめたり表現したりする学習活動を行うこと

- ・学習活動において「考えるための技法」の活用が求められている。
- ・比較や分類を図や表を使って視覚的に行う、「思考ツール」といったものを活用することが考えられる。

##### ウ) 情報活用能力の育成

- ・コンピュータ等を（や情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に：高）活用して、情報を収集、整理、発信するなどの学習活動が行われるよう工夫すること。



#### 〈考えるための技法〉

- 順序付ける
  - ・複数の対象について、ある視点や条件に沿って対象を並び替える。
- 比較する
  - ・複数の対象について、ある視点から共通点や相違点を明らかにする。
- 分類する
  - ・複数の対象について、ある視点から共通点のあるもの同士をまとめる。
- 関連付ける
  - ・複数の対象がどのような関係にあるかを見付ける。
  - ・ある対象に関係するものを見付けて増やしていく。
- 多面的に見る・多角的に見る
  - ・対象のもつ複数の性質に着目したり、対象を異なる複数の角度から捉えたりする。
- 理由付ける（原因や根拠を見付ける）
  - ・対象の理由や原因、根拠を見付けたり予想したりする。
- 見通す（結果を予想する）
  - ・見通しを立てる。物事の結果を予想する。
- 具体化する（個別化する、分解する）
  - ・対象に関する上位概念・規則に当てはまる具体例を挙げたり、対象を構成する下位概念や要素に分けたりする。
- 抽象化する（一般化する、統合する）
  - ・対象に関する上位概念や法則を挙げたり、複数の対象を一つにまとめたりする。
- 構造化する
  - ・考えを構造的（網構造・層構造など）に整理する。

小学校・中学校・高等学校学習指導要領解説 総合的な学習/探究の時間編より

### (3) 総合的な学習/探究の時間の評価

#### ① 総合的な学習の時間で育成する資質・能力

学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、児童生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、児童生徒にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。(従前と同様)

#### ② 「単元の評価規準」の作成のポイント (以下の評価規準の作成が考えられる)

##### ア) 「知識・技能」の観点について

「①概念的な知識の獲得」、「②自在に活用することが可能な技能の獲得」、「③探究的な学習のよさ(の意義や価値:高)の理解」の三つに関する評価規準を作成することが考えられる。

##### イ) 「思考・判断・表現」の観点について

「①課題の設定」、「②情報の収集」、「③整理・分析」、「④まとめ・表現」の過程で育成される資質・能力を児童生徒の姿として示して、評価規準を作成することが考えられる。

##### ウ) 「主体的に学習に取り組む態度」の観点について

「粘り強さ」や「学習の調整」を重視することとしている。これらは、自他を尊重する「①自己理解・他者理解」、自ら取り組んだり力を合わせたりする「②主体性・協働性」、未来に向かって継続的に社会に関わろうとする「③将来展望・社会参画」などについて育成される資質・能力を児童生徒の姿として示して、評価規準を作成することが考えられる。

### (4) その他

#### ① 総合的な学習/探究の時間における「主体的・対話的で深い学び」

主体的な学びの視点による学習指導…学習活動を発展的に繰り返していく過程を重視  
課題設定と振り返りの充実を図る。

対話的な学びの視点による学習指導…他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深めるような学びの充実を図る。

深い学びの視点による学習指導…今まで以上に学習過程の質的向上を目指す。各教科等で身に付けた資質・能力を何度も活用・発揮できるような学習場面を生み出す。

※「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の三つの視点は、児童・生徒の学びとしては一体として実現されるものであり、単元のまとまりの中で、それぞれのバランスに配慮しながら学びの状況を把握し改善していくことが大切である。

#### ② 考えるための技法の意味

##### ア) 「情報の整理・分析」の過程における思考力、判断力、表現力等を育てる

##### イ) 協働的な学習を充実させる

##### ウ) 意識的な活用で、各教科等と総合的な学習(探究)の時間の学習を相互に往還させる

(今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開 P57 より)

### <参考資料>

- ・小学校・中学校・高等学校学習指導要領解説 総合的な学習/探究の時間編  
(文部科学省 平成29年7月/平成30年7月)
- ・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 総合的な学習/探究の時間  
(文部科学省国立教育政策研究所 令和2年3月/令和3年8月)
- ・今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開  
未来社会を切り開く確かな資質・能力の育成に向けた探究的な学習の充実と  
カリキュラム・マネジメントの実現  
(文部科学省 令和3年3月)

## Ⅶ 生徒指導・進路指導

学習指導要領解説の総則編には、生徒指導について次のように示されている。

生徒指導は、学校の教育目標を達成するために重要な機能の一つであり、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助するものである。(中略)

学校教育において、生徒指導は学習指導と並んで重要な意義をもつものであり、また、両者は相互に深く関わっている。各学校においては、生徒指導が、一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、学習指導と関連付けながら、その一層の充実を図っていくことが必要である。

また、令和4年に改訂された生徒指導提要には、次のように示されている。

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。(中略) 児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

生徒指導の目的を達成するためには、児童生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることが重要である。「自己指導能力」とは、自発的、自律的、かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力のことであり、それを獲得することを目指すことが求められている。

### **生徒指導の実践上の視点** (生徒指導提要 p.14～p.15 より抜粋)

#### (1) 自己存在感の感受

児童生徒の教育活動の大半は、集団一斉型か小集団型で展開されます。そのため、集団に個が埋没してしまう危険性があります。そうならないように、学校生活のあらゆる場面で、「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を、児童生徒が実感することが大切です。また、ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感や、他者のために役立った、認められたという自己有用感を育むことも極めて重要です。

#### (2) 共感的な人間関係の育成

学級経営・ホームルーム経営(以下「学級・ホームルーム経営」という。)の焦点は、教職員と児童生徒、児童生徒同士の選択できない出会いから始まる生活集団を、どのようにして認め合い・励まし合い・支え合える学習集団に変えていくのかということに置かれます。失敗を恐れず、間違いやできないことを笑わない、むしろ、なぜそう思ったのか、どうすればできるようになるのかを皆で考える支持的で創造的な学級・ホームルームづくりが生徒指導の土台となります。そのためには、自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる相互扶助的で共感的な人間関係をいかに早期に創りあげることが重要となります。

#### (3) 自己決定の場の提供

児童生徒が自己指導能力を獲得するには、授業場面で自らの意見を述べる、観察・実験・調べ学習等を通じて自己の仮説を検証してレポートする等、自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する等の体験が何より重要です。児童生徒の自己決定の場を広げていくために、学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めていくことが求められます。

#### (4) 安全・安心な風土の醸成

児童生徒一人一人が、個性的な存在として尊重され、学級・ホームルームで安全かつ安心して教

育を受けられるように配慮する必要があります。他者の人格や人権をおとしめる言動、いじめ、暴力行為などは、決して許されるものではありません。お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を、教職員の支援の下で、児童生徒自らがつくり上げるようにすることが大切です。そのためには、教職員による児童生徒への配慮に欠けた言動、暴言や体罰等が許されないことは言うまでもありません。

**【不適切な指導と考えられ得る例】** (生徒指導提要 p. 105 より抜粋)

- ・ 大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- ・ 児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- ・ 組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- ・ 殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
- ・ 児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
- ・ 他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要な以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
- ・ 指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。

**生徒指導と教育相談** (生徒指導提要 p. 16～p. 17 より抜粋)

教育相談は、生徒指導から独立した教育活動ではなく、生徒指導の一環として位置付けられるものであり、その中心的役割を担うものと言えます。

**① 個別性・多様性・複雑性に対応する教育相談**

教育相談には、個別相談やグループ相談などがありますが、児童生徒の個別性を重視しているため、主に個に焦点を当て、面接やエクササイズ（演習）を通して個の内面の変容を図ることを目指しています。それに対して、生徒指導は主に集団に焦点を当て、学校行事や体験活動などにおいて、集団としての成果や発展を目指し、集団に支えられた個の変容を図ります。また、社会の急激な変化とともに、児童生徒の発達上の多様性や家庭環境の複雑性も増しています。例えば、深刻ないじめ被害のある児童生徒や長期の不登校児童生徒への対応、障害のある児童生徒等、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応、児童虐待や家庭の貧困、家族内の葛藤、保護者に精神疾患などがある児童生徒への対応、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒への対応などが求められます。

**② 生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援**

教育相談は、どちらかといえば事後の個別対応に重点が置かれていましたが、不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、子供の貧困、児童虐待等については、生徒指導と教育相談が一体となって、「事案が発生してからのみではなく、未然防止、早期発見、早期支援・対応、さらには、事案が発生した時点から事案の改善・回復、再発防止まで一貫した支援」に重点をおいたチーム支援体制をつくることが求められています。

**チーム支援の留意点** (生徒指導提要 p. 28 より抜粋)

チーム支援においては、児童生徒の学習情報、健康情報、家庭情報等極めて慎重な取扱いを要する個人情報扱います。そのため、守秘義務や説明責任等に注意をしなければなりません。

**① 合意形成と目標の共通理解**

チーム支援に関して、保護者や児童生徒と事前に、「何のために」「どのように進めるのか」「情報をどう扱い、共有するのか」という点に関して、合意形成や共通理解を図ります。

**② 守秘義務と説明責任**

参加するメンバーは、個人情報を含めチーム支援において知り得た情報を守秘しなければなりません。チーム内守秘義務（集団守秘義務）が重要です。学校や教職員は、保護者や地域社会に対して、説明責任を有し、情報公開請求に応えることも求められます。特に、当該児童生徒の保護者の

知る権利への配慮が大切です。

### ③ 記録保持と情報セキュリティ

会議録、各種調査票、チーム支援計画シート、教育相談記録等を、的確に作成し、規定の期間保持することが必要です。これらの情報資産については、自治体が定める教育情報セキュリティポリシーに準拠して慎重に取り扱うことが求められます。

参考：教員が教育相談で用いるカウンセリングの技法（平成22年版生徒指導提要 p.110 より引用）

つながる言葉かけ	いきなり本題から始めるのではなく、始めは相談に来た労をいたわったり、相談に来たことを歓迎する言葉かけ、心をほぐすような言葉かけを行います。 例：「部活のあと、ご苦労さま」「待ってたよ」「緊張したかな」 など
傾聴	丁寧かつ積極的に相手の話の話を傾けます。よくうなずき、受け止めの言葉を発し、時にこちらから質問します。 例：「そう」「大変だったね」 など
受容	反論しなくなったり、批判しなくなったりしても、そうした気持ちを脇において、児童生徒のそうならざるを得ない気持ちを押し量りながら聞きます。
繰り返し	児童生徒がかすかに言ったことでも、こちらが同じことを繰り返すと、自分の言葉が届いているという実感を得て児童生徒は自信を持って話すようになります。 例：児童生徒「もう少し強くなりたい」 教員「うん、強くなりたい」
感情の伝え返し	不適応に陥る場合には、自分の感情をうまく表現できない場合が少なくありません。少しでも感情の表現が出てきたときには、同じ言葉を児童生徒に返し、感情表現を応援します。 例：児童生徒「一人ぼっちで寂しかった」教員「寂しかった」
明確化	うまく表現できないものを言語化して心の整理を手伝います。 例：「君としては、こんなふうに思ってきたんだね」
質問	話を明確化する時、意味が定かでない時に確認する場合、より積極的に聞いているよということを伝える場合などに質問を行います。
自己解決を促す	本人の自己解決力を引き出します。 例：「君としては、これからどうしようと考えている？」「今度、同じことが生じたとき、どうしようと思う？」

## 集団指導と個別指導（生徒指導提要 p. 24～p. 26 より抜粋）

### （１）集団指導

集団指導では、社会の一員としての自覚と責任、他者との協調性、集団の目標達成に貢献する態度の育成を図ります。児童生徒は役割分担の過程で、各役割の重要性を学びながら、協調性を身に付けることができます。自らも集団の形成者であることを自覚し、互いが支え合う社会の仕組みを理解するとともに、集団において、自分が大切な存在であることを実感します。指導においては、あらゆる場面において、児童生徒が人として平等な立場で互いに理解し信頼した上で、集団の目標に向かって励まし合いながら成長できる集団をつくるのが大切です。

### （２）個別指導

授業など集団で一斉に活動をしている場合において、個別の児童生徒の状況に応じて配慮することも個別指導と捉えられます。また、集団に適応できない場合など、課題への対応を求める場合には、集団から離れて行う個別指導の方がより効果的に児童生徒の力を伸ばす場合も少なくありません。『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）において指摘されているように、「生徒指導上の課題の増加、外国人児童生徒数の増加、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒、子供の貧困の問題等により多様化する子供たち」への対応も含め、誰一人取り残さない生徒指導が求められています。

## VII-I 児童生徒理解

**児童生徒理解** (生徒指導提要 p. 23～p. 24 より抜粋)

### (1) 複雑な心理・人間関係の理解

生徒指導の基本といえるのは、教職員の児童生徒理解です。しかし、経験のある教職員であっても、児童生徒一人一人の家庭環境、生育歴、能力・適性、興味・関心等を把握することは非常に難しいことです。また、授業や部活動などで、日常的に児童生徒に接していても、児童生徒の感情の動きや児童生徒相互の人間関係を把握することは容易ではありません。さらに、スマートフォンやインターネットの発達によって、教職員の目の行き届かない仮想空間で、不特定多数の人と交流するなど、思春期の多感な時期にいる中学生や高校生の複雑な心理や人間関係を理解するのは困難を極めます。したがって、いじめや児童虐待の未然防止においては、教職員の児童生徒理解の深さが鍵となります。

### (2) 観察力と専門的・客観的・共感的理解

児童生徒理解においては、児童生徒を心理面のみならず、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面から総合的に理解していくことが重要です。また、学級・ホームルーム担任の日頃のきめ細かい観察力が、指導・援助の成否を大きく左右します。また、学年担当、教科担任、部活動等の顧問等による複眼的な広い視野からの児童生徒理解に加えて、養護教諭、SC、SSW の専門的な立場からの児童生徒理解を行うことが大切です。この他、生活実態調査、いじめアンケート調査等の調査データに基づく客観的な理解も有効です。特に、教育相談では、児童生徒の声を受容・傾聴し、相手の立場に寄り添って理解しようとする共感的理解が重要になります。

### (3) 児童生徒、保護者と教職員の相互理解の重要性

的確な児童生徒理解を行うためには、児童生徒、保護者と教職員がお互いに理解を深めることが大切です。児童生徒や保護者が、教職員に対して信頼感を抱かず、心を閉ざした状態では、広く深い児童生徒理解はできません。児童生徒や保護者に対して、教職員が積極的に生徒指導の方針や意味などについて伝え、発信して、教職員や学校側の考えについての理解を図る必要があります。例えば、授業や行事等で教職員が自己開示をする、あるいは、定期的な学級・ホームルーム通信を発行することなどを通して、児童生徒や保護者に教職員や学校に対する理解を促進することが大切です。

**早期発見対応の方法** (生徒指導提要 p. 82～p. 83 より抜粋)

### (1) 「丁寧な関わりと観察」

児童生徒の心身の変化を的確に把握するように努めます。以下のようなサインに気付いた場合には、背後に何らかの問題が隠れている可能性を想定して対応することが求められます。

- ・ 学業成績の変化 (成績の急激な下降等)
- ・ 言動の変化 (急に反抗的になる、遅刻・早退が多くなる、つき合う友達が変わる等)
- ・ 態度、行動面の変化 (行動の落ち着きのなさ、顔色の優れなさ、表情のこわばり等)
- ・ 身体に表れる変化 (頭痛、下痢、頻尿、原因不明の熱等)

### (2) 「定期的な面接」

5分程度の面接であっても、継続することにより、「定期相談のときに相談できる」という安心感の形成と信頼関係の構築に効果的に作用します。面接に当たっては、受容的かつ共感的に傾聴することを心がけ、児童生徒理解に努めることが重要です。

### (3) 「作品の活用」

児童生徒の日記、作文、絵などは、そのときの心理状態、自尊感情の有り様、発達の課題などに関する有益な情報を含んでいます。気になる作品等があれば、写真におさめて記録に残したり、他

の教職員や SC と一緒に検討したりすることも大切です。

#### (4) 「質問紙調査」

観察や面接などで見落としした児童生徒の SOS を把握するために有効な方法と言えます。観察では友人関係に問題がないと思われていた児童生徒へのいじめが発覚し、改めて質問紙調査を確認すると実は課題が示されていたというような事例も見られます。観察等と組み合わせた質問紙調査を行うことで、より深い児童生徒理解が可能になります。

### ICT の活用による児童生徒理解 (生徒指導提要 p. 34～p. 35 より抜粋)

#### (1) データを用いた生徒指導と学習指導との関連付け

学習指導要領では、「学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。」と明記されています。学習指導と生徒指導が、相関的な関係を持つことを、多くの教職員が経験的に実感しています。児童生徒の孤独感や閉塞感の背景には、勉強が分からない、授業がつまらない等、学習上のつまづきや悩みがある場合が少なくありません。分かりやすい授業、誰にも出番のある全員参加の授業が、児童生徒の自己肯定感や自己有用感を高めます。

#### (2) 悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見・対応

ICT を活用することで、児童生徒の心身の状態の変化に気づきやすくなる、あるいは、児童生徒理解の幅の広がりにつながることも考えられ、悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見や早期対応の一助になることも期待されます。

#### (3) 不登校児童生徒等への支援

学校に登校できない児童生徒に対する学習保障や生徒指導という観点から、ICT を活用した支援は「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。」(第3条第2号) という基本理念の実現方法の一つと言えます。また、病気療養中の児童生徒については、「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について (通知)」、「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について (通知)」、「学校 教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について (通知)」等を参考にし、ICT を活用した通信教育やオンライン教材等を活用するなど、教育機会の確保に努める必要があります。

生徒指導は、いじめ、暴力、不登校など、課題を抱えている児童生徒のみへの指導や対応であるように認識されがちである。もちろん、そのことも重要な生徒指導の一つである。しかし、生徒指導の本来の意義は学校生活が全ての児童生徒にとって有意義で奥深く充実したものとなるようにすることである。国立教育政策研究所から出されている「これだけは押さえよう！～生徒指導 はじめの一步～」に初任者教員が押さえたい三つの行動として書かれていることを紹介して終わりとす。

- 1 児童生徒が主体的に学ぶよう働きかける
- 2 一人一人の児童生徒としっかり向き合う
- 3 チームの一員であることを自覚する

## Ⅶ－２ 人権教育

### (1) 人権教育とは

人権(※)教育とは「**人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動**」である。これは「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 第二条」に明記されており、この定義を意識して学校における人権教育を進めていくことが必要である。

※ 人権…人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利（「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」より）

### (2) 人権教育の目的

文部科学省の「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」には、人権教育の目的について、次のようにまとめられている。

人権教育の目的を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する**基本的な知識**を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要となる。また、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめるような感性や感覚、すなわち**人権感覚を育成**することが併せて必要となる。さらに、こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする**意識、意欲や態度を向上**させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結びつける**実践力や行動力を育成**することが求められる。

つまり、人権教育の目的を達成するための要素をまとめると、次のようになる。

人権や人権擁護に関する →

- ①基本的な知的理解
- ②人権感覚の育成
- ③実践力や行動力の育成

### (3) 人権教育を通じて育てたい資質・能力

#### \* 知識的側面 ～教科を中心に～

自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務などの諸概念についての知識、人権の歴史や現状についての知識、国内法や国際法等々に関する知識、自他の人権を擁護し人権侵害を予防したり解決したりするために必要な実践的知識等

#### \* 価値的・態度的側面 ～道徳科を要に、道徳教育を中心に～

人間の尊厳の尊重、自他の人権の尊重、多様性に対する肯定的評価、責任感、正義や自由の実現のために活動しようとする意欲

#### \* 技能的側面 ～学級活動や学校行事など、特別活動を中心に～

コミュニケーション技能、合理的・分析的に思考する技能、偏見や差別を見きわめる技能、相違を認めて受容できるための諸技能、協力的・建設的に問題解決に取り組む技能、責任を負う技能

自分の人権を守り、  
他者の人権を守るための  
実践行動

### (4) 学校における人権教育

学校における人権教育は、生徒指導や学習指導など教育活動全体を通じて行うものである。児童生徒が、発達段階に応じて人権の意義・内容等について理解し、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認め、それが具体的な態度や行動に表れるようにしていくことが大切である。

学校教育全体を通じた人権教育を推進していくためには、一人一人が大切にされる「人権が尊重される学習活動づくり」、互いのよさや可能性を認め合える「人権が尊重される人間関係づくり」、安心して過ごせる学校・教室など「人権が尊重される環境づくり」を行っていくことが大切である。

### ①人権感覚とは

具体的に学校教育における人権教育について考えていくうえで、最も重要となるキーワードは「人権感覚」である。人権感覚とは、人権が擁護されていることを望ましいと感じ、逆に人権が侵害されていることを許せないと感じることである。

### ②人権感覚の涵養

人権感覚は教え込むものでなく、周囲の人間の普段の指導の姿、振る舞いから、児童生徒にじわじわと沁みこんでいくものであるという視点がある。

児童生徒は敏感で気付きやすく、周囲の人間の表情や語調、態度、相手のイメージ、雰囲気などの非言語コミュニケーションを通して学びとる。まず大切なことは、教師が自らの人権感覚を磨き、人権感覚に基づいた言動に配慮することである。教師の無自覚な言動により、差別的な価値観が植えつけられることや、児童生徒を傷つけることはあってはならない。

人権が尊重される学校・学級の雰囲気は、正規の教育課程と並び、「隠れたカリキュラム」として重要である。「いじめ」を許さない態度を身に付けるためには、「いじめはよくない」という知的理解だけでは不十分である。実際に「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童生徒ははじめて「いじめ」を許さない人権感覚を身に付けることができるのである。環境にも同じことが言える。例えば、教室内が整理整頓されていなければ、「ものを大切にする必要はない」、教室内で枯れた植物が放置されていれば、「命も大切にする必要はない」と感じとってしまうかもしれない。学校全体において人権が尊重される環境づくりを進めていく必要がある。

## (5) 個別的な人権課題

LGBT（性的マイノリティ）や外国籍の児童生徒等の人権問題、インターネットによる人権侵害など、社会的な情勢により人権教育に関わる個別の課題も増えているのが現状である。多様性を受け入れ、共生していくことができる学校や社会をつくるためにも、人としての尊厳を大切にすると人権教育は欠かせない。

### 【個別的な人権課題】「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」より

- |             |                    |                     |
|-------------|--------------------|---------------------|
| ①女性         | ⑥アイヌの人々            | ⑪刑を終えて出所した人及びその家族   |
| ②こども        | ⑦外国人               | ⑫犯罪被害者及びその家族        |
| ③高齢者        | ⑧本邦外出身者に対する不当な差別言動 | ⑬北朝鮮当局によって拉致された被害者等 |
| ④障害者        | ⑨感染症の患者等           | ⑭性的マイノリティの人々        |
| ⑤部落差別（同和問題） | ⑩ハンセン病患者・元患者及びその家族 | ⑮その他                |

学校教育においては、様々な人権課題の中から、児童生徒の発達段階等に配慮しつつ、それぞれの学校の実情に応じて、児童生徒の心に響く課題を選び、時機を捉えて、効果的に学習を進めていくことが求められている。児童生徒一人一人がその人権課題を自分の問題としてとらえ、自己の生き方を考える契機となるような指導を行っていくことが望ましい。なお、個別的な人権課題に関する学習を進めるに当たり、個人情報取扱いは、十分な配慮を行うことや、児童生徒やその保護者、親族等の中に、当該人権課題の当事者等となっている者がいることも想定する必要がある。

人権は Human Rights と複数形で表現される。個々の権利には固有の価値があり、どれもが大切である。第三次とりまとめでは、児童生徒をめぐって生じている様々な事態を鑑み、人間の生命はまさにかげがえのないものであり、これを尊重することは何よりも大切なことであることが改めて強調された。このことは、新たな人権課題に日々直面する今日においても同様に、重要な視点である。

## <参考文献>

「人権教育の指導法の在り方について〔第三次とりまとめ〕」補足資料（令和6年3月改訂文部科学省）  
「人権教育を取り巻く諸情勢について」～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～

（令和5年3月改訂 学校教育における人権教育調査研究協力者会議）

『生徒指導提要』（令和4年12月改訂 文部科学省）



## Ⅶ-3 いじめへの対応

### (1) いじめ問題についての基本的認識

いじめ防止対策推進法では、いじめを以下のように定義している。

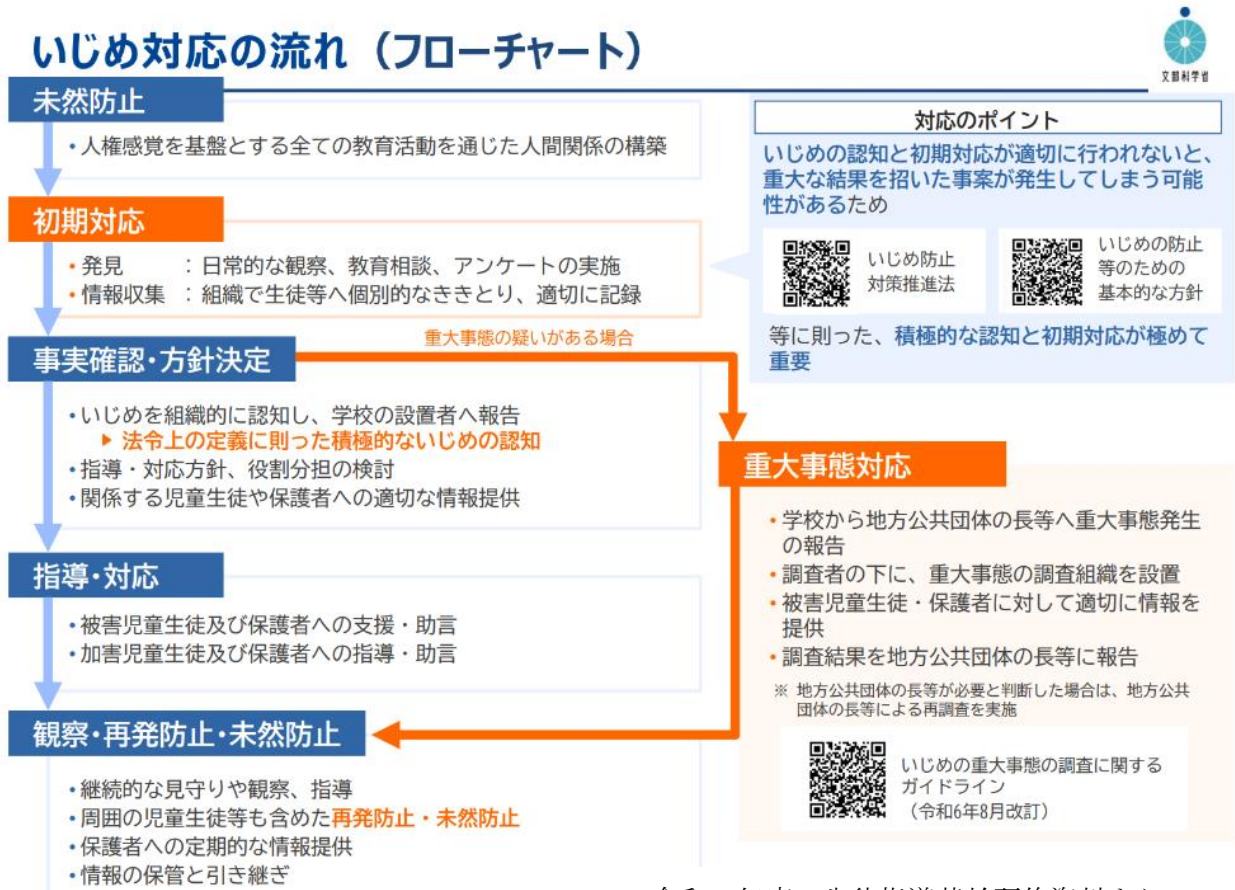
第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、「いじめの防止等のための基本的な方針」には、「いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要」とある。つまり、いじめは加害行為の質・量でいじめを捉えるのではなく、被害者の心理的な苦痛からいじめを捉えなければいけない。

### (2) いじめ対応の流れ（フローチャート）

「いじめの防止等のための基本的な方針」には、「いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う」とある。国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センターが実施した「いじめ追跡調査 2016-2018」によると、「仲間はずれ、無視、陰口」を「された経験がある」と答えた児童生徒が9割いる一方、「した経験がある」と答えた児童生徒も9割いた。いじめはどこの学校でもどの子供にも起こりうるという状況の中、組織のないいじめ対応を行うことが求められる。

以下は、令和7年度生徒指導基幹研修講義資料（文部科学省総崎由希室長）である。所属校の学校いじめ防止基本方針や学校いじめ対策組織を確認するとともに、いじめ対応の流れを理解してほしい。



令和7年度 生徒指導基幹研修資料より

## Ⅶ-4 キャリア教育

校種別に発行されている文部科学省の手引き書を読み、キャリア教育を正しく理解することが必要である。

- 『小学校キャリア教育の手引き－小学校学習指導要領（平成29年告示）準拠－』  
(令和4年3月)
- 『中学校・高等学校キャリア教育の手引き  
－中学校・高等学校学習指導要領（平成29年・30年告示）準拠－』(令和5年3月)

### (1) キャリア教育とは

「キャリア教育」とは、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」である。

中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」平成23年1月31日

#### ○ 学習指導要領で示されていること

子供たちに将来、社会や職業で必要となる資質・能力を育むためには、学校で学ぶことと社会との接続を意識し、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達を促すキャリア教育の視点が重要である。

キャリア教育については、中央教育審議会が平成23年1月にまとめた答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」を踏まえ、その理念が浸透してきている。

今回の改定において、学習指導要領の第1章総則にキャリア教育が明示され、「特別活動を要」としつつ「各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図る」と記載され、教育課程全体に係る内容であるという認識を持つ必要がある。このため、「職場体験」を行うことや社会への接続を考慮せず、次の学校段階への進学のみを見据えた「進路指導」のみではなく、職業を通じて未来の社会を創り上げていくという視点や、「働くこと」の現実や必要な資質・能力の育成につなげていく指導など、「教育課程全体」を通じて「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の4領域の育成を図っていく取組が改めて求められている。

このように、小・中・高等学校を見通した、キャリア教育の中核となる特別活動の役割を一層明確にするとともに、「振り返る」といった視点から「キャリア・パスポート」（後述）の活用を図ることが求められている。

山梨県では「山梨県教育振興基本計画」基本目標Ⅰの基本方針2の(2)にキャリア教育を位置づけている。この意味を十分に理解し、日常的に全教育活動の中でキャリア教育を推進していく必要がある。また、教員は児童生徒にとって最も身近な社会人であり、その生き方は児童生徒の手本ともなることを自覚し、教員としての勤労観・職業観を持ってキャリア教育を進める必要がある。『キャリア教育の手引き』の内容は、教師として生涯にわたり社会生活を営む上で必要となる職業観・教育観の資料でもある。

次項からは、各校種別に初任者が具体的に取り組むべき内容を示す。各学校では、児童生徒の発達段階を踏まえ、学校の特色を生かしたキャリア教育の全体計画や年間指導計画が作成されている。その計画を基に実践する中で、自己の指導成果を評価し、改善して指導力を高めていく必要がある。

## (2) 指導の実際

### ① 小学校での具体的な指導について [ 進路の探索・選択にかかる基盤形成の時期 ]

#### 小学校段階におけるキャリア発達の特徴

発達課題	低学年	中学年	高学年
	学校への適応	友達づくり、集団の結束力づくり	集団の中での役割の自覚、中学校への心の準備
自己及び他者への積極的関心の形成・発展	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつや返事をする。</li> <li>・友達と仲良く遊び、助け合う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分のよいところを見つけるとともに、友達のよいところを認め、励まし合う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の長所や短所に気付き、自分らしさを発揮する。</li> <li>・異年齢集団の活動に進んで参加し、役割と責任を果たそうとする。</li> </ul>
身のまわりの仕事や環境への関心・意欲の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近で働く人々の様子が分かり、興味・関心をもつ。</li> <li>・係や当番の活動に取り組み、それらの大切さが分かる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いろいろな職業や生き方が分かる。</li> <li>・係や当番活動に積極的にに関わり、働くことの楽しさが分かる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な産業・職業の様子やその変化が分かる。</li> <li>・自分に必要な情報を探す。</li> <li>・施設・職場見学等を通し、働くことの大切さや苦勞が分かる。</li> <li>・学んだり体験したりしたことと、生活や職業との関連を考える。</li> </ul>
夢や希望、憧れる自己イメージの獲得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家の手伝いや割り当てられた仕事・役割の必要性が分かる。</li> <li>・作業の準備や片付けをする。</li> <li>・決められた時間や、生活のきまりを守るようとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・互いの役割や役割分担の必要性が分かる。</li> <li>・日常の生活や学習と将来の生き方との関係に気付く。</li> <li>・将来の夢や希望をもつ。</li> <li>・計画づくりの必要性に気付き、作業の手順が分かる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会生活にはいろいろな役割があることやその大切さが分かる。</li> <li>・仕事における役割の関連性や変化に気付く。</li> <li>・憧れとする職業をもち、今しなければならぬことを考える。</li> </ul>
勤労を重んじ目標に向かって努力する態度の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の好きなもの、大切なものをもつ。</li> <li>・自分のことは自分で行おうとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分のやりたいこと、よいと思うことなどを考え、進んで取り組む。</li> <li>・自分の仕事に対して責任を感じ、最後までやり通そうとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の仕事に対して責任をもち、見つけた課題を自分の力で解決しようとする。</li> <li>・将来の夢や希望をもち、実現を目指して努力しようとする。</li> </ul>

義務教育の段階は、自我の目覚めや、独自の欲求が高まるとともに、人間関係も広がる中で、社会の一員としての役割や責任の自覚も芽生えてくる。ここでは自らの生き方への関心が高まり自分の生き方を模索し夢や理想を持つ時期である。小学校では、中学校以降のキャリア教育を見据えて、その基盤形成を行う。

#### ○ 日常生活

表に示すようなキャリア発達の段階に応じて育むべき能力を確認し、教師が率先して手本行動を示したり、できたことをほめたり、充実感や達成感について共感したりする取組を日常的に行う。集団生活の中で個が活かされ、役立ち感等を実感できるよう留意する。

#### ○ 特別活動（学校行事、学級指導）

集会での指導の前後に集団の中で自分が果たすべき行動等を丁寧に伝え、活動後にできた事実をほめたり、努力したことを認めたりする。

#### ○ 総合的な学習の時間（3年生から6年生）

仕事体験や社会体験などの体験的な活動を通して、他の人のために役立つことの喜びを得ると同時に、自分の生き方を考える機会となるようにする。

#### ○ 道徳科

働くことのよさを感じることに、自分の特徴に気付き良いところを伸ばすこと、自分の役割の大切さに気付くことなど人間性や社会性に関わる項目の主題に合わせて指導する。

#### ○ 教科指導

教科書を基に、職業や仕事に関する内容や人の生き方に関する内容を取り上げ、学習効果を高めるとともに、教科指導の中でキャリア教育の視点を生かす指導をする。

## ② 中学校での具体的な指導について [ 現実的探索と暫定的選択の時期 ]

### 中学校段階の各学年におけるキャリア発達の特徴

1年生	2年生	3年生
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の良さや個性が分かる。</li> <li>・自己と他者の違いに気付き、尊重しようとする。</li> <li>・集団の一員としての役割を理解し果たそうとする。</li> <li>・将来に対する漠然とした夢やあこがれを抱く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の言動が他者に及ぼす影響について理解する。</li> <li>・社会の一員としての自覚が芽生えとともに社会や大人を客観的にとらえる。</li> <li>・将来への夢を達成する上での現実的問題に直面し、模索する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己と他者の個性を尊重し、人間関係を円滑に進める。</li> <li>・社会の一員としての参加には義務と責任が伴うことを理解する。</li> <li>・将来設計を達成するための困難を理解し、それを克服する努力に向かう。</li> </ul>

小学校の段階を経て、集団生活の中で自分の存在感や有用感を持つような肯定的な自覚を持たせる。

自分自身のよさを理解し、興味・関心に基づき主体的に仕事の種類や働き方などを考えさせ、自分なりに生き方や進路に対する計画を立てさせる時期である。中学校では、小学校におけるキャリア教育を踏まえて、高校進学や就職を見据えて現実的探索と暫定的選択を、特に職場体験活動を中核として行う。

#### ○ 日常生活

日常的な生徒との触れ合いの場所で、生徒たちが自分自身と向き合い、自己理解を深めるようにキャリアカウンセリングの手法で導くことが重要である。例えば休み時間の談話であったり二者懇談を設定したりして、キャリア発達の状況に差がある部分を補完していく。

#### ○ 特別活動（学校行事、学級指導）

学級指導、学年、生徒会活動などの様々な場面で、集団の一員としての望ましい行動について理解させ、活動させて評価することを丁寧に行う。その経験を積み重ねる上で自ら意志決定をしたり、独自の欲求に対応させながら自分の在り方や、将来への展望を持たせたりする。漠然とした夢の状態から、職業や進路についての具体的な情報等を基に現実的な進路選択に導いていく。受験時期を迎える前に、進路選択に関して十分に自己と向き合える場面を設定する。

#### ○ 総合的な学習の時間

職場体験活動は、中学校のキャリア教育の重要な位置付けになっている。事前指導により、生徒が体験先でどれだけ見極めたい内容が整理できているかによって、成果は大きく違ってくる。例えば、ねらいが「職業観」の育成であれば、興味のない業種であっても体験を通して感じ取らせることは十分できるはずである。体験活動の記録やその成果発表などの支援についてもキャリア教育の視点を常に持って評価し、単なるイベントにせず、後の進路選択の支援となるようにする。

#### ○ 道徳科

生徒は心身の急激な成長の時期であり、揺れ動く心と葛藤しながら自己確立へ模索している。この時に重要な役割を果たすのが「夢」や「理想」を描くことであり、その後の自己実現への推進力となる。道徳の各項目のねらいに合わせて、自分なりの考え方、在り方などを丁寧に考えさせることが大切である。

#### ○ 教科指導

各教科の大きなねらいは、生きる力の育成と言える。各教科の基礎的・基本的な知識や技能を基に現実社会の中で生徒自らが総合的に活用して、適切に読み取り、自分の生き方に合わせて評価し判断していくための能力や態度を育てることである。よって数学が現実社会で応用されている事例や、理科の科学的な考え方に基づく政策など、教科のねらいに沿った指導の中で、社会生活との関連性を持った教材や課題を設定するなどの工夫した指導が必要である。

③ 高等学校での具体的な指導について [ 現実的探索と社会的移行準備の時期 ]

高等学校段階におけるキャリア発達の特徴

入学から在学期間半ば頃まで
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい環境に適応するとともに他者との望ましい人間関係を構築する。</li> <li>・新たな環境の中で自らの役割を自覚し、積極的に役割を果たす。</li> <li>・学習活動を通して自らの勤労観、職業観について価値観形成を図る。</li> <li>・様々な情報を収集し、それに基づいて自分の将来について暫定的に決定する。</li> <li>・進路希望を実現するための諸条件や課題を理解し、検討する。</li> <li>・将来設計を立案し、今取り組むべき学習や活動を理解し実行に移す。</li> </ul>
在学期間半ば頃から卒業を間近にする頃まで
<ul style="list-style-type: none"> <li>・他者の価値観や個性を理解し、自分との差異を見つめつつ受容する。</li> <li>・卒業後の進路について多面的・多角的に情報を集め、検討する。</li> <li>・自分の能力・適性を的確に判断し、自らの将来設計に基づいて、高校卒業後の進路について決定する。</li> <li>・進路実現のために今取り組むべき課題は何かを考え、実行に移す。</li> <li>・理想と現実との葛藤や経験等を通し、様々な困惑を克服するスキルを身に付ける。</li> </ul>

教職員の進路指導の姿勢が「生涯の視点」ではなく、直接進路先に向かっていているという課題がある。特に普通科の場合、進路指導が卒業直後の進学のみ焦点を当てた指導になっていることが少なくない。キャリア発達の中でも夢や理想と現実とのギャップを克服する段階であるため、社会生活において必要な職業観や勤労観に関する情報を提供するなど、日常的なキャリアガイダンスの取組が必要である。高等学校においては、義務教育におけるキャリア教育を踏まえ、中学校のインターンシップの焼き直しではなく、将来を見据えた上級学校進学や就職などの現実的探索と社会的移行準備としてのインターンシップを行う。

また、入学から卒業までを見通したキャリア教育の全体目標や、それらを焦点化したり、場面を具体化したりした学校・学年の重点目標等に従いながら、「生徒に『身に付けさせたい力』とは何か」といった視点を常に持った教育活動を心がけたい。

○ 日常生活（ホームルーム等）

キャリアカウンセリングを入学時から計画的かつ継続的に実施する必要がある。キャリアカウンセリングを行うためには、教師と生徒との間に良好な人間関係を構築することが不可欠であり、定期的に個人面談の場を設けることが重要である。休み時間中の教室や廊下での生徒との短い会話や、授業や部活動中の生徒の態度・表情などから、生徒の悩みや課題を見取ることに努める。場合に応じ適切な言葉をかけ、生徒が自ら来談する契機となるよう配慮することも、日常的な個別の指導・支援の重要な役割である。

初任者は、校内で一番身近で最新の職業選択の経験者であることを生かし、相談に親身に対応し、あるいは個別面談の場を設定するなどしてコミュニケーションをとるよう努力する。少ない社会経験や指導経験であっても、生徒の考えに共感し、ともに調べるなどして主体的な進路の展望をもたせる指導を積み重ねることが大切である。

○ 体験活動

高等学校におけるキャリア教育の一環としての体験的な学びの場であるインターンシップや地域体験活動等については、事前のねらいの明確化と深化を図り、事後の成果と変容の状況を丁寧に読み取り、継続した進路指導に生かす。

○ 教科指導

教科のねらいに即して学習内容と現実社会との関係性を意図して指導する。職業生活に密接に関わる学習機会が乏しい傾向にある普通科においては、一層の創意工夫をすることが必要である。

### (3) キャリア・パスポートについて

平成 31 年 3 月 29 日付けの事務連絡で文部科学省初等中等教育局児童生徒課より『「キャリア・パスポート」例示資料等について』が各教育委員会指導事務へ発出された。

文部科学省は、キャリア・パスポートを以下のように定義している。

「キャリア・パスポート」とは、児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるような工夫されたポートフォリオのことである。なお、その記述や自己評価の指導にあたっては、教師が対話的に関わり、児童生徒一人一人の目標修正などの改善を支援し、個性を伸ばす指導へとつなげながら、学校、家庭及び地域における学びを自己のキャリア形成に生かそうとする態度を養うよう努めなければならない。

「キャリア・パスポート」の様式例と指導上の留意事項より

これを受け、本県でも教育委員会より「やまなしキャリア・パスポート実施の手引き」が発出され、併せて「キャリア・パスポート」の例示資料も各学校宛に提示された。

ここではその一部について紹介するが、詳細は学校宛の文書で確認すること。

#### 【山梨県のキャリア教育における現状と問題点】

- ・ 各学校において体系的にキャリア教育は行われているが、校種間でつながった指導となっていない面が見られる。
- ・ 職業体験やインターンシップ、進路指導等は各学校の特色や実態に応じて計画的に行われており、それらの活動を通じた満足度は高い。しかし、各活動の体験を積み重ねた、中・長期的な振り返りがなされていない部分があり、将来に向けての意識や行動の変容がやや乏しい。
- ・ 各学校行事はキャリア形成の視点で行われ振り返りもなされているが、キャリア形成における付けたい力が明確にされていない部分がある。

#### 【キャリア・パスポート活用のねらい】

児童生徒の新たな学習や生活への意欲につながったり、主体的に自己の在り方や将来の生き方を考えたりできるようになる。また、教師や保護者が、児童生徒の状況を把握し対話的に関わり目標を支援することで、学校、家庭及び地域の学びを、児童生徒が自己のキャリア形成に生かそうとする態度が養われる。

#### 【キャリア・パスポート活用により期待される効果】

児童生徒が、学ぶことと自己の将来のつながりを見通し自らの変容や成長を自己評価することで、社会的職業的自立に向けて必要となる資質・能力が身に付く。また、自己肯定感の醸成が促され、生まれ育った山梨に愛着を持てるようになる。

やまなし教員育成指標、第 1 ステージ「生徒指導（キャリア教育）」において「キャリア・パスポートを活用し、将来の在り方や生き方を考えさせる指導を行っている。」とあり、先生方には、キャリア・パスポートの趣旨を十分に理解した上で効果的な活用をすることが求められている。

## Ⅷ 特別支援教育

### (1) 特別支援教育を取り巻く状況

#### ① インクルーシブ教育システムの構築

平成 19 年に学校教育法が改正され、「特別支援教育」が本格的にスタートした。幼稚園・小学校・中学校・高等学校その他の教育諸学校において、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名などの体制整備が学校の実情に合わせて進められている。平成 26 年 1 月 20 日に日本が批准した「障害者の権利に関する条約」の第 24 条（教育）には、「あらゆる段階における障害者を包容する教育制度及び生涯学習を確保する。」とある。インクルーシブ教育システムの構築は、我が国の最も積極的に取り組むべき重要な課題の一つである。

インクルーシブ教育システムとは、「共生社会」の形成を目指し、障害者とその年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を提供するため、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのことである。その実現のために、学校の設置者及び学校には、次のことが求められている。

- ・可能な限り障害のある子供が障害のない子供と共に教育を受けられるように配慮すること。
- ・子供にとって最も適した教育内容及び学びの場を提供すること。
- ・通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校での指導の充実を図ること。
- ・障害のある子供一人一人の状況に応じた「合理的配慮の提供」を行うこと。

#### ② 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 28 年 4 月 1 日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行された。

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社や店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく障害を理由として差別することを禁止している。また、障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応（合理的配慮の提供）することを求めている。

学校教育においても、この法律に則った対応が必要となる。例えば、障害のある児童生徒または保護者から合理的配慮の提供の申し出があった場合、学校が過度の負担にならない範囲で提供できる内容について保護者と合意形成を図り、合理的配慮を提供していく。例えば、学習障害で読字困難のある児童生徒に対して、漢字にルビを振ったりデジタル教科書の使用を認めたり、書字困難のある児童生徒に対して、通信機能を制限したパソコンでのキーボード入力を認めるなど、学校の状況に応じた適切な合理的配慮の提供が求められる。

なお、令和 3 年に障害者差別解消法が改正され、令和 6 年 4 月から事業者（全ての学校含む）による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されたことに留意する必要がある。

#### ③ 合理的配慮の提供

合理的配慮とは、障害のある子供が、他の子供と平等に教育を受けられるよう、児童生徒又は保護者から合理的配慮提供の要請があった場合、学校の設置者及び学校が必要な変更・調整を行うことであり、一人一人の子供に対し、その障害の状況に応じて必要とされるものである。特別支援学級在籍児童生徒のみならず、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒についても、保護者及び本人からの要請があった場合は、保護者と丁寧に相談を行い、過度の負担にならない範囲で、学校が行う合理的配慮の内容について、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成することなどにより学校内外の関係者の共通理解を図るとともに、役割分担を行うなど、校内支援体制の整備を行うことが法的に求められている。

なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮の提供を否定することは、障害を理由とする差別に含まれる」とされていることに留意する必要がある。

#### ④ 就学に向けた支援

特別支援教育を必要とする児童生徒に対して、適切な就学支援を行うことは極めて重要なことである。平成 25 年 9 月 1 日、学校教育法施行令の一部改正により、「特別支援学校の就学基準（学校

教育法施行令第 22 条の 3) に該当する子供は原則特別支援学校へ就学する」という従来の就学決定の仕組みから、総合的な観点から就学先を決定する仕組みへと変更された。

就学支援の役割は、市町村及び都道府県の教育委員会が担っている。障害の状態（施行令第 22 条の 3 への該当の有無）に加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、障害のある子供の就学支援を行っている。

## (2) 特別支援教育とは

### ① 特別支援教育の理念

平成 19 年 4 月 1 日付け 19 文科初第 125 号「特別支援教育の推進について（通知）」の冒頭には、次のような「特別支援教育の理念」に関する記述がある。

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味をもっている。

従前の障害の程度等に応じて特別の場で指導を行うという「特殊教育」から、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行うという「特別支援教育」に大きく転換された。これまでの特殊教育の対象である障害の種類に発達障害（LD、ADHD、高機能自閉症等）が加わり、高等学校も含めたすべての学校において障害のある子供に対応することが求められている。

### ② 特別支援教育の対象となる障害の区分等

障害のある児童生徒等のうち、特別支援学校に就学可能な障害の程度は、学校教育法施行令第 22 条の 3（下表）に定められている。

区分	程 度
視 覚 障害者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴 覚 障害者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもので、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知 的 障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢 体 不 自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

特別支援学級及び通級による指導の対象となる障害の種類及び程度については、平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通

知)」に示されている。

この通知では、特別支援学級での教育に該当する知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症・情緒障害者の障害の程度について示されている。これを踏まえ、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認められた者が対象となる。

また、通級による指導に該当する言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者の障害の程度についても示されている。これを踏まえ、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認められた者が対象となる。

### (3) 障害のある児童生徒の学びの場

障害があるため、小・中学校の通常の学級での教育を受けることが困難であり、十分な教育的効果が期待できない児童生徒に対しては、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な「生きる力」を培うため、特別支援学校又は小・中学校の特別支援学級等において、特別な配慮の下に、より手厚く、きめ細かな教育を行うことが必要となる。

具体的には、特別支援学校や特別支援学級では、一人一人の障害の状態に応じた指導を行うため、少人数で学級が編制され、当該分野についての専門性を有する教職員が配置されている。また、障害に応じた特別の施設や教材・教具の整備及び児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した教育課程を編成し、柔軟な教育内容・方法等により、障害のある児童生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加を目指した教育が実施されている。

一方で、通常の学級においても、在籍している障害のある児童生徒のニーズに応じた教育について、合理的配慮の提供の観点から実施することが求められている。

#### ① 特別支援学校

特別支援学校は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱者のある者を対象としている。また、障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒については、可能な限り教育を受ける機会を提供するため、特別支援学校から教員を家庭、児童福祉施設や病院などに派遣して指導を行う、いわゆる訪問教育が行われている。

##### ア 教育課程

特別支援学校の小学部の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって編成することとしている。知的障害者である児童を教育する場合は生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、道徳科、特別活動並びに自立活動によって教育課程を編成することとしている。ただし、必要がある場合には、外国語活動を加えて教育課程を編成することができる。

また、特別支援学校の中学部の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって編成することとしている。知的障害者である生徒を教育する場合は国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語科を加えて教育課程を編成することができることとしている。

##### α) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、従前、小学校学習指導要領第2章に示されているものに準ずることとしている。同様に、中学部の各教科の目標、各学年、各分野又は各言語の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容

の取扱いについても、中学校学習指導要領第2章に示されているものに準ずることとしている。ここでいう「準ずる」とは、原則として同一ということの意味している。しかしながら、指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校又は中学校の学習指導要領に準ずるのみならず、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮しなければならない。このようなことから、各教科の指導に当たっては、小学校又は中学校の学習指導要領解説のそれぞれの教科の説明に加え、本章に示す視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校ごとに必要とされる指導上の配慮事項についての説明も十分に踏まえた上で、適切に指導する必要がある。

#### **b) 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校**

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の知的障害の状態等に即した指導を進めるため、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間（小学部を除く）、特別活動及び自立活動（以下、「各教科等」）それぞれに、各教科等の時間を設けて指導を行う場合と、それら（ただし、中学部における総合的な学習の時間は含まない）を合わせて指導を行う場合がある。

#### **[教科別の指導]**

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示す知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科をもとに各教科の内容の指導を行うこととなるが、教科ごとの時間を設けて指導を行う場合は、「教科別の指導」と呼ばれている。指導を行う教科やその授業時数の定め方は、対象となる児童生徒の実態によっても異なる。したがって、教科別の指導を計画するに当たっては、教科別の指導で扱う内容について、一人一人の児童生徒の実態に合わせて、個別的に選択・組織しなければならないことが多い。その場合、一人一人の児童生徒の興味や関心、生活年齢、学習状況や経験等を十分に考慮することが大切である。

#### **[各教科等を合わせた指導]**

各教科等を合わせて指導を行う場合とは、各教科、道徳科、特別活動、自立活動及び小学部においては外国語活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことをいう。知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、従前から、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されてきており、それらを「各教科等を合わせた指導」と呼んでいる。

- ・ **日常生活の指導**：日常生活の指導は、児童生徒の日常生活が充実し、身辺処理能力や対人関係などの社会性が高まるように日常生活の諸活動を適切に指導するものである。生活科の内容だけでなく、いろいろな領域や教科に関わる広範囲の内容が扱われる。例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など基本的な生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、決まりを守ることなど、集団生活をする上で必要な内容等、多様な内容が取り上げられる。
- ・ **遊びの指導**：遊びの指導は、遊びを学習活動の中心に据えて、身体活動を活発にし、仲間との関わりを促し、意欲的な活動を育てていくものである。遊びの指導には、各教科の内容をはじめ、道徳科、特別活動及び自立活動の内容が含まれている。
- ・ **生活単元学習**：生活単元学習は、児童生徒が生活上の課題処理や問題解決のための一連の目的活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際の・総合的に学習するものである。学習活動は生活的な目標や課題に沿って選定される。
- ・ **作業学習**：作業学習は、作業活動を学習活動の中心に据え、働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立を目指して知識、態度、技能などを総合的に学習するものであり、生活する力を高めることを目的とする。単に職業・家庭（高等部は職業及び家庭）の内容だけではなく、各教科、道徳科、特別活動及び自立活動の様々な内容を総合した形で扱うものである。作業学習で取り扱われる作業種目は、学校の実情に合わせて設定され、農耕、園芸、リサイクル、木工、縫製、織物、窯業などがある。

## イ 自立活動の指導

特別支援学校の目的には、学校教育法第 72 条で、「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」ことが示されている。後段に示されている「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける」とは、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う指導のことであり、自立活動の指導を中心として行われるものである。すなわち、自立活動は、特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域である。この自立活動は、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って行われなければならない。このように、自立活動は、障害のある幼児児童生徒の教育において、教育課程上重要な位置を占めていると言える。

## ウ 特別支援学校の教科書

教科書については、児童生徒の実態に即したものが採択及び使用されている。知的障害を主障害とする特別支援学校用の教科書は、文部科学省の著作による国語、算数・数学、音楽の教科書が作成されている。また、この他に学校教育法附則第 9 条の規定に基づき、設置者の定めるところにより、他の適切な教科書を使用することができる。

## ② 特別支援学級

特別支援学級は、学校教育法第 81 条に規定され、特別支援学校に比べ障害の程度が軽く、しかも通常の学級における指導では十分な成果をあげることが困難な児童生徒を対象とし、必要に応じて設けられる特別に編制された学級である。対象の障害の種類は、弱視、難聴、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害及びその他がある。

本県では、弱視、難聴、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、自閉症・情緒障害を対象とした特別支援学級を設置している。

## ア 教育課程

特別支援学級の教育課程は、小学校、中学校学習指導要領を原則としている。したがって、通常の学級と同じように、各校の学校教育目標を踏まえて編成する。ただし、対象となる児童生徒の障害の種類、程度等によっては、障害のない児童生徒に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合があるため、特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、「特別の教育課程によることができる」（学校教育法施行規則第 138 条）と規定されている。特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、指導に当たっては、特別支援学級の担任だけでなく他の教師と連携協力して、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた効果的な指導を行う必要がある。

## イ 特別支援学級の教科書

特別支援学級で使用される教科書については、特別な教育課程の編成により、当該学年の検定教科書を使用することが適当でない場合は、当該小学校及び中学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科書を使用することができる。この場合、原則として下学年用の検定教科書又は特別支援学校用の文部科学省著作教科書が採択される他、学校教育法附則第 9 条の規定に基づき、設置者の定めるところにより、他の適切な教科書を使用することもできる。

## ③ 通級による指導

通級による指導は、施行規則第 140 条および 141 条に規定され、小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害がある児童生徒に対して、各教科等の指導の大部分は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（いわゆる通級指導教室）で行うものであり、対象となる障害の種類は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）である。

本県では、言語障害通級指導教室、発達障害・情緒障害通級指導教室、言語障害・発達障害・情緒障害通級指導教室、難聴通級指導教室を設置している。指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 7 章に示す自立活動の 6 区分 27 項目の内容を参考とし、児童一人一人に、障

害の状態等の的確な把握に基づいた自立活動における個別の指導計画を作成し、具体的な指導目標や指導内容を定め、それに基づいて指導を展開する必要がある。なお「学校教育法施行規則第 140 条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示」（平成 28 年文部科学省告示第 176 号）において、「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる」と示され、単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことはできないことが明確化された。通級による指導に係る授業時数は、年間 35 単位時間から 280 単位時間までを標準としているほか、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、年間 10 単位時間から 280 単位時間までを標準としている。

高等学校に関しては、平成 28 年 3 月 31 日に、高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議から「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について」が報告された。これを受け、中央教育審議会において、高等学校における「通級による指導」の実施に向け検討が進められ、平成 30 年度からの実施が示された。本県では、難聴生徒に対して平成 30 年度から山梨県立ろう学校の教員が当該校を巡回し実施する通級指導を開始した。あわせて平成 30 年度から山梨県立中央高等学校定時制、令和 2 年度から山梨県立ひばりが丘高等学校が実践研究に取り組んでいるところである。

#### ④ 通常の学級における指導

学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、自閉症スペクトラム障害(ASD)等のある児童生徒は、その多くが通常の学級に在籍しており、特別な教育的支援を必要とされている。本県の小・中・高等学校においては、特別支援教育コーディネーターを中心に校内支援体制の充実を図り、適切な指導及び必要な支援を推進している。

障害のある児童生徒への指導については、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

また、障害のある児童生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

### (4) それぞれの障害に配慮した教育

#### ① 視覚障害教育

視覚障害とは、視力や視野などの視機能が十分でないために、全く見えなかったり、見えにくかったりする状態をいう。

##### a) 特別支援学校（視覚障害）

幼稚部では、遊びや様々な体験活動を通して物の触り方や見分け方が上手にできるように援助している。また、3歳未満の乳幼児やその保護者への教育相談も行っている。

小・中学部では、小・中学校と同じ教科等を視覚障害に配慮しながら学習している。見えない子供たちへは、よく触って物の形や大きさなどを理解したり、音やにおいなども手がかりとして周りの様子を予測したり確かめたりする学習や、点字の読み書きなどの学習をする。また、白杖を使って歩く力や、コンピュータなどで様々な情報を得る力を身に付けている。

弱視の子供たちには、見え方の状態に合わせて拡大したり、白黒反転したりした教材を用意して学習する。また、視覚を最大限活用し、見やすい環境のもとで、事物をしっかりと確かめる学習を行ったり、弱視レンズの使用やコンピュータ操作の習得も行ったりしている。

高等部では、普通科の教育のほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、理学療法士などの国家資格の取得を目指した職業教育を行っている。

##### b) 弱視特別支援学級

拡大文字教材、テレビ画面に文字などを大きく映して見る機器、照明の調節など、一人一人の見え方に適した教材・教具や学習環境を工夫して指導している。各教科、道徳科、特別活動のほか、弱視レンズの活用や視覚によってものを認識する力を高める指導などを行っている。

## ② 聴覚障害教育

聴覚障害とは、身の回りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいう。

### a) 特別支援学校（聴覚障害）

聴覚障害の子供たちには、できるだけ早期から適切な対応を行い、その可能性を最大限に伸ばすことが大切である。このため、3歳未満の乳幼児やその保護者に対する教育相談等が行われている。

幼稚部では、補聴器等を活用して子供同士のコミュニケーション活動を活発にし、話し言葉の習得を促すなどして言語力の向上を図るとともに、幼稚園と同様に子供の全人的な育成に努めている。

小・中学部では、小・中学校に準じた教科指導等を行い、基礎学力の定着を図るとともに、書き言葉の習得や抽象的な言葉の理解に努めたり、さらに、発達段階等に応じて指文字や手話等を活用したり、自己の障害理解を促したりするなど自立活動の指導にも力を注いでいる。

高等部には、普通科に在籍し、高等教育機関への進学を目指す生徒もいる。

### b) 難聴特別支援学級・難聴通級指導教室

障害の程度が軽度の子供たちは、特別支援学級や通級による指導において、音や言葉の聞き取りや聞き分けなど、聴覚を活用することに重点を置いた指導を受けたり、抽象的な言葉の理解や教科に関する学習を行ったりしている。必要に応じて、通常の学級でも学習し、子供の可能性の伸長に努めている。

## ③ 知的障害教育

知的障害とは、記憶、推理、判断などの知的機能の発達に有意な遅れがみられ、社会生活などへの適応が難しい状態をいう。

### a) 特別支援学校（知的障害）

知的障害の子供たちのための教科の内容を中心にした教育課程を編成し、一人一人の言語面、運動面、知識面などの発達の状態や社会性などを十分把握した上で、生活に役立つ内容を実際の体験を重視しながら、個に応じた指導や少人数の集団で指導を進めている。

小学部では基本的な生活習慣や日常生活に必要な言葉の指導など、中学部ではそれらを一層発展させるとともに、集団生活や円滑な対人関係、職業生活についての基礎的な事柄の指導などが行われている。

高等部においては、家庭生活、職業生活、社会生活に必要な知識、技能、態度などの指導を中心とし、例えば、木工、農園芸、食品加工、ビルクリーニングなどの作業学習を実施し、特に職業教育の充実を図っている。

### b) 知的障害特別支援学級

必要に応じて特別支援学校の教育内容等を参考にしながら、小集団の中で、個に応じた生活に役立つ内容が指導されている。小学校では、体力づくりや基本的な生活習慣の確立、日常生活に必要な言語や数量、生活技能などの指導を実施している。また、中学校では、それらを更に充実させるとともに、社会生活や職業生活に必要な知識や技能などを指導している。

## ④ 肢体不自由教育

肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいう。

### a) 特別支援学校（肢体不自由）

肢体不自由のある子供一人一人の障害の状態や発達段階を十分に把握した上で、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を行うとともに、障害に基づく困難を改善・克服するための指導である自立活動に力を入れている。自立活動の指導においては、身体の動きの改善を図ることやコミュニケーションの力を育てる指導などを行っている。また、病院で機能訓練を行う子供やたんの吸引などの医療的ケアを必要とする子供が多いことから、医療との連携を大切に教育を進めている。

高等部では、進路指導を重視している。企業や社会福祉施設と連携し、卒業後の生活を具体的に体験できるような実習を積極的に取り入れている。近年、福祉施設への入所が多くなっているが、企業に就職したり大学に進学したりする生徒もいる。

#### **b) 肢体不自由特別支援学級**

各教科、道徳科、特別活動のほか、歩行や筆記などに必要な身体の動きの指導なども行っている。指導に当たっては、一人一人の障害の状態に応じて適切な教材教具を用いるとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用して指導の効果を高めるようにしている。

また、各教科や給食など様々な時間を通じて、通常学級との交流及び共同学習を積極的に行っている。

### **⑤ 病弱・身体虚弱教育**

病弱とは、慢性疾患等のため継続して医療や生活規制を必要とする状態、身体虚弱とは、病気にかかりやすいため継続して生活規制を必要とする状態をいう。

#### **a) 特別支援学校（病弱）**

病気等により、継続して医療や生活上の管理が必要な子供に対して、必要な配慮を行いながら教育を行っている。特に病院に入院したり、退院後も様々な理由により小中学校等に通学したりすることが難しい場合は、学習が遅れることのない様に、病院に併設した特別支援学校やその分校、又は病院内にある学級に通学して学習している。

授業では、小・中学校等とほぼ同じ教科学習を行い、必要に応じて入院前の学校の教科書を使用して指導している。自立活動の時間では、身体面の健康維持とともに、病気に対する不安感や自信の喪失などに対するメンタル面の健康維持のための学習を行っている。

治療等で学習空白のある場合は、グループ学習や個別指導による授業を行っている。病気との関係で長時間の学習が困難な子供については、学習時間を短くするなどして柔軟に学習できるように配慮している。

地域によっては、退院後も健康を維持・管理したり、運動制限等をしたるために、特別支援学校の寄宿舎から通学又は自宅から通学し学習を行っている場合もある。また、通学が困難な子供に対しては、必要に応じて病院や自宅等へ訪問して指導を行っている学校もある。

#### **b) 病弱・身体虚弱特別支援学級**

入院中の子供のために病院内に設置された学級や、小・中学校内に設置された学級がある。病院内の学級では、退院後には元の学校に戻ることが多いため、元の学校と連携を図りながら各教科等の学習を進めている。教科学習以外にも、特別支援学校と同様に身体面やメンタル面の健康維持や改善を図る学習を行うこともある。

### **⑥ 言語障害教育**

言語障害とは、発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態であることをいう。

#### **・言語障害通級指導教室**

子供の興味・関心に即した自由な遊びや会話等を通して、教師との好ましい関係をつくり、子供の気持ちをときほぐしながら、それぞれのペースに合わせて正しい発音や楽に話す方法を指導している。個別指導が中心になるが、時にはグループ指導も組み入れて、楽しみながら学習できるようにしている。

また、それらの学習を通して身に付けたことを生活の中で定着させるように努めている。特に、通級による指導においては、多くの時間を過ごす通常の学級や家庭でのかかわりが重要なことから、担任や保護者との連携協力を図ることが必要である。

さらに、言語障害の子供にとっては、通常の学級の子供たちとの日常のかかわりが大切である。そのため、障害の理解啓発に関する取組みも必要になる。特定の時間に通級する場合などには、「行ってらっしゃい」「どうだった」などのさりげない声かけが、気楽に通級できる雰囲気をつくることにもつながる。

## ⑦ 自閉症・情緒障害教育

情緒障害とは、周囲の環境から受けるストレスによって生じたストレス反応として状況に合わない心身の状態が持続し、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態をいう。

### ・ 自閉症・情緒障害特別支援学級、自閉症・情緒障害通級指導教室

情緒障害教育では、発達障害である自閉症などと心因性の選択性かん黙などのある子供を対象としている。

自閉症などの子供については、他者との関わりや情緒の安定、状況の理解と変化への対応、言語の理解と使用に関する事など、特性に応じた指導が行われている。また、主として心理的な要因による選択性かん黙などがある子供については、安心できる雰囲気の中で情緒の安定を図ること、状況に応じたコミュニケーション手段を活用することなどの指導が行われている。

特別支援学級では、情緒障害のために、通常学級での教育では十分に成果が期待できない子供が在籍し、基本的には通常の学級と同じ教科等の指導が行われている。それらに加え、自閉症などの子供には、対人関係の形成や生活に必要なルールに関する事などが指導され、また、選択性かん黙などの子供には、心理的安定や集団参加に関する事などが指導されている。

通級による指導の対象は、自閉症などと選択性かん黙などの情緒障害と明確に分けて示されている。通常の学級に在籍している障害のある子供に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該の子供の障害の状態等に応じた指導を通級指導教室で行っている。

## ⑧ LD、ADHD の教育

LD（学習障害）とは、知的発達の遅れは見られないが、特定の能力に著しい困難を示すものである。また、ADHD（注意欠陥多動性障害）とは、発達段階に不釣り合いな注意力や衝動性、多動性を特徴とする行動の障害である。両者ともに脳などの中枢神経系に何らかの機能障害があると推定され、発達障害に分類される。

LD、ADHD については、平成 18 年度から、通常の学級の中で十分な配慮を行った上で、必要であれば、通級による指導を行うことができるようになった。

LD の場合は、表れる困難は一人一人異なるので、それに対応した指導を行う。ICT の活用も有効である。ADHD の場合は、少集団の中で順番を待ったり最後まで話を聞いたりする指導や、余分な刺激を抑制した状況で課題に集中して取り組むことを繰り返す指導などを行う。

なお、LD、ADHD に共通するのは、失敗や叱責を受けるなどの経験が多いため、自分の能力を発揮できず、生活全般において自信を失っている点である。その結果として、過度に自己評価が下がったり、意欲が低下したり、情緒が不安定になったりすることもある。このような場合には、本人がつまづきを克服できるような指導や支援を行い、一つでもやり遂げた経験や成功した経験を積ませること、そうした本人の努力をしっかりと認めることで自信を持たせたり、達成感を味わわせたりすることが大切である。

また、友達との人間関係がうまくつukれないことも見受けられる。そのため、ソーシャルスキルトレーニングと呼ばれる社会生活上の基本的な技能を身につけるための学習やストレスマネジメントと呼ばれるストレスへのよりよい対応の仕方を学ぶ学習を行う場合もある。

## （5）関係機関や指導上参考となる機関・文献

### <関係機関>

- 山梨県総合教育センター 相談支援センター 特別支援教育担当  
（笛吹市御坂町成田 1456 電話番号：055-263-4606）
- 山梨県教育庁 特別支援教育・児童生徒支援課  
（甲府市丸の内 1-6-1 電話番号：055-223-1752）

- 山梨県こころの発達総合支援センター  
（甲府市住吉 2-1-17 電話番号：055-288-1695）
- 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 <http://www.nise.go.jp/>
- 発達障害教育情報センター <http://icedd.nise.go.jp/>

### <指導上参考となる文献>

- 「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」  
（平成 15 年 3 月 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議）
- 「特別支援教育の推進について（通知）」（平成 19 年 4 月 文部科学省初等中等教育局長）
- 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」  
（平成 24 年 7 月 中央教育審議会初等中等教育分科会）
- 「教育支援資料 ～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」  
（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 平成 25 年 10 月）
- 「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について（報告）」  
（高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議 平成 28 年 3 月）
- 「特別支援学校学習指導要領解説 総則編」（文部科学省 平成 30 年 3 月）
- 「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編」（文部科学省 平成 30 年 3 月）
- 「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」（文部科学省 平成 30 年 3 月）
- 「よりよい連携と支援のための特別支援教育コーディネーターハンドブック」  
（山梨県教育委員会 平成 19 年 3 月）
- 「すべての学校（園）で活用できる特別な教育的支援を必要とする子どもたちのための学校間連携  
ハンドブック」（山梨県教育委員会 平成 25 年 3 月）
- 「インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別な支援を必要とする子供のための授業支援ガイド  
ブック」（山梨県教育委員会 平成 28 年 3 月）
- 「障害のある子どもの就学支援ハンドブック ～特別支援教育の充実によるインクルーシブシステム  
構築～」（山梨県教育委員会 平成 30 年 6 月）
- 「教職員のための『通級による指導』ガイドブック」（山梨県教育委員会 平成 29 年 3 月）
- 「教職員のための『通級による指導』ガイドブック 2」（山梨県教育委員会 平成 30 年 3 月）
- 「学習障害（ディスレクシア）のある子供への支援」（山梨県総合教育センター 平成 31 年 3 月）
- 「障害のある子供の教育支援の手引」～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向  
けて～（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 令和 3 年 6 月）

## IX 特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応

### (1) はじめに（教育を取り巻く社会背景と教育に求められる課題）

教育を取り巻く社会背景の変化に伴い、教育に求められる課題も多岐にわたっている。このような背景を踏まえ、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応をしっかりと考えることがますます必要になっている。

特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒、小・中・高等学校の通常の学級に在籍しながら通級による指導を受けている児童生徒は増加している。また、特定分野に特異な才能のある児童生徒の存在も指摘されている。日本語指導を必要とする児童生徒も増加し、相対的貧困状態にあるとされる子供も一定程度存在している。ヤングケアラーと言われる本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子供たちの存在も明らかになっている。教師一人一人が個々の児童生徒の多様な教育ニーズに対応した学びを提供するだけでなく、学校自体が、子供たちの多様性を受容でき、それに対応できる組織になっていることも必要である。

『令和の日本型学校教育』を担う 教師の養成・採用・研修等の在り方について ～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）令和4年12月19日中央教育審議会

社会の変化とともに子供たちは多様化し、その中で特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応が求められている。

### (2) 「特別な配慮や支援を必要とする児童生徒」の支援について

#### ① ヤングケアラーの支援について

令和6年6月5日「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、一括審議された「子ども・若者育成支援推進法」において、ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義し、国・地方公共団体等各関係機関が各種支援に努めるべき対象とした。（改正子ども・若者育成支援推進法は、同月12日に施行）

#### 【なぜ子供がケアを担うのか】

家庭内において、親の就労や養育・扶養機能と、家事・育児・介護等の家族のケアニーズとのバランスが崩れることにより、子供がケアを担う状況が生じてしまう。



#### 【ヤングケアラーは子供の権利侵害の可能性がある】

子どもの権利条約には、子どもの権利として「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の大きく分けて4つの権利が定められている。ヤングケアラーの子どもには、やりたいけれどもできないことが生じてしまい、本来守られるべき子供自身の権利を侵害されている可能性がある。



子ども家庭庁ホームページより

#### 【支援の必要性】

家族をケアすること自体は悪いことではないが、子供自身の権利を侵害されている子供については、その子供の権利を守るために子供らしく生きる権利を回復し、子供が自身の持つ能力を最大限発揮できるように支援を行っていくことが必要である。

学校は、子供が多く時間を過ごす場所であり、子供の様子がわかることから、ヤングケアラーの疑いがある児童生徒がいないかについて、状況に応じてアセスメントシート※を活用し注意深く見守ることが必要になる。支援が必要な可能性のある児童については、校内で情報を共有後、まずは市町村ヤングケアラー支援担当課やヤングケアラーコーディネーターに相談することとし、今後の対応等について一緒に検討することが望まれる。

※「ヤングケアラー」早期発見のためのアセスメントシート（山梨県）

<https://www.pref.yamanashi.jp/kodomo-fukushi/young-carer01.html>

## ② 外国籍の児童生徒への支援について

外国人児童生徒への支援について、「生徒指導提要」には次のように示されている。

外国籍の児童生徒のみならず、帰国児童生徒や国際結婚家庭の児童生徒など、多様な文化的・言語的背景を持つ児童生徒が増加しています。こうした児童生徒は文化の違いや言語の違いのみならず、これらに起因する複合的困難に直面することが多く、不登校やいじめ、中途退学などに発展する場合があります。教職員が児童生徒や保護者に寄り添ったきめ細かな支援を行うとともに、多様性を認め、互いを理解し、尊重し合う学校づくりに努めることが、何よりも大切です。また、保護者が日本語を話さないために通訳をしたり、家族の世話をしたりするなど、児童生徒がいわゆるヤングケアラーとされる状態にある場合には、そもそも支援に関する情報を得ることが困難であることを踏まえ、学校が積極的に本人や保護者のニーズを把握し、適切な支援につなぐことが必要です。

今後、「多様な文化的・言語的背景を持つ児童生徒」はどの学校でも増加していくことが予想され、「教職員が児童生徒や保護者に寄り添ったきめ細かな支援を行う」ことや「多様性を認め、互いを理解し、尊重し合う学校づくりに努める」ことが求められる。

外国人児童生徒の支援は、担任だけではなく、学校体制で全職員がアンテナを高くして「積極的に本人や保護者のニーズを把握し、適切な支援につなぐことが必要」である。

※外国人児童生徒等を巡る具体的な支援については、「外国人児童生徒受入れの手引き」や「外国人児童生徒等教育に関する動画コンテンツ」などを参照のこと

### 5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について

#### (1) 基本的な考え方

- 外国人の子供たちが共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、関連施策の制度設計を行うことが必要
- キャリア教育や相談支援の包括的提供、母語・母文化の学びに対する支援が必要
- 日本人の子供を含め、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる取組

#### (2) 指導体制の確保・充実

- ① **日本語指導のための教師等の確保**
  - 日本語と教科を統合した学習を行うなど、組織的かつ体系的な指導が必要
  - 日本語指導が必要な児童生徒への指導体制の充実
  - 日本語指導・母語による支援等の専門スタッフの配置促進と支援体制の構築
- ② **学校における日本語指導の体制構築**
  - 日本語指導の拠点となる学校の整備と、拠点校を中心とした指導体制の構築
  - 集住・散在等、地域の実情を踏まえた体制構築の在り方の検討
  - 拠点校方式等の指導体制構築や初期集中支援等の実践事例の周知
- ③ **地域の関係機関との連携**
  - 教育委員会、首長部局、地域のボランティア団体、日本語教室等の関係機関との連携促進
  - 特に、教員養成大学や外国人を雇用する企業等との連携

#### (3) 教師等の指導力の向上、支援環境の改善

- ① **教師等に対する研修機会の充実**
  - 「外国人児童生徒等教育を担う教師等の養成・研修モデルプログラム」の普及
  - 日本語指導担当教師等が専門知識の習得を証明できる仕組みの構築
- ② **教員養成段階における学びの場の提供**
  - 教員養成課程における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けの検討
- ③ **日本語能力の評価、指導方法・指導教材の活用・開発**
  - 「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」や外国人児童生徒等教育アドバイザーを活用した、日本語能力評価手法の普及促進
  - 情報検索サイト「かすたねっと」に登録する教材等の充実や検索機能の充実、多言語により学校生活を紹介する動画コンテンツの作成・配信
- ④ **外国人児童生徒等に対する特別な配慮等**
  - 障害のある外国人児童生徒等に対して、障害の状態等に応じたきめ細かい指導・支援体制の構築
  - 障害のある外国人児童生徒等の在籍状況や指導・支援の状況把握

#### (4) 就学状況の把握、就学促進

- 学齢期の子供を持つ外国人に対する、就学促進の取組実施
- 学齢簿の編製にあたり全ての外国人の子供の就学状況についても一体的に管理・把握するなど地方公共団体の取組促進、制度的な対応の在り方の検討
- 義務教育未修了の外国人について、公立中学校での弾力的な受入れや夜間中学の入学案内の実施促進

#### (5) 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

- 外国人児童生徒等の進学・就職等の進路選択の支援
- 公立高等学校入学者選抜における外国人生徒等を対象とした特別の配慮（ルビ振り、辞書の持ち込み、特別定員枠の設置等）について、現状把握、情報共有による地方公共団体の取組促進
- 中学校・高等学校段階における進路指導・キャリア教育の取組促進
- 取出し方式による日本語指導の方法や制度的な在り方、高等学校版JSLカリキュラムの策定の検討
- 小・中・高等学校が連携し、外国人児童生徒等のための「個別の指導計画」を踏まえた必要な情報整理・情報共有の促進

#### (6) 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援

- 学校における異文化理解や多文化共生の考えが根付くような取組促進
- 異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実、教員養成課程における履修内容の充実
- 家庭を中心とした母語・母文化定着の取組の促進、学校内外や就学前段階における教育委員会・学校とNPO・国際交流協会等の連携による母語・母文化に触れる機会の獲得
- 幼児期の特性を踏まえた指導上の留意事項等の整理、研修機会の確保

10

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)(概要)

## (3) 関係機関との連携

学校が直面する課題が困難度を増し、その課題に対応していくためには、心理の専門家であるスクールカウンセラー（SC）や福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー（SSW）、関係機関、地域と連携したうえで課題解決に取り組むことが必要である。

特に学校現場に関係が深い、スクールカウンセラー（SC）とスクールソーシャルワーカー（SSW）の効果的な活用を考えたい。

## SC・SSWの法令上への位置づけ

「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」(答申)(平成27年12月21日中央教育審議会)等を踏まえ、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)の一部を改正し、法令上にSC、SSWを位置付けた。

### 【改正内容】

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて

○スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。(第65条の3)

○**スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。**(第65条の4)

とそれぞれの職務を新たに規定。

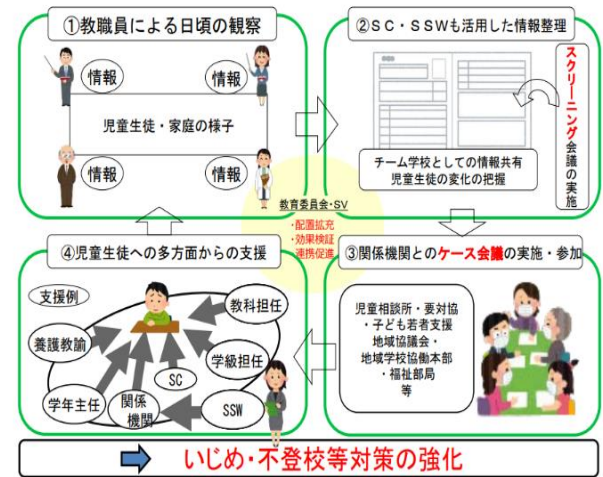
(SC、SSWともに中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校で準用)

### 【施行日】

平成29年4月1日

あわせて、詳細な職務内容等の留意事項について、平成29年3月31日付け初等中等教育局長通知「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について(通知)」により周知。

## SC・SSWの効果的な活用について(イメージ)



「令和5年度教育相談基幹研修」(大野照子)

最後に、連携する上で考えられる関係機関、指導上参考となる文献を挙げる。

### <関係機関> (例)

- 福祉関係  
児童相談所、児童家庭支援センター、児童福祉サービス等事業所(放課後等デイサービス等)
- 保健医療関係  
精神保健福祉センター、保健所、保健センター、病院等
- 教育関係  
教育支援センター、総合教育センター、民間教育団体・民間教育施設、転出入元・先の学校等
- 刑事司法関係  
警察署(生活安全課等)、スクールサポーター等

### <指導上参考となる文献>

- 「生徒指導提要」(令和4年12月 文部科学省)
- 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」  
(平成27年度12月21日 中央審議会)
- 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)  
(令和3年1月26日 中央教育審議会)
- 「ヤングケアラー支援ガイドライン」改訂版(令和6年3月 山梨県ヤングケアラー庁内検討会議)
- 「山梨県 ヤングケアラー応援プラン」(令和6年3月 山梨県子育て支援局子供福祉課)
- 「外国人児童生徒受け入れの手引き改訂版」  
(2019年3月 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課)
- 「スクールカウンセラー活用ガイドライン～スクールカウンセラーのよりよい活用のために～」  
(令和2年4月 山梨県教育委員会)
- 「スクールソーシャルワーカー活用事業ガイドライン」(令和6年4月 山梨県教育委員会)

## IX ICT や情報・教育データの利活用

### (1) 学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力の育成

学習指導要領解説第1章総則編では、「各学校においては、児童生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。」とし、「情報活用能力」が「言語能力」「問題発見・解決能力」等と同様の教科等を越えた全ての学習の基盤として生まれ活用される資質・能力の一つとして位置付けられた。

また、学習指導要領解説総則編では、この情報活用能力は「世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である。」としている。情報活用能力をより具体的に捉えれば、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりすることができる力であり、さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むものである。

情報活用能力は、各教科等の学びを支える基盤であり、これを確実に育んでいくためには、ICTを適切に活用し、各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることが重要であるとともに、そうして育まれた情報活用能力を発揮させることにより、各教科等における「主体的・対話的で深い学び」へとつながっていくことが一層期待されるものである。

### (2) 学校における情報モラル教育

携帯電話・スマートフォンやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）が急速に普及する中で、児童生徒が自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つとともに、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするため、学校における情報モラル教育は極めて重要である。情報モラルは、学習指導要領では、学習の基盤となる資質・能力と定義された情報活用能力に含まれており、教科等横断的な視点に立った育成を行うものである。学習指導要領解説における情報モラルは、『情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度』と記載されており、具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解することと解説されている。このため、情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動、ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味について考えさせる学習活動、情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動、情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動、情報セキュリティの重要性とその具体的対策について考えさせる学習活動、健康を害するような行動について考えさせる学習活動などを通じて、児童生徒に情報モラルを確実に身に付けさせるようにすることが必要である。その際、情報の収集、判断、処理、発信など情報を活用する各場面での情報モラルについて学習させることが重要である。また、情報技術やサービスの変化、児童生徒のインターネットの使い方の変化に伴い、学校や教師はその実態や影響に係る最新の情報の入手に努め、それに基づいた適切な指導に配慮することが必要である。あわせて、例えば、インターネット上に発信された情報は基本的には広く公開される可能性がある、どこかに記録が残る完全には消し去ることはできないといった、情報や情報技術の特性についての理解に基づく情報モラルを身に付けさせ、将来の新たな機器やサービス、あるいは危険にも適切に対応できるようにすることが求められる。

### （３）教育の情報化に向けたICT環境の整備

平成29年告示学習指導要領総則編では、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定されている。

各教科等におけるICT活用については、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動や指導方法や指導体制の工夫改善による個に応じた指導の充実などを、児童生徒や学校の実態に応じて取り入れる際、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の活用を図ることが規定されている。また、各教科等の「指導計画の作成と内容の取扱い」において、各教科等の実際の指導において、コンピュータなどを適切に活用できるようにすることについて規定されている。さらに、デジタル教科書・教材等の普及促進や、学習履歴（スタディ・ログ）や学校健康診断情報等の教育データを蓄積・分析・利活用できる環境の整備、ICTを活用した学びを充実するためのICT人材の確保、ICTで校務を効率化することによる学校の働き方改革の実現などが重要である。

### （４）教師に求められるICT活用指導力の向上

「主体的・対話的で深い学び」の実現や情報活用能力の育成のためには、一人一人の教師がICT活用指導力の向上の必要性を理解し、校内研修等に積極的に参加したり、自ら研鑽を深めたりすることが大切である。ICT活用指導力の基準については、文部科学省が「教員のICT活用指導力チェックリスト」として4つの項目に整理しており、その範囲は授業におけるICT活用の指導だけでなく、情報モラルの指導ができることや、校務にICTを活用できることも含まれている。このことは、教師のICT活用指導力が、すべての教師に求められる基本的な資質能力であることを意味するものである。児童生徒に基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成し、主体的に学習に取り組む態度を養うためには、児童生徒がICTを適切に活用できるようにすること、また、教師がICTを適切に活用して指導できることが重要である。すなわち、教師は、教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力、授業にICTを活用して指導する能力、児童生徒のICT活用を指導する能力、情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力を身に付け、かつ、ICTの特性を理解して指導の効果を高める方法や、児童生徒の携帯電話・スマートフォンやインターネットの使い方の実態等に基づいた適切な指導について、絶えず研鑽を積むことが必要である。

また、山梨県では、令和5年3月に改定された「やまなし教員等育成指標」において、本県が求める教員像として『ICTを活用し、多様な子供たちに個別最適な学びと協働的な学びを実践しながら、「自ら考え行動し、他者と協働していく児童生徒」を育てる教員』としており、ICTの利活用に関する各ステージの指標を以下のように示し、ICT活用指導力の向上を図っている。

〔採用時〕学校におけるICTの活用の意義や情報・教育データの重要性を理解している。

〔第1ステージ〕授業や校務等にICTを活用し、児童生徒の情報モラルを含めた情報活用能力を育成する実践を行っている。

〔第2ステージ〕ICTや情報・教育データを適切に利活用し、校務の効率化及び児童生徒の学習等の改善を図っている。

〔第3ステージ〕ICTや情報・教育データの利活用により、自校の課題を明確にし、改善に向けて指導的役割を果たしている。

<参考文献> 『学習指導要領』（文部科学省 平成29年）  
『学習指導要領解説（総則編）』（文部科学省 平成29年）  
『教育の情報化に関する手引-追補版-』（文部科学省 令和2年6月）

## (5) 山梨県総合教育センターの教育データ・「やまなしeラーニング」の活用方法

令和4年5月、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律が成立し、教員免許更新制は、新たな研修制度の実施へと発展的に解消された。同年8月に告示された「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」においては、教員等の個別最適な学びの実現には、限られた時間や資源の中で、オンデマンド型のオンラインによる学習コンテンツを効果的に活用していくことが重要であると示されている。山梨県総合教育センターHPに掲載されている、「やまなしeラーニング」もその一つとして自主研修等に活用することができる。やまなしeラーニングに掲載されている動画は、令和5年3月に改定された「やまなし教員等育成指標」にあわせカテゴリー化されている。

やまなしeラーニング(YeL)

**1 山梨県総合教育センターHP**  
にアクセスします <https://www.ypec.ed.jp/>



**2 メニュー「ICT・研修資料」をクリックします**



**3 「YeL」をクリックします**

**4 ログイン画面で、ユーザー名とパスワードを入力し、「ログイン」をクリックします**

ログイン

<https://cdb.kaked.jp>

このサイトへの接続ではプライバシーが保護されません

ユーザー名

パスワード

<ユーザー名>  
**ypecken**

<パスワード>  
**center**



クリック！

**5 コンテンツを選び視聴します**



**「一覧表」からも「カテゴリー」からもどちらからも選択 できます**

**「全文検索キーワード」から検索も可能 です。**

※うまく視聴できない、方法が分からないなどご質問は画面右上の「お問い合わせ」をクリックして送信してください。

こちらのQRコードからもページに飛ぶことができます。

お問い合わせは  
055-262-5508  
山梨県総合教育センター  
ICT教育支援センターまで

やまなしeラーニング (YeL) コンテンツ一覧

R8.3 現在

No	カテゴリ	名称	概要
1	A-1 素養・キャリアステージ	A-1-001 教職員としてのマナー	信頼される職員を目指す「接遇」に関する内容です。
2	A-1 素養・キャリアステージ	A-1-002 ヒューマンリソースマネジメント	H28中央研修の還流報告です。ヒューマンリソースマネジメントのコミュニケーション能力の向上に関わる内容です。
3	A-1 素養・キャリアステージ	A-1-003 戦略マップ	学校における戦略マップづくりの方法を説明した内容です。SWOT分析については、独立行政法人教職員支援機構 (NITS) の「学校の内外環境の分析と特色づくり」 <a href="https://www.nits.go.jp/materials/intramural/101.html">https://www.nits.go.jp/materials/intramural/101.html</a> をご視聴ください。研修番号104「新教頭研修会」及び研修番号106「新主幹教諭研修会」の <b>視聴推奨コンテンツ</b>
4	A-1 素養・キャリアステージ	A-1-004 組織を生かした学年経営	学年経営に関する内容です。学校組織マネジメントと組織を生かした学年経営を中心としています。リーダー研修 研修番号4003「リーダー研修 中高特 学年・学部運営について学ぶ研修会」及び4006「リーダー研修 中高特 新学年主任・新学部主事研修会」の <b>事前視聴必須コンテンツ</b>
5	A-1 素養・キャリアステージ	A-1-005 教務主任の仕事と心構え	新たに教務主任になられた皆さんに、「初心者としての心構え」をお伝えする内容です。研修番号4001「リーダー研修 教務の仕事について学ぶ研修会」、4004「リーダー研修 新教務主任研修会」の <b>事前視聴必須コンテンツ</b>
6	A-1 素養・キャリアステージ	A-1-006 中堅教諭等資質向上研修の各種様式作成について	中堅教諭等資質向上研修会を行うにあたり必要な書類の作成についてです。
7	A-1 素養・キャリアステージ	A-1-007 中堅教諭等資質向上研修の意義と進め方について	中堅研の意義と研修の受講開始から修了までの手続き及び進め方について概要を説明します。
8	A-1 素養・キャリアステージ	A-1-008 五年経験者研修の意義～中堅教員として～	五年経験者研修の <b>事前視聴必須コンテンツ</b> です。研修の意義を説明した内容です。
9	A-1 素養・キャリアステージ	A-1-009 五年研「教員の資質・能力と学び続ける教員とは」	五年経験者研修の <b>事前視聴必須コンテンツ</b> です。教員に必要な資質・能力や学び続ける教員とはどのような姿なのかについて説明したものです。
10	A-2 研修	A-2-001 校内研究の進め方	第1回新研究主任研修会の事前視聴動画です。校内研究主題、仮説、計画等を考える際に役立つ内容です。研修番号107「新研究主任研修会」の <b>事前視聴必須コンテンツ</b>
11	A-2 研修	A-2-002 研究方法の紹介	教員の主体的・対話的で深い学びを得られる校内研究会の実現に向けて、数多くの方法を紹介しています。研修番号107「新研究主任研修会」の <b>事前視聴必須コンテンツ</b>
12	A-2 研修	A-2-003 校内研究のまとめ方	校内研究の検証や成果と課題をまとめるときに役立つ内容です。紀要作成の手順も紹介しています。研修番号107「新研究主任研修会」の <b>事前視聴必須コンテンツ</b>
13	B 学習指導	B-001 学習評価について	高校の学習評価に関する内容です。評価の概念等を説明しています。他校種でも参考になる内容です。研修番号232の関連動画です。
14	B 学習指導	B-006 高校英語学習指導案の作成	高校英語の学習指導案作成時に留意してほしいポイントを紹介しています。
15	B 学習指導	B-007 小学校理科観察・実験の基本について	小学校理科の実験に関する基本的な流れや、操作に関する内容です。研修番号231「小 理科 授業づくり研修会 I (小学校経験3年目必修) 基礎実験・観察を学ぶ」の <b>事前視聴必修コンテンツ</b>
16	B 学習指導	B-008 小学校理科におけるICTの活用について	理科の授業におけるICTの活用についての内容です。研修番号231「小 理科 授業づくり研修会 I (小学校経験3年目必修) 基礎実験・観察を学ぶ」の <b>事前視聴必修コンテンツ</b> 。研修番号110の関連動画です。
17	B 学習指導	B-009 理科の授業における野外観察について	主に小学校の理科の授業で野外観察を行うときに、どのような準備をするか、また野外観察を行っているときにどのようなことを意識し、どのようなことに注意するか説明しています。研修番号234の関連動画です。
18	B 学習指導	B-010 pptに音声を入れてmp4で出力する方法	授業や行事等で使うパワーポイントのスライドに音声を入れmp4動画として出力する方法を解説しています。
19	B 学習指導	B-011 教室掲示物や配布物のデジタル化	センターHP内、ICT利活用推進のページ、「授業での活用・実践編」の『各教科等の実践事例』です。
20	B 学習指導	B-012 表現の工夫	情報 I 「コミュニケーションと情報デザイン」
21	B 学習指導	B-013 情報デザインの考え方	情報 I 「コミュニケーションと情報デザイン」
22	B 学習指導	B-014 コンピュータウイルスと対策	情報 I 「情報社会の問題解決」
23	B 学習指導	B-015 情報の暗号化	情報 I 「情報社会の問題解決」
24	B 学習指導	B-016 認証とパスワード	情報 I 「情報社会の問題解決」
25	C-1生徒指導 学級経営	C-1-001 学級開き1	学級開きの具体的な方法や留意点などの紹介 (1) です。
26	C-1生徒指導 学級経営	C-1-002 学級開き2	学級開きの具体的な方法や留意点などの紹介 (2) です。K50-001の続きです。
27	C-1生徒指導 学級経営	C-1-003 学級開き3	学級開きの具体的な方法や留意点などの紹介 (3) です。K50-002の続きです。
28	C-2生徒指導 児童生徒理解	C-2-001 プリーフセラピー入門	プリーフセラピーの基礎理論を把握し、教育相談や生徒指導に生かしていきます。研修番号312「コミュニケーション研修会」の <b>視聴推奨コンテンツ</b>
29	C-3生徒指導 道徳教育	C-3-001 学校における道徳教育	道徳教育について、「道徳教育で養う道徳性について」など、基本的な内容を説明しています。
30	C-4生徒指導 人権教育	C-4-001 学校における人権教育の意義と考え方	NITS校内研修シリーズNo.113「人権教育」 学校における人権教育推進の重要性について説明した内容です。研修番号331の関連動画です。

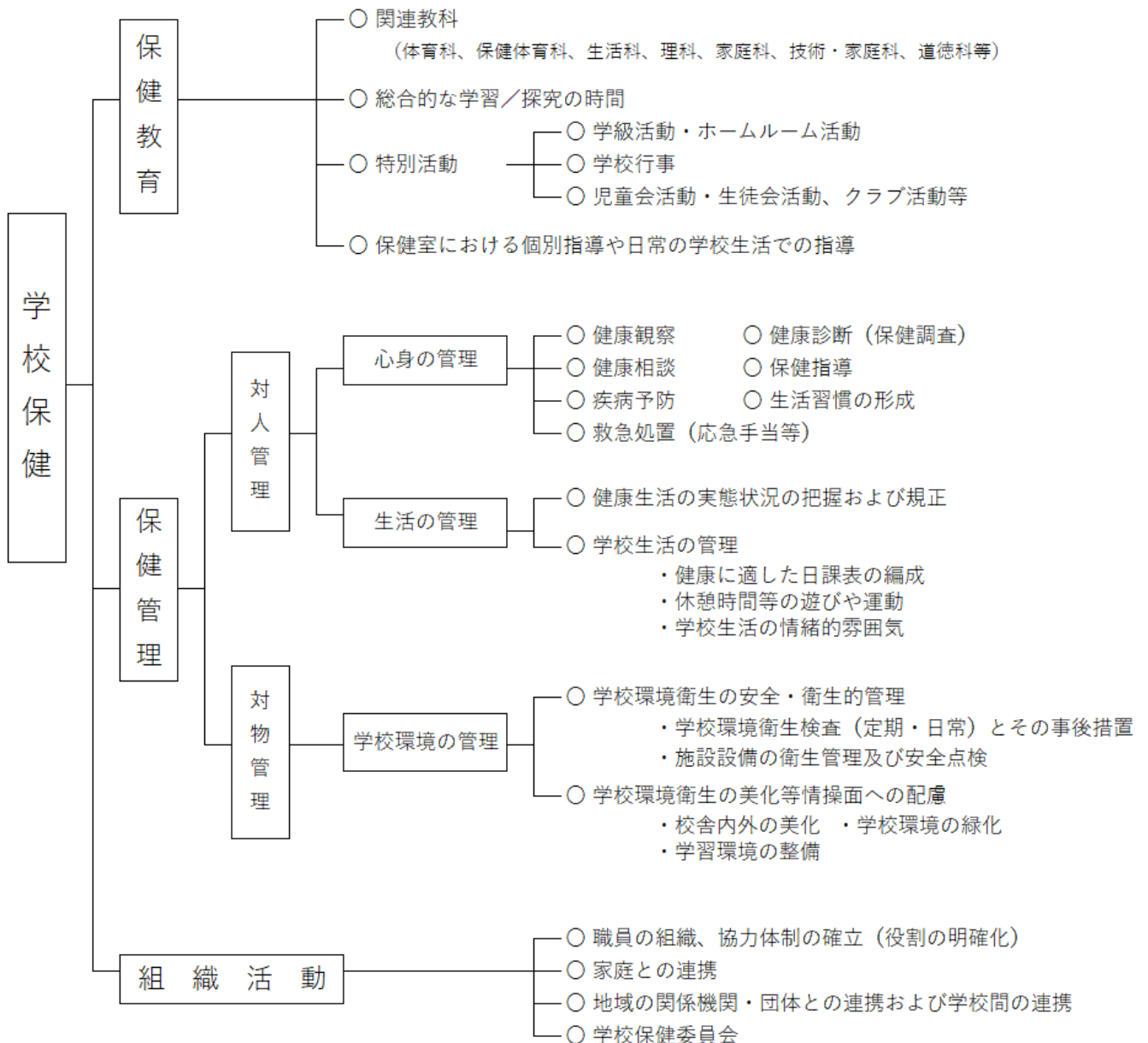
31	C-4生徒指導 人権教育	C-4-002 学校における人権教育～個別的人権課題～	個別的人権課題に学校で取り組むにあたっての、考え方や観点について説明しています。資料も参考にしてください。研修番号331「人権教育研修会Ⅰ」の <b>視聴推奨コンテンツ</b> 。研修番号332の関連動画です。
32	C-5生徒指導 いじめ等への対応	C-5-001 子供を守る教職員のための研修会（自殺予防）①	令和4年8月30日 令和4年度子供を守る教職員のための研修会（自殺予防）の動画①です。
33	C-5生徒指導 いじめ等への対応	C-5-002 子供を守る教職員のための研修会（自殺予防）②	令和4年8月30日 令和4年度子供を守る教職員のための研修会（自殺予防）の動画②です。
34	C-5生徒指導 いじめ等への対応	C-5-003 子供を守る教職員のための研修会（自殺予防）③	令和4年8月30日 令和4年度子供を守る教職員のための研修会（自殺予防）の動画③です。
35	C-5生徒指導 いじめ等への対応	C-5-004 教師のいじめ対応研修初動対応編	いじめの初動対応のポイントが凝縮された内容です。この動画を活用すれば、「いじめの初動対応のポイント」について自校研修ができます。研修番号351の関連動画です。
36	C-6生徒指導 キャリア教育	C-6-001 キャリア教育を学校としてどう進めるか	学校現場において「キャリア教育」をどのように推進していくのかを説明します。
37	D特別支援教育	D-001 合理的配慮について	NITS校内研修シリーズNo.171「合理的配慮の提供と特別支援教育に関する校内支援体制の充実について」研修番号346「特支・基礎研修会Ⅰ 小中高 新特別支援教育担当者研修」の <b>事前視聴必須コンテンツ</b>
38	D特別支援教育	D-002 自立活動について	特別な支援や指導を必要とする児童生徒の学びの場としての自立活動について説明をしています。研修番号346「特支・基礎研修会Ⅰ 小中高 新特別支援教育担当者研修」の <b>事前視聴必須コンテンツ</b>
39	D特別支援教育	D-003 障害に応じた指導について	NITS校内研修シリーズNo.77「多様な学びの支援～新学習指導要領「障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫」を実現するために～」研修番号346「特支・基礎研修会Ⅰ 小中高 新特別支援教育担当者研修」の <b>事前視聴必須コンテンツ</b>
40	D特別支援教育	D-004 個別の教育支援計画について	特別支援教育に関する学校間連携や引継ぎに関する説明をしています。研修番号346「特支・基礎研修会Ⅰ 小中高 新特別支援教育担当者研修」の <b>事前視聴必須コンテンツ</b>
41	D特別支援教育	D-005 就学制度について	特別支援学校や特別支援学級などへの就学制度について説明した内容です。
42	D特別支援教育	D-006 ケース会議の実施について	校内支援におけるケース会議の進め方に関する内容です。
43	D特別支援教育	D-007 教育課程の基本事項	特別支援学級の教育課程編成に関する内容です。研修番号346「特支・基礎研修会Ⅰ 小中高 新特別支援教育担当者研修」の <b>事前視聴必須コンテンツ</b>
44	D特別支援教育	D-008 特別支援教育コーディネーターの役割について	初めて特別支援教育コーディネーターになられた先生方の役割について説明をしています。研修番号347「特支・基礎研修会Ⅱ 小中高 新特別支援教育コーディネーター研修」の <b>事前視聴必須コンテンツ</b>
45	E学校運営	E-001 学校の危機管理	水害、土砂災害から身を守るための学校としての防災対策について山梨県内の事例をもとに学ぶ内容です。
46	E学校運営	E-002 カリキュラムマネジメント	今日的な教育課題として注目されているカリキュラムマネジメントに関する内容です。研修番号402の関連動画です。
47	F特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応	F-001 特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応	外国籍やヤングケアラーなど特別な配慮を必要とする児童生徒への支援、SC・SSWの活用、関係機関との連携に関する内容です。研修番号501「多様な教育ニーズへの対応を学ぶ研修会Ⅰ 外国にルーツをもつ児童生徒への対応」及び研修番号502「多様な教育ニーズへの対応を学ぶ研修会Ⅱ ヤングケアラー等への対応」の <b>視聴推奨コンテンツ</b> 。研修番号502の関連動画です。
48	G ICTや情報・教育データの利活用	G-001 個人情報漏洩事故の発生状況から見る情報セキュリティの確保	今後ますます重要になる情報セキュリティの基本的な知識に関する内容です。
49	G ICTや情報・教育データの利活用	G-002 書画カメラの使用方法について	県立高校に導入されたプリンストン社製の書画カメラの基本的な使用方法を説明した内容です。
50	G ICTや情報・教育データの利活用	G-003 授業で使えるiPadアプリ	授業の中で活用できるiPadのアプリの操作方法や機能について説明した内容です。研修番号605・344・345の関連動画です。
51	G ICTや情報・教育データの利活用	G-004 情報セキュリティ研修第1部	情報セキュリティの中の「情報資産の保護」及び「情報端末利用の遵守事項」に関する内容です。
52	G ICTや情報・教育データの利活用	G-005 情報セキュリティ研修第2部	情報セキュリティの中の「スマホの利用とSNS等の危険性」に関する内容です。
53	G ICTや情報・教育データの利活用	G-006 情報セキュリティ研修第3部	情報セキュリティの中の「不審なメールへの対応」に関する内容です。
54	H 養護教諭	H-001 健康相談基礎研修	教育相談に関わる児童生徒の現状と課題について把握し、健康相談の基礎的対応について学ぶ研修です。
55	I 栄養教諭	I-001 学校給食の献立の充実とその活用	学校給食の献立の作成方法、考え方やポイント、その活用方法について説明した内容です。
56	授業改善	全国学力・学習状況調査 採点の仕方（中学校・国語）	全国学力・学習状況調査の自校採点の仕方について、基本となることについて説明しています。
57	授業改善	全国学力・学習状況調査 採点の仕方（中学校・数学）	全国学力・学習状況調査の自校採点の仕方について、基本となることについて説明しています。
58	授業改善	全国学力・学習状況調査 採点の仕方（小学校・国語）	全国学力・学習状況調査の自校採点の仕方について、基本となることについて説明しています。
59	授業改善	全国学力・学習状況調査 採点の仕方（小学校・算数）	全国学力・学習状況調査の自校採点の仕方について、基本となることについて説明しています。
60	外部教育機関	NITS 独立行政法人教職員支援機構 オンライン講座	NITS 独立行政法人教職員支援機構が作成した講義動画などの研修教材です。

# XI 学校保健

## (1) 学校保健とは

「学校保健とは、学校において、児童生徒等の健康の保持増進を図ること、集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行うこと、自己や他者の健康の保持増進を図ることができるような能力を育成することなど学校における保健管理と保健教育である。」（文部科学省「学校保健の推進」）とされているように、保健教育と保健管理を適切に行うことで、児童生徒や教職員の健康を保持増進し、心身共に健康な国民の育成を図る教育目標の達成に寄与することを目的としている。

学校保健の領域は、保健教育・保健管理及び組織活動で構成されている。



**保健教育**は、心身ともに健康な児童生徒の育成を目指し、**保健管理**は児童生徒の生命と健康を守り、児童生徒の健康増進や学校環境の衛生的な維持改善を図る。そして、さらに両者を円滑にしかも効果的に運営していくための機能として学校保健の**組織活動**が不可欠である。

## (2) 健康の保持増進に関する指導の充実と学校保健

心身の健康の保持増進に関する指導は、生涯を通じて健康・安全の基礎を培う観点からその指導の充実が一段と望まれる。

心身の健康の保持増進に関する指導については、学習指導要領においても示されている。ここでは小学校のみを以下に示す。

### 【小学校学習指導要領総則1の2の(3)】

学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

これらの実現には、地域や学校の実態及び児童生徒の発達段階や特性を十分考慮する一方、各学校の創意工夫を加えた教育課程の編成が強調されている。

学校保健活動は、学校保健計画に基づいて展開されるが、内容は広範囲にわたるので、保健主事、養護教諭がコーディネーターの役割を果たし、学級担任はもとより、全ての教職員が役割を分担して、組織的に活動を展開することが求められている。

また、学校医、学校歯科医、学校薬剤師は、健康診断、健康相談、学校環境衛生検査などの保健管理に関わる活動だけでなく、児童生徒の保健教育や教職員の保健に関する校内研修等に積極的に参画し、その専門性を一層発揮できるよう配慮する。

学校保健活動が、学校での取り組みのみで終わることなく、より充実し、効果的に取り組むためには、家庭や地域の関係機関との連携の中で、継続し、積み上げられてこそ成果を上げることができる。学校保健では、課題の解決だけでなく、生涯にわたって健康で安全な生活を送ることができる自己管理能力の育成も大きなねらいである。

## XII 食に関する指導の進め方

### (1) 食をめぐる現状と課題

- ◆食環境の変化・・・外食・調理済み惣菜・弁当 等
- ◆栄養の偏り・・・脂質の過剰摂取・野菜の摂取不足
- ◆不規則な食事・・・朝食の欠食・深夜の食事・ネット依存
- ◆肥満と過度の痩身・・・食の欧米化・無理なダイエット
- ◆生活習慣病の増加・・・糖尿病・メタボリックシンドローム
- ◆食に関する感謝の念の欠如・・・食べ残し・体験不足
- ◆食の海外への依存・・・食料自給率の低下
- ◆食文化・・・伝統的な食文化の継承・和食のユネスコ無形文化遺産登録
- ◆食の安全上の問題・・・安全性についての関心の高まり

食は人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないものである。しかしながら、食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、子供に食生活の乱れや健康に関して懸念される事項が見られるようになってきている。

特に、成長期にある子供にとって、健全な食生活は健康な心身をはぐくむために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすもので、極めて重要である。子供が将来にわたって健康に生活していくことができるようにするためには、子供に対する食に関する指導を充実し、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせることが重要な課題となっている。

また、食を通じて地域等を理解させることや失われつつある食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解させることが重要となってきた。

さらに、社会的課題として、食品ロスの削減、地場産物・国産食材の活用等も学校給食を活用しながら課題解決が求められている。

### (2) 食育の視点

- ① 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。(食事の重要性)
- ② 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。(心身の健康)
- ③ 正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。(食品を選択する能力)
- ④ 食べ物を大事にし、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心をもつ。(感謝の心)
- ⑤ 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。(社会性)
- ⑥ 各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。(食文化)

(文部科学省「食に関する指導の手引第二次改訂版」平成31年3月)

### (3) 学校教育活動全体で行う食に関する指導

学校における食育は、給食の時間を中心に、特別活動、各教科等の学校教育活動全体において、各教科の指導内容・方法を生かしつつ、教科横断的な指導として関連付け、体系的に行うことが重要である。各学校で作成されている食に関する指導の全体計画・年間指導計画に基づき、校長のリーダーシップの下に関係教職員が連携・協力しながら、継続的、体系的な食育を行っていくことが望まれる。

#### (4) 学校給食の目標

学校給食法の改正（平成21年4月1日施行 令和7年4月1日一部改正）

学校における食育の推進が位置付けられ、食育の観点から学校給食の目標が増えた。

##### 第2条 学校給食の目標

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

#### (5) 給食の時間における食に関する指導

食に関する指導の目標は、一度の実践や指導で達成されるものではなく、少しずつ時間をかけながら繰り返し行うことで理解が深まり、習慣化されることから、毎日繰り返し行われる給食の時間における食に関する指導は、食育を推進する上で極めて重要である。

○ 学校給食の役割

- ① 心身の健康の増進
- ② 体位の向上を図る
- ③ 食に関する指導を効果的に進めるための教材

○ 給食の時間は、給食指導と食に関する指導の時間

##### 給食時間における食に関する指導

###### (給食指導)

- 給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、はしの使い方、食事のマナーなどを習得させる。

###### (食に関する指導)

- 献立を通して、食品の産地や栄養的な特徴を学習させる。
- 教科等で取り上げられた食品や学習したことを学校給食を通して確認させる。

\* 「給食指導」は、食に関する指導の目標を達成するために、毎日の給食の時間に、学級担任が行う食に関する指導である。学級担任は、食育における「給食指導」の重要性の認識のもとに、日々の指導を行う必要がある。

○ 給食の時間における指導の特質

- ① 実践活動を通して行われる。
- ② 習慣化を図ることができる。
- ③ 教科等の学習と関連を図ることができる。
- ④ 個に応じた指導が求められる。

○ 給食の時間における食に関する指導の内容

- ① 楽しく会食すること
- ② 健康によい食事のとり方
- ③ 食事と安全・衛生
- ④ 食事環境の整備
- ⑤ 食事と文化
- ⑥ 勤労と感謝

## XIII 研修

### XIII-1 教員としての研修

#### (1) 研修の意義

教員の研修については、その職責の特殊性からみて、特段の配慮が要請されるとの考えに基づき、教育公務員特例法により次のような特例が定められている。

- ・「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」  
(教育公務員特例法第 21 条)
- ・「教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。」(教育公務員特例法第 22 条の 2)
- ・「教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。」(教育公務員特例法第 22 条の 3)

一般の地方公務員の研修が「勤務能率の発揮及びその増進のため」を目的としているのに対し、教育公務員には「その職責を遂行するため」と特殊な取扱いが定められている。その上に「絶えず研究と修養に努めなければならない」とされており、継続的で積極的な努力義務が課せられている。

それではなぜ、「継続的・積極的に研修に臨まなくてはならない」のか。その理由は二つある。一つは、教員として不易とされてきた資質能力に加え、時代の変化に伴う新たな課題に対応できる力量を身に付けることが求められるからである。そのため教育者としての使命感、教育の理念や人間の成長・発達についての深い理解、児童生徒に対する教育的愛情、教科等に関する専門的知識、広く豊かな教養に加え、その時々を反映した教育の理解、そしてこれらを基盤とした実践的指導力を身に付けるよう不断にその資質能力の向上を図ることが必要だからである。

もう一つは、山積し複雑化する教育課題を前にして、その解決を図るためには個人の力量に頼るだけでは足りず、組織としての力を高めていく必要があるからである。学校を組織として機能的・効果的に経営する、いわゆる「学校組織マネジメント」の視点に立って、初任者も中堅もベテランも、全ての教員が責任をもってそれぞれのステージで必要とされる教員としてのキャリアを積まなくてはならない。そこに意欲的に研修に取り組む必然性が生じてくる。その時々々の職能課題に沿って、それぞれの年代で期待される教育的力量を確かに獲得するためには、教員一人一人が教育や学校を支えているという「当事者意識」をもって研修に参加することが求められている。

教員の研修については、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 40 号）により、教育委員会による教師の研修履歴の記録の作成と当該履歴を活用した資質向上に関する指導助言等の仕組みが、令和 5 年 4 月 1 日から施行された。一方で、中央教育審議会による「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」（令和 4 年 12 月 19 日）においては、新たな教師の学びが求められており、本県においても生涯にわたって主体的に学び続ける教員の育成に向けた研修が計画・実施されている。これにより、各教員がキャリアを通じて身に付けるべき資質能力や学ぶべき内容・方法の見通しを持ちながら研修することが可能となっている。

児童生徒一人一人に身に付けさせたい力を育成するために、教員は、高い使命感や強い責任感、児童生徒への深い教育的愛情を持ち、自らの資質能力の向上に意欲的に取り組み、生涯にわたって学び続けることが求められる。一人一人の教員がキャリアステージに応じて資質能力を高めていくことで、児童生徒を、「生きる力」を持った未来を拓く人材に育てていくことができる。

児童生徒は、教員の指導力や情熱を敏感に感じ見抜くものである。平素の学習指導や生徒指導に、自らも学びながら真剣に取り組んでいる姿が、児童生徒に及ぼす影響は極めて大きい。

## (2) 研修の種類

教員研修の種類は、おおよそ次の三つに分けることができる。

### ① 職務命令による研修

研修を勤務そのものとして受講する場合であり、校長等の職務命令により行われる。

勤務場所を離れて行うときは、旅行命令が出され、研修を命ぜられた教員は、研修命令に従わなければならない。自分の都合で参加を拒否したり、正当な理由なしに欠席したりすることはできない。特に「初任者研修」は教育公務員特例法第23条の規定に基づき、また「中堅教諭等資質向上研修」は同第24条の規定に基づき任命権者により実施される法定研修として、対象者に受講が義務づけられている。

### ② 職務専念義務の免除による研修

教育公務員特例法第22条の2に「教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。」とされており、この規定を根拠として直接に職務に専念する義務を免除され研修できるものである。

### ③ 勤務時間外の自主的な研修

この研修は、勤務時間外に教員が自主的、自発的に行う個人又はグループによる研修である。これによって、教員は自己の教養や識見を深めるだけでなく、人格を高め、人間として教員としての成長が図られる。

## (3) 初任者研修

### ① 初任者研修の意義

初任者研修は、教育公務員特例法第23条に「採用の日から一年間の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修を実施しなければならない。」と規定されている。初任者としての一年間は、大学・教職大学院で学んだ知識・理論、また臨時的任用等における教職経験を配属校で実践する最初の段階であり、教員としての使命感を高めるとともに、円滑に教育活動に入り、可能な限り自立して教育活動を展開していく素地をつくる上で極めて重要な時期である。初任者研修を受講し、各人の背景に応じて実践的指導力を高めていくこと、また教員としての研究課題を見出し「学び続ける教員」として第一歩を踏み出すことは、教員としての成長に不可欠である。

### ② 初任者研修の内容

(ア) 「校内研修(所属校における研修)」：初任者は研修期間中、配属校において学級担任や教科担任等として教育活動に従事しながら、学級経営、授業等に関する具体的な研修、児童生徒・保護者対応、校務処理他学校教育全般について、初任者研修指導教員と校内の先輩教員の指導助言を受けながら、実地に即した研修を行う。

(イ) 「校外研修(総合総合教育センター等における研修)」：文部科学省が示す7分野(基礎的素養、学級経営、教科指導、道徳、特別活動、総合的な学習/探究の時間、生徒指導・進路指導)と「やまなし教員等育成指標」で求められる資質・能力に基づいた基礎的研修を受講する。

### ③ 採用前の経験に応じた個別対応

初任者を含む第1ステージの教員育成をより効果的に行うことを目的とし、令和2年度から初任者研修を採用前の経験に応じて次の3グループに分けて実施することとした。

(ア) 一般初任者研修：初任者研修対象者のうち、(イ)(ウ)に該当しない者

(イ) 教職大学院修了者：令和8年3月31日現在で教職大学院を修了している者

(ウ) 期間採用等経験者：直近の5年間(令和3年4月1日以降)「山梨県の公立学校の小・中・高・特別支援学校の臨時的任用教職員(期間採用教員・代替教員)・任期付教員として、校種に関わらず通算2年以上の勤務経験がある者」期間の計算にあつては、355日以上を1年とする。※非常勤講師はこれに含まない。(市町村単独負担教員等は非常勤講師)

(イ)、(ウ)の対象者については(ア)の一般初任者研修における必修研修を一部免除する。

免除部分については、個々の経験に応じてさらに専門性を高める研修を各所属校で行うこととする。

#### ④ 初任者研修の方法

(ア) 一般初任者対象 (全30週)

研修内容	研修時間・研修日数	備考
【1】校内研修時間数	240時間以上	所属校における週8時間以上の研修
【2】校外研修日数	17日	総合教育センター、実習校等における研修

(イ) 教職大学院修了者 (全30週)

研修内容	研修時間・研修日数	備考
【1】校内研修時間数	150時間以上	所属校における週5時間以上の研修
【2】校外研修日数	17日	総合教育センター、実習校等における研修

(ウ) 期間採用等経験者 (全30週)

研修内容	研修時間・研修日数	備考
【1】校内研修時間数	90時間以上	所属校における週3時間以上の研修
【2】校外研修日数	17日	総合教育センター、実習校等における研修

※研修日程及び研修内容詳細については「初任者研修の手引」に掲載する。

#### (4) ソフトモア研修

目的：「やまなし教員等育成指標」における「第1ステージ（採用1年目から5年目）」の研修を体系化し、若年期教員の主体的・継続的な資質能力を育成する。

対象：採用2年目～6年目の教諭・養護教諭・栄養教諭

期間：採用2年目～6年目の5年間

方法：①「やまなし教員等育成指標」に基づいて自分で設定したテーマに沿って、総合教育センター希望研修会を5年間で1.5日分(0.5日×3回)以上受講する。

② 6年目教員対象の必修研修「五年経験者研修」の中で、その研修成果を発表する。

対象校種	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目 =五年経験者研修3日
中・高・特別支援学校	自分の研修テーマに沿って、総合教育センター希望研修を5年間で1.5日分(0.5日×3回)以上受講する。				五年経験者研修で、5年間の研修成果を発表。
小学校	中・高・特別支援学校と同様。ただし下記必修研修を「1.5日分(3回)」に含めることができる。				
	体育実技研修 (3日)	理科授業づくり研修 (1.5日)			

※名称変更の可能性あり

## XIII-2 総合教育センターにおける初任者研修の留意点

### (1) 運営の基本方針

- 本初任者研修は、文部科学省が示す初任者研修の目標・内容を基準に編成され、基礎的素養、学級経営、教科指導、道徳教育、特別活動、総合的な学習／探究の時間、生徒指導・進路指導の7つの分野を中心に研修を行う。
- やまなし教員等育成指標で示している、求められる資質・能力に基づいて行う。
- 体験活動・情報交換を重視し、校種の枠を超えて課題等を協議できる機会とする。
- 主体的・自主的な研修態度を育成する。

### (2) 研修内容について

- 本冊子の「初任者研修計画一覧」を確認する。
- 総合教育センターで実施する研修以外に、校外研修として小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教諭は5回の授業研修（異校種参観研修を含む）を、養護・栄養教諭は各1～2回の専門研修（保健体育課主催）をそれぞれ行う。
- 総合教育センターが主催する研修会のうち次の研修については、選択申し込みが必要となる。各学校の研究主任（研修申込担当者）を通して **4月10日（金）** までに研修申込システムで申込手続きを行う。

#### 選択申し込みが必要な研修

小学校教諭	……………研修番号 1114
中学校教諭	……………研修番号 1217、1218
高等学校教諭	……………研修番号 1317、1318
特別支援学校教諭	……………研修番号 1417、1418
養護教諭	……………研修番号 1517、1518 (701) (703)
栄養教諭	……………研修番号 1617 (292)

#### ■小学校

##### 【教科指導法1・2・3】

- ① 研修番号1114 教科指導法1 国語を全員受講……………選択不要
- ② 研修番号1114 教科指導法2 算数を全員受講……………選択不要
- ③ 研修番号1114 教科指導法3 社会・理科・図工・音楽・家庭・外国語から1教科を選択受講  
※希望教科を第2希望まで選ぶ

## ■中学校

### 【教科指導法 1・2・3】

- ①研修番号1214 教科指導法 1 ……選択不要
- ②研修番号1217、1218 教科指導法 2・3 ……教科研修（ただし担当教科研修）の中から選択受講  
「令和 8 年度実施研修一覧表」研修番号202～292の初任研対象研修の中から、以下の点に気をつけて 2つ選択する
  - ・担当教科研修を 2つ選び、研究主任に伝えること
  - ・1研修で日数が 2日以上の場合（研修番号252：中高・体育実技指導力アップ研修会Ⅱ）は、2つ目の研修を選ぶ必要はないが、全ての日（8月18・19日両日）を受講すること
  - ・中学校の教科等研修が受講できない場合は、担当教科の異校種（高等学校、小学校）の研修を選択して申し込むこと
  - ・研修番号226：中高・数学科授業力アップ研修会Ⅲは、中学校初任者は教科研修会の対象となりません

## ■高等学校

### 【教科指導法 1・2・3】

- ①研修番号1314 教科指導法 1 ……選択不要
- ②研修番号1317、1318 教科指導法 2・3 ……教科等研修（ただし担当教科研修）の中から選択受講  
「令和 8 年度実施研修一覧表」研修番号203～292の初任研対象研修の中から、以下の点に気をつけて 2つ選択する
  - ・担当教科研修を 2つ選び、研究主任に伝えること
  - ・1研修で日数が 2日以上の場合（研修番号252：中高・体育実技指導力アップ研修会Ⅱ）は、2つ目の研修を選ぶ必要はないが、全ての日（8月18・19日両日）を受講すること
  - ・高校の教科等研修が受講できない場合は、担当教科の異校種（中学校）の研修を選択して申し込むこと
  - ・工業・商業・農業・情報・福祉の初任者は、286、287、289、292、605、606、608、610の中から 2つ選択すること

## ■特別支援学校

### 【教科指導法 1・2・3】

- ①研修番号1414 教科指導法 1 ……選択不要
- ②研修番号1417、1418 教科指導法 2・3 ……341、342、343、345 の研修から 2つ選択して申し込む
  - ・研修番号341：子供の特性理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7月24日（金）午後
  - ・研修番号342：発達障害特性に応じた指導法・・・・・・・・・・・・ 7月30日（木）午後
  - ・研修番号343：子供の育ちを促す授業づくり・・・・・・・・・・・・ 7月24日（金）午前
  - ・研修番号345：ICT活用指導力向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8月6日（木）午後

## ■養護教諭

### 【養護教諭専門】

- ① 研修番号1517 養護教諭専門 7 ……全員、次の研修を選択する  
研修番号701 救急処置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7月30日（木）午前
- ② 研修番号1518 養護教諭専門（保健体育課主催）…全員、次の研修を選択する  
研修番号703 健康相談実践基礎・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7月28日（火）午前

## ■ 栄養教諭

### 【栄養教諭専門】

- ① 研修番号1617 栄養教諭専門7………全員、次の研修を選択する  
研修番号292 食育研修～食からはじまる教科横断的な学び～……………7月22日（水）午後

## （3）研修受講上の留意事項について

### ① 研修会開催の通知について

- ・初任者研修の日程に関わる正式な通知は、3月末に県教育委員会より配付済み。
- ・研修会ごとの実施要項は、初回分のみ3月末に配付済み。第2回以降は総合教育センターHPの「研修 MyPage」または研修の「メインメニュー」より実施要項をダウンロードし、その都度、各学校にて文書の入件処理を行う。（実施要項は、別途配付の場合もあり）
- ・文書の入件処理の方法は、各学校の事務担当者から説明を受ける。

### ② 出欠確認について

- ・受付に「研修会等出席確認用紙」を提出する。（授業研修会、異校種参観研修会も含む）
- ・欠席・遅刻・早退は原則として認められない。
- ・病気や忌引きなどの特別な事情で研修を欠席等する場合は、事前に各所属の学校長を通して総合教育センター研修指導課長に電話等で申し出ること。その上で、所定の様式で研修会不参加届（総合教育センターHPよりダウンロードして使用）を提出する。

### ③ 教職大学院修了者ならびに期間採用等経験者に対する「校内研修」一部免除について

- ・所属の校長が指定の書式で免除の申請を行う。（「初任者研修の手引き」参照）
- ・免除となるのは、校内研修時間数のみ、校外研修の日数は一律のため注意すること。

### ④ 講義・演習について

- ・特別に許可される場合を除き、研修中の録音、録画、写真撮影等はできない。
- ・研修中は、携帯電話、時計のアラーム等が鳴らないように設定する。
- ・研修の受講にあたっては、本冊子の該当箇所を熟読の上、参加すること。

### ⑤ 受講記録について

- ・受講記録を指示通り作成し、提出する。
- ・受講記録用紙は、総合教育センターHPからダウンロードする。（年度途中の更新もある）
- ・記入した受講記録と講義資料一式を指導教員、管理職に回覧する。押印された受講記録をPDFファイルにして、そのPDFファイルを指定された期限までに「研修 MyPage」のキャビネットへ提出する。

【提出先】 総合教育センターHP → 研修 MyPage → キャビネット

- ・受講記録及び欠席レポートの原本は、各学校においてファイルを作成して、5年間保管する。
- ・欠席レポートを含む場合は、②のとおりキャビネットまたはメールで提出する。
- ・受講記録に内容の不備や作成上の不正が確認された場合は、総合教育センターが所属の学校長に報告し、再提出を求める。

### ⑥ 服装について

- ・初回に配付する名札を研修中は常時身に付ける。
- ・初任者研修にふさわしい服装を心がける。
- ・5～10月はクールビズを適用する。
- ・空調・換気に対し、衣服が調整できるように準備する。

## ⑦ その他

- ・交通事故や違反には十分注意する。
- ・研修時も教育公務員として自覚を持って行動し、主体的・意欲的に取り組む。
- ・校外研修中の外出は、休憩時間も含めて原則禁止とする。
- ・昼食が必要な場合は持参し、指定された場所でとる。
- ・ゴミは全て持ち帰る。
- ・悪天候等による、急な変更等の連絡は、総合教育センターHP や研修 MyPage のメッセージ等で通知する。
- ・総合教育センターは全面禁煙となっている。
- ・総合教育センターでは初任者アドバイザーが不安や悩みに対して、相談や支援を行っている。

### <総合教育センターHP上からダウンロードするもの>

- ① 初任者研修の手引
- ② 初任者の皆さんへ
- ③ 1年目の先生方のためのQ&A
- ④ 校外研修に関わる各種書類
- ⑤ 校内研修に関わる各種書類
- ⑥ 山梨県教育大綱（山梨県教育振興基本計画）
- ⑦ 令和8年度教育振興基本計画をふまえた山梨県が目指す学校教育
- ⑧ やまなし教員等育成指標
- ⑨ やまなし教員等育成指標活用ガイド
- ⑩ 山梨県学校防災指針

### <不明な点についての問い合わせ先>

山梨県総合教育センター

学校教育支援部 研修指導課 初任者研修担当

〒406-0801 山梨県笛吹市御坂町成田1456

電 話 055-262-5871（直）

055-262-5571（代）

e-mail [ypec-kenshu@kai.ed.jp](mailto:ypec-kenshu@kai.ed.jp)

山梨県総合教育センター初任者研修資料

## 令和8年度「初任者の皆さんへ」

発行 令和8年4月1日

発行所 山梨県総合教育センター

〒406-0801

山梨県笛吹市御坂町成田1456

TEL 055-262-5571 (代)

055-262-5871 (学校教育支援部研修指導課)